

保育政策関係資料集

令和7年10月

1	各施設の概要について	2
	・ 保育所	
	・ 認定こども園	
	・ 幼稚園	
	・ 地域型保育事業	
	・ 認可外保育施設	
2	子ども・子育て支援新制度について	28
	・ 子どものための教育・保育給付の支給認定	
	・ 市町村長による確認	
	・ 公定価格	
	・ 幼児教育・保育の無償化、利用者負担	
3	保育政策の新たな方向性について	59
	・ 市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保	65
	— 待機児童対策	
	— 人口減少対策	
	・ 保育提供体制の強化	94
	・ 保育の質の確保・向上、安全性の確保	98
	— 保育の質の確保・向上	
	— 安全性の確保	
	・ 多様なニーズに応じた保育の充実	111
	— 障害児・医療的ケア児等	
	— 病児保育・延長保育・一時預かり等	
	・ 家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進	115
	— 「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進	
	・ 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善	131
	・ 保育人材の確保のための総合的な対策	142
	・ 保育の現場・職業の魅力発信	149
	・ 保育DXの推進による業務改善	151
4	参考データ	163

保育所

保育所について

保育所

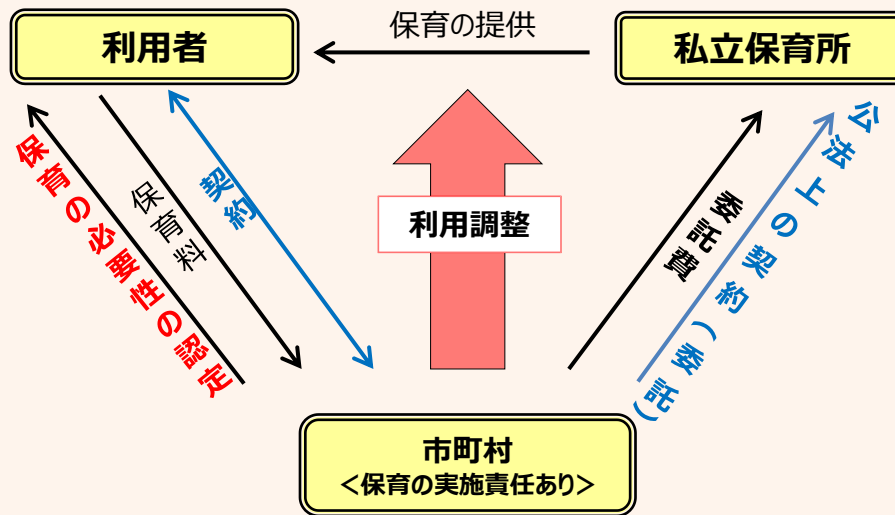
保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（児童福祉法第39条第1項）

- 認可：都道府県等（都道府県、政令市又は中核市）
- 国の基準に「従い」又は国の基準を「参酌」して都道府県等が条例で定める基準の遵守
- 保育時間：原則8時間（設備運営基準第34条）
- 「保育所保育指針」に基づき、児童の発達に応じた保育を提供（設備運営基準第35条）
- 通常保育以外に延長保育（補助）、休日保育（加算）、夜間保育（加算）等を行う保育所もある。

※設備運営基準
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
（昭和23年厚生省令第63号）

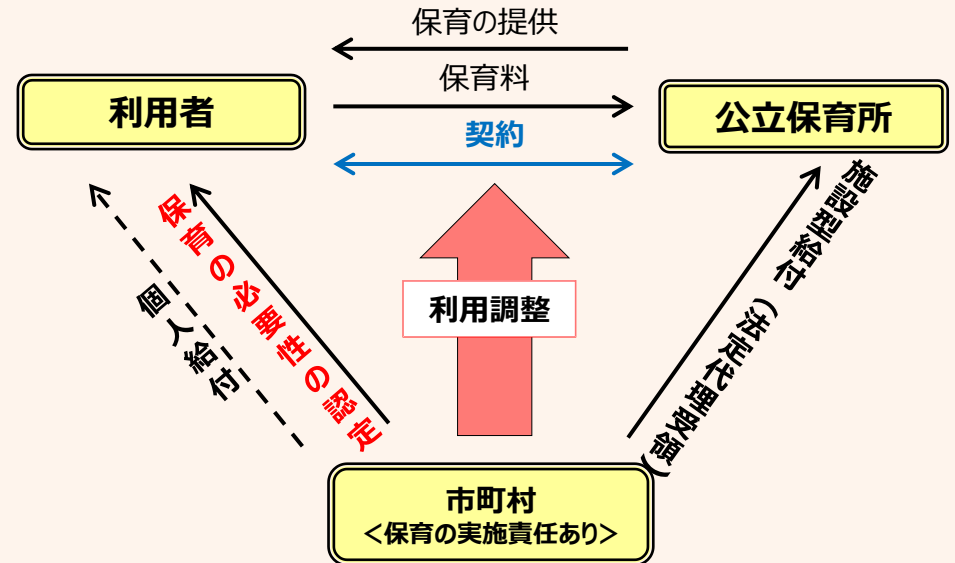
対象及び手続き

<私立保育所の場合>



※ 児童福祉法第24条において、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから、私立保育所における保育の費用については、施設型給付ではなく、現行制度と同様に、市町村が施設に対して、保育に要する費用を委託費として支払う。（子ども・子育て支援法附則第6条）
この場合の契約は、市町村と利用者との間の契約となり、利用児童の選考や保育料の徴収は市町村が行うこととなる。

<公立保育所の場合>



※ 施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、居住市町村から法定代理受領する仕組みとする（保育料等は施設が利用者から徴収）。（子ども・子育て支援法第27条）
契約については、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、施設の利用の申込みがあったときは、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。

保育所の設備運営基準

- 保育所の基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）で区分された「従うべき基準」「参酌すべき基準」に従い、都道府県、指定都市及び中核市が条例により定める。

[従うべき基準の主な内容]

<職員配置基準>

○保育士

- | | | | |
|------|---------------|--------|------|
| ・0歳児 | 3人に保育士1人（3：1） | ・1、2歳児 | 6：1 |
| ・3歳児 | 15：1 | ・4歳以上児 | 25：1 |

※1歳児については、職員配置を5：1とした場合の加算措置あり

※3歳児及び4歳以上児については、経過措置（3歳児：20：1、4歳以上児：30：1）あり

※ただし、保育士は最低2名以上配置

- 保育士その他、嘱託医及び調理員は必置 ※調理業務を全て委託する場合は、調理員を置かなくても可

<設備の基準>

- 0、1歳児を入所させる保育所：乳児室又はほふく室及び調理室
→ 乳児室の面積：1.65㎡以上／人 ほふく室の面積：3.3㎡以上／人
- 2歳以上児を入所させる保育所：保育室又は遊戯室及び調理室
→ 保育室又は遊戯室の面積：1.98㎡以上／人

[参酌すべき基準の主な内容]

- | | | |
|-----------|-------------|---------|
| ・屋外遊戯場の設置 | ・必要な用具の備え付け | ・耐火上の基準 |
| ・保育時間 | ・保護者との密接な連絡 | |

※従うべき基準であっても地方自治体がこれを上回る基準を定めることは可能である。

保育所における保育費用及び保育料について

- 保育サービスの安定的な提供の観点から、**保育の実施につき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を維持するための費用を公費で負担**している。

（子どものための教育・保育給付交付金（こども家庭庁予算））

※平成16年度より公立保育所分は一般財源化

※平成27年度より厚生労働省予算から内閣府予算へ移替

※平成30年度より0～2歳児相当分の私立保育所の運営費に事業主拠出金を充当

※令和5年度より内閣府予算からこども家庭庁予算へ移替

※令和6年度から0～2歳の人勧引上げ分の2分の1に対して事業主拠出金を充当

- 財源構成は、概ね、保護者が支払う保育料と公費が2：8である。

公費の負担割合は、事業主拠出金充当後の残額に対して国1/2、都道府県1/4、市町村1/4である。

※令和6年度においては、事業主拠出金18.16%、国40.92%、都道府県20.46%、市町村20.46%

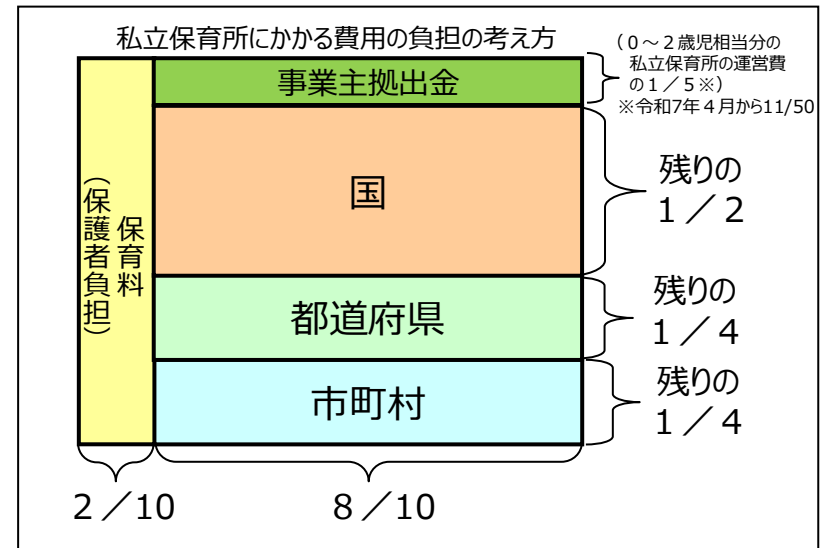
※事業主拠出金は、0～2歳児相当分の私立保育所の運営費の1/5（令和7年4月から11/50）の範囲内で、毎年度政令で定める割合を充当

- 保護者が支払う保育料については、各市町村において、家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定めることとしている。

※ 各市町村において、地域の実情に応じ上乗せして補助を行い、保育料を国の徴収基準額から軽減するなどの独自の施策を実施している。

※ 令和元年10月より、住民税非課税世帯の0～2歳児及び3～5歳児に係る保育料は無償化されている。

- 市町村が定める保育料のほか、施設による徴収（通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等）、それ以外の上乗せ徴収（教育・保育の質の向上を図るための費用。事前説明・同意を要する）が可能である。



認定こども園

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

- **教育・保育を一体的に行う施設**で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。
以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができます。
- ① 就学前の子どもを、**保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能**
 - ② 子育て相談や親子の集いの場の提供等 **地域における子育ての支援を行う機能**

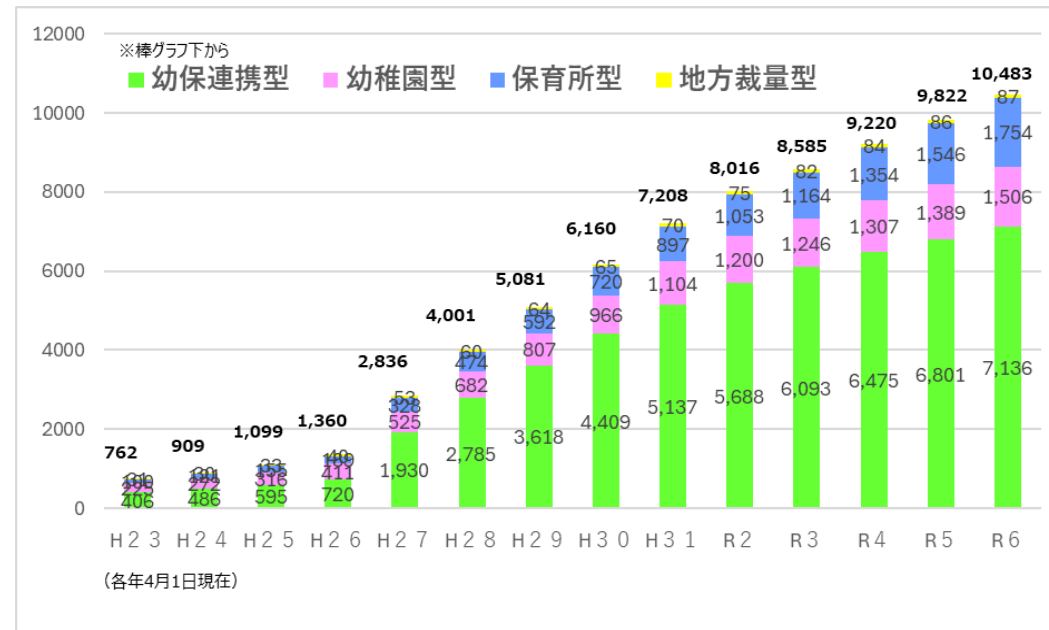
認定こども園の数

(こども家庭庁調べ(令和6年4月1日現在))

園数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
10,483 R5(9,822)	7,136 (6,801)	1,506 (1,389)	1,754 (1,546)	87 (86)

【参考】 保育所：31,077園（保育所型認定こども園、
特定地域型保育事業を含む）
幼稚園：8,530園（幼稚園型認定こども園を含む）

認定こども園数の推移



幼保連携型認定こども園について

	主な内容
設置主体	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 ※既存の附則 6 条園の設置者が幼保連携型認定こども園を設置する場合の経過措置あり
認可主体等	都道府県知事（公立）届出（私立）認可 大都市（指定都市・中核市）に権限を移譲 指定都市・中核市が認可をする場合、市長は、あらかじめ、都道府県知事との協議を行う。 ※欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可を行う。
監督	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
審議会の意見聴取	（公立）事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取 （私立）設置認可、認可の取消し、事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取
所管・教育委員会の関与	公立・私立を問わず、地方公共団体の長が一体的に所管 （公立）地方公共団体の長が事務を管理・執行するに当たり教育委員会の意見を聴く等の関与 （公立・私立）知事は、必要と認めるとき、教育委員会に助言・援助を求めることができる
設置基準	「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」を定める。 ※学校としての基準（学級担任制、面積基準等）と児童福祉施設としての基準（人員配置基準、給食の実施等）について、より高い水準を引き継ぐことを基本的考え方として新たな基準を設定。（既存施設からの移行に関し、設備についての移行特例を設ける）
教育・保育内容の基準	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を定める。 ※幼保連携型以外の類型の認定こども園（幼稚園型・保育所型・地方裁量型）についても、当該基準を踏まえて幼児期の学校教育・保育を行わなければならない。
配置職員	園長、保育教諭（※）、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員 → 必置 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭等 → 任意配置 ※保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則 （施行後10年間の経過措置あり。免許・資格の併有促進のための経過措置も実施）

幼保連携型認定こども園について（続き）

	（続き）
公立の職員の身分	（公立）基本的に教育公務員特例法に規定する教育公務員としての取扱い
研修	（公立）研修の充実が図られる（教育基本法 9 条）、研修機会の付与、職専免研修等 （私立）研修の充実が図られる（教育基本法 9 条）
政治的行為の制限	（公立）〔施設〕政治教育その他の政治行為の禁止（教育基本法14条 2 項） 〔教員〕国家公務員と同様の制限（所属地方公共団体内外にかかわらず制限） （私立）〔施設〕政治教育その他の政治行為の禁止（教育基本法14条 2 項）
評価・情報公開	自己評価 → 義務 関係者評価・第三者評価 → 努力義務
保健	保健計画策定、保健室設置、健康診断、出席停止制度、臨時休業制度
災害共済給付	対象とする
名称使用制限	幼保連携型認定こども園以外の施設が「幼保連携型認定こども園」という名称又は紛らわしい名称を用いてはならない
税制	従前の幼稚園・保育所と同等の税制措置

（主な経過措置等）

- ・ 新法の施行前までに学校法人以外で私立幼稚園を設置する者については、当分の間、一定の要件を満たせば、その設置する私立幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置することができる。
- ・ 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者には、施行後10年間に限り保育教諭となることができる。
- ・ 施行後15年間に限り、幼稚園教諭免許状と保育士資格の取得要件を緩和する特例制度を設けている。
- ・ 既存の幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行した場合、その幼保連携型認定こども園の名称中に「幼稚園」という文字を用いることができる。
- ・ その他の関係法令の適用についても、幼稚園及び保育所からの円滑な移行に配慮して、関係規定を整理する。
- ・ 幼稚園教諭免許及び保育士資格について、一体化を含め、その在り方について検討する。

新たな幼保連携型認定こども園の認可基準について

1. 基本的な考え方

- 学校かつ児童福祉施設たる「単一の施設」としての幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とする。
- 既存施設(幼稚園、保育所)からの円滑な移行を確保するため、設備に限り、一定の移行特例を設ける。なお、法施行までに認定を受けた幼保連携型認定こども園については、みなし認可となり、設備について、従前基準を適用する。

2. 設置パターン別の基準

施設の設置パターン	基本的考え方	主な基準
【新設】のパターン 新規に新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合	・幼稚園又は保育所の高い水準を引き継ぐ。	〈学級編制・職員配置基準〉 ・満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編制し、専任の保育教諭を1人配置。 ・職員配置基準は、4・5歳児25:1(*)、3歳児15:1(*)、1・2歳児6:1、乳児3:1 *経過措置として当分の間は従前の基準(3歳児は20:1、4歳以上児は30:1)により運営することも妨げない。 ※配置数には、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有する副園長・教頭を含む(経過措置を設ける)。 〈園長等の資格〉 ・原則として、教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者 ・ただし、これと同等の資質を有する者も認める。(設置者が判断する際の指針を示す) 〈園舎・保育室等の面積〉 ・満3歳以上の園舎面積は幼稚園基準(3学級420㎡、1学級につき100㎡増) ・居室・教室面積は、保育所基準(1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人) 〈園庭(屋外遊戯場、運動場)の設置〉※名称は「園庭」とする。 ・園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は、①と②の合計面積 ①満2歳の子どものについて保育所基準(3.3㎡/人) ②満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準(3学級400㎡、1学級につき80㎡増)と保育所基準のいずれか大きい方 ※代替地は面積算入せず。一定条件を満たす屋上は例外的に算入可とする。 〈食事の提供、調理室の設置〉 ・提供範囲は、保育認定を受ける2号・3号子ども(1号子どもへの提供は園の判断)。 ・原則自園調理。満3歳以上は従前の保育所と同じ要件により外部搬入可。

施設の設置 パターン	基本的考え方	主な基準
【既存の幼稚園・保育所からの移行】のパターン 既設の幼稚園（幼稚園型認定こども園）又は保育所（保育所型認定こども園）を基に、新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合	・適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、「設備」に関して、移行特例を設ける。 ・確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表し、努力義務を実質的に促す。 ・施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討。	〈園舎面積〉 ・保育所からの移行の場合→保育所基準（1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人）で可。 ・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準（3学級420㎡、1学級につき100㎡増）で可。 〈園庭の設置・面積〉 ・保育所からの移行の場合→保育所基準（満2歳以上3.3㎡/人）で可。 ・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準（3学級400㎡、1学級につき80㎡増）で可。 〈園庭の設置・面積（代替地・屋上）〉 ・満2歳の子どもの必要面積に限り、一定要件のもと、代替地・屋上の算入可。
【従前の幼保連携型認定こども園からの移行】のパターン 法律上新たな幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたものとみなされる場合	・新たな基準に適合するよう努めることを前提に、「設備」に関して、従前の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置（法律の附則）	・職員配置に関して、従前の幼保連携型認定こども園の配置基準（1号子どもは35:1、2号・3号子どもは年齢別配置基準）によることを認める。 ・設備に関して、従前の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める。（学級編制、運営などについては、新設と同じ基準）

幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較(主なもの)

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校(幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設(保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
職員の性格	保育教諭(注1) (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれか でも可 満3歳未満→保育士資格が 必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれか でも可 満3歳未満→保育士資格が 必要 ※ただし、2・3号子どもに対 する保育に従事する場合は、 保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれか でも可 満3歳未満→保育士資格が 必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準の ため、各都道府県の条例等 により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準の ため、各都道府県の条例等 により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日が開園 が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日が開園 が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

注1)一定の経過措置あり

注2)施設整備費について

- ・安心こども基金により対象となっていた各類型の施設整備に係る費用については、新制度施行後においても引き続き、認定こども園施設整備交付金や保育所等整備交付金等により、補助の対象となります。
- ・1号認定子どもに係る費用については公定価格上減価償却に係る費用が算定されています。また2・3号認定子どもに係る費用については、施設整備費補助を受けずに整備した施設について同加算が受けられます。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定基準について
(以下の基準は国が告示で定める基準であり、これを各都道府県が参酌し定めるところによる。)

	主 な 内 容
職員配置	・0歳児 3:1 / 1・2歳児 6:1 / 3歳児 15:1(※) / 4・5歳児 25:1(※) ※経過措置として当分の間は従前の基準(3歳児は20:1、4歳以上児は30:1)により運営することも妨げない。 ・満3歳以上の教育時間相当利用時及び教育及び保育時間相当利用時の共通の4時間程度については学級を編制。 ・園長を配置。
職員資格	・満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましい。(いずれかでも可) ・満3歳未満→保育士資格が必要。
施設整備	・建物及びその附属設備は同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることが望ましい。 ・保育室又は遊戯室、屋外遊技場(※)及び調理室(※)が必置。また、2歳未満の子どもを入所させる場合には乳児室又はほふく室が必置。 ※保育所型、地方裁量型については、一定の要件のもと付近の適当な場所への代替可。 ※自園調理が原則。満3歳以上は外部搬入可。自園調理を必要とする子どもの数が19人以下の場合は調理設備で可。
その他	・自己評価、外部評価及びその公表の実施 ・保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は1日8時間が原則。 (家庭の状況等を考慮し、認定こども園の長が設定。) ・開園日数及び開園時間は地域の実情に応じ設定。

幼稚園

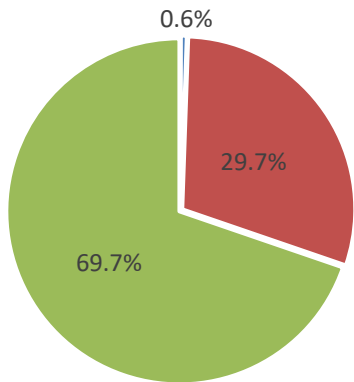
幼稚園の現状

(令和6年5月1日現在)

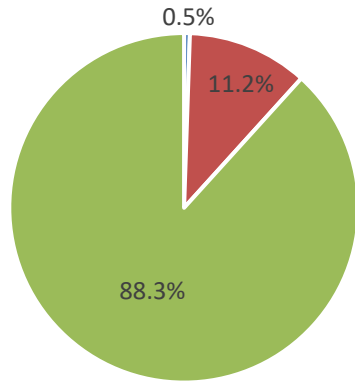
区分		合計		国立		公立		私立	
幼稚園数		8,530 園	100%	47 園	0.6%	2,534 園	29.7%	5,949 園	69.7%
園児数	合計	757,968 人	100%	4,070 人	0.5%	84,759 人	11.2%	669,139 人	15.3%
	3 歳 児	220,952 人	100%	1,038 人	0.5%	18,745 人	8.5%	201,169 人	91.0%
	うち満3歳児入園	69,657 人	100%	9 人	0.0%	331 人	0.5%	69,317 人	99.5%
	4 歳 児	252,960 人	100%	1,456 人	0.6%	28,773 人	11.4%	222,731 人	88.0%
	5 歳 児	284,056 人	100%	1,576 人	0.6%	37,241 人	13.1%	245,239 人	86.3%
教員数(本務者)		82,809 人	100%	359 人	0.4%	12,674 人	15.3%	69,776 人	84.3%

(出典: 令和6年度学校基本調査)

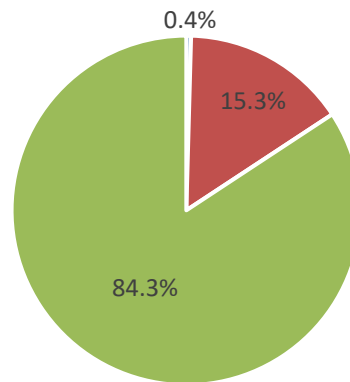
幼稚園数



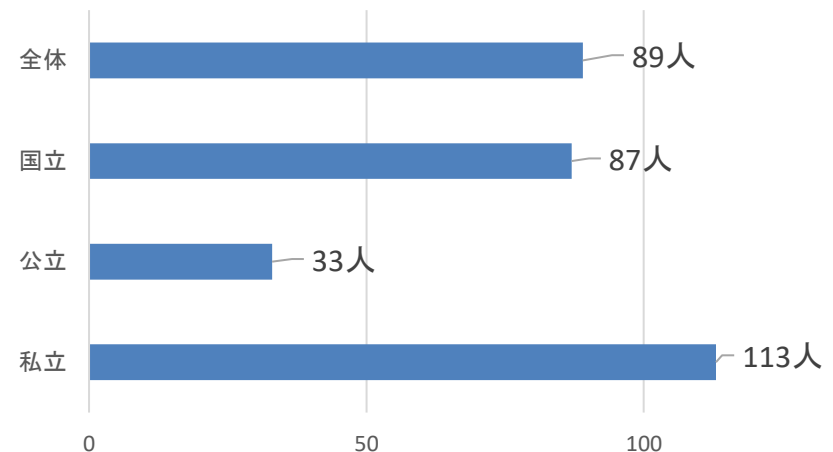
園児数



教員数(本務者)



1園あたりの在園児数



■ 国立 ■ 公立 ■ 私立

(注) ・「満3歳児入園者数」は、満3歳に達する日以降の翌年度4月1日を待たずに随時入園した者である。
・幼稚園数、園児数及び教員数(本務者)は幼稚園型認定こども園も含む。

子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園の選択肢

	園・保護者への財政措置	選考・保育料等の取扱い
子ども・子育て支援新制度に移行	【認定こども園(幼保連携型・幼稚園型)】 ●市町村から「施設型給付」※² 「教育標準時間認定」を受けた利用者 「保育の必要性認定」を受けた利用者 ●都道府県から私学助成(特別補助)※³	●応諾義務 利用の申込みがあったときは、正当な理由がある場合を除き、拒んではない ●利用定員を超える場合は、公正な方法等により選考 ●「保育の必要性認定」を受けた利用者は、市町村の利用調整によって入園が決定 ●3歳～5歳は保育料ゼロ ●上乗せ徴収 教育・保育の質の向上に必要な対価の徴収が可能 (保護者からの文章での同意が必要) ●実費徴収 物品購入費、行事費、給食費、通園送迎費の徴収が可能 (保護者からの同意が必要)
	【新制度幼稚園】 ●市町村から「施設型給付」 「教育標準時間認定」を受けた利用者 ●都道府県から私学助成(特別補助)※³	
子ども・子育て支援新制度に移行しない※ ¹	●都道府県から私学助成(一般補助※⁴) ●市町村から「施設等利用給付」※⁵ ●都道府県から私学助成(特別補助)※³	●建学の精神に基づく選考 ●保育料は設置者が設定

※¹ 一部、私学助成を受けない幼稚園(宗教法人立や個人立など)も存在する。

新制度施行前から存在する私立幼稚園は、別段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされる。

※² 国は2分の1負担、都道府県は4分の1負担(「教育標準時間認定」を受けた利用者の分については、地方単独費用部分あり)。

※³ 特別支援教育や特色ある幼児教育の取組等に対する補助を実施する園に支給。

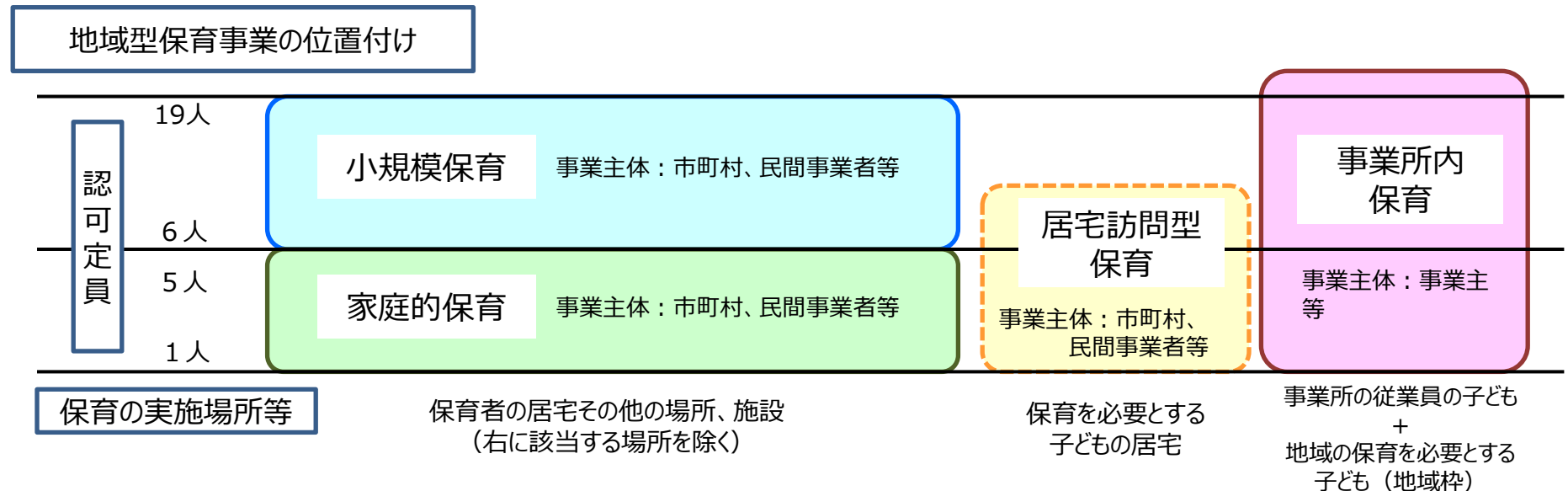
※⁴ 国が最大2分の1の補助を都道府県に行う。

※⁵ 国は2分の1負担、都道府県は4分の1負担。

地域型保育事業

地域型保育事業について

- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしている。
 - ◇小規模保育（利用定員 6 人以上 19 人以下）
 - ◇家庭的保育（利用定員 5 人以下）
 - ◇居宅訪問型保育
 - ◇事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保する。



地域型保育事業の設備運営基準について

小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型（保育所分園、ミニ保育所に近い類型）、C型（家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型）、B型（中間型）の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1／2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定とすることで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

<主な認可基準>

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3：1 1・2歳児 6：1	保育所の配置基準＋1名	保育所の配置基準＋1名	0～2歳児 3：1 （補助者を置く場合、5：2）
	資格	保育士 ※保健師又は看護師等の特例有（1人まで）	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。	1／2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0～2歳児 いずれも1人3.3㎡
処遇等	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可（特区） 調理室 調理員	自園調理 （連携施設等からの搬入可） 調理設備 調理員	自園調理 （連携施設等からの搬入可） 調理設備 調理員	自園調理 （連携施設等からの搬入可） 調理設備 調理員

- ※ 小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援、代替保育及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。
- ※ 保健師又は看護師に係る職員資格の特例については、地方分権に関する政府方針を踏まえ、平成27年4月1日から准看護師についても対象とされている。

家庭的保育事業等の認可基準について

○ 家庭的保育事業等については、従前の事業からの移行や、それぞれの事業形態、特徴等を踏まえ、基準を設定する。

<主な認可基準>

		家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員	職員数	0～2歳児 3：1 家庭的保育補助者を置く場合 5：2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0～2歳児 1：1
	資格	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) *市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者		必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0～2歳児 1人当たり3.3㎡	定員19名以下 小規模保育事業B型の基準と同様	—
処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	—

- ※ 家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援、代替保育及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

認可外保育施設

認可外保育施設とは

保育を行うことを目的とした施設であつて認可を受けていない施設をいう。

- 児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、事業開始から1カ月以内に都道府県知事に届出を行わなければならない。
 - ※ 事業所内保育施設やいわゆるベビーシッターなど、少人数・家庭で1対1で預かるものや、幼児教育類似施設を含む。
 - ※ ただし、親族間の預かりや親しい知人や友人による預かり等は届出対象外。（省令で除外）
 - ※ 少なくとも1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合は保育されているものと考えられる。
- 届出された施設については、都道府県等が原則年1回以上立ち入ることとしており、児童福祉の観点から、以下を主な内容とする指導監督基準を示している。（国の通知）

認可保育所と認可外保育施設の設置基準比較

項目	認可保育所（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準） ＜定員20人以上＞	認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準） ＜定員6人以上＞
職員	○配置基準（児童）：（保育士） 0歳児 3：1 1歳児 6：1（※1） 2歳児 6：1（※2） 3歳児 <u>15：1</u>（※3） 4・5歳児 <u>25：1</u>（※3） （※1）1歳児については、職員配置を5：1とした場合の加算措置あり （※2）歳児及び4歳以上児については、経過措置（3歳児：20：1、4歳以上児：30：1）あり （※3）加算措置とともに、経過措置として 当分の間は従前の基準による運営を妨げない。 ○職員：配置基準上認められるのは<u>保育士のみ</u> <u>嘱託医及び調理員（※4）</u>	○配置基準（児童）：（保育者） 0歳児 3：1 1、2歳児 6：1 3歳児 <u>20：1</u> 4歳以上児 <u>30：1</u> ○職員：配置基準上求められる<u>保育者の3分の1以上が保育士又は看護師（准看護師を含む。）</u>資格が必要
設備	○2歳未満 ・乳児室の面積 <u>1.65㎡以上</u>／人 ・ほふく室の面積 <u>3.3㎡以上</u>／人 ・医務室、調理室、便所 ○2歳児以上 ・保育室又は遊戯室 <u>1.98㎡以上</u>／人 ・屋外遊戯場（※5） <u>3.3㎡以上</u>／人 ・調理室、便所	○全年齢共通 ・保育室 <u>1.65㎡以上</u>／人 ・調理室、便所

（※4）認可保育所で調理業務の全部を委託する施設は、調理員を置かないことができる。認可外保育施設については、基準上嘱託医及び調理員の配置は求めている。

（※5）付近の広場や公園でも代用可。認可外保育施設については、基準上屋外遊戯場の設置は求めている。

認可外保育施設に関する届出・定期報告及び情報の連携

○児童福祉法では、認可外保育施設の届出や定期報告、情報の公表、市町村への通知等が規定されている。

届出

- ・認可外保育施設を設置した者は、事業開始日から**1か月以内**に都道府県知事への**届出が必要**。
届出事項の変更・事業の休廃止に関しても同様に1ヶ月以内に都道府県に届出が必要。
- ・都道府県知事は、届出に関する事項を施設所在地の**市町村長に通知**すること。
(法59条の2第1項、2項、3項)

届出事項

○設置届出事項

⇒①施設の名称及び所在地 ②設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 ③建物その他の設備の規模及び構造 ④事業を開始した年月日 ⑤施設の管理者の氏名及び住所 ⑥その他内閣府令（施行規則第49条の3）で定める事項（開所時間、提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 等）

○変更届出事項、休廃止に伴う届出事項

⇒上記①②③⑤

事業所

定期報告

認可外保育施設の設置者は、毎年、施設の**運営状況**を都道府県知事に報告しなければならない。
(法第59条の2の5第1項)

報告事項

①施設の名称及び所在地 ②設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
③建物その他の設備の規模及び構造 ④施設の管理者の氏名及び住所
⑤開所している時間 ⑥提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ⑦乳幼児の人数 ⑧入所定員 ⑨職員配置及び勤務の体制 等（施行規則第49条の7）

都道府県

(指定都市・中核市含む)

連携

通知

市町村

保育の実施主体

地域住民

公表

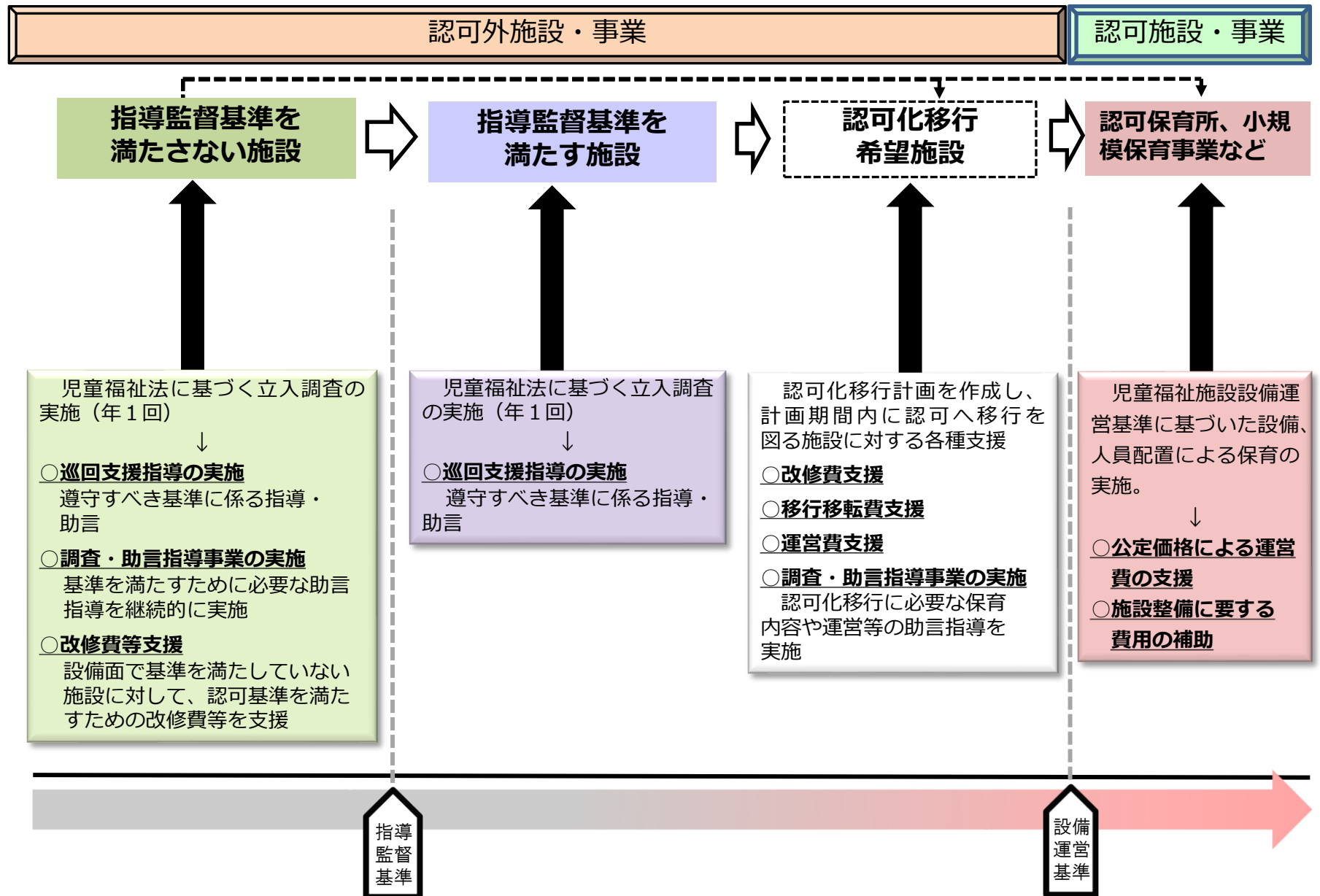
都道府県知事は、毎年、運営状況報告、報告徴収、立入調査等により、得た情報をとりまとめ、関係**市町村長に通知**するとともに、**公表**すること。
(法第59条の2の5第2項)

その他通知・公表事項

○認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書に関する情報提供等
都道府県知事等は、指導監督指針第6に定める情報提供として、管内の認可外保育施設につき証明書を交付した事実についてインターネットへの掲載等により公表するとともに、**市区町村等にも情報提供を行い**、市区町村等から一般へ情報提供が行われるよう求めること。

※「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（令和6年3月29日こ成保第218号こども家庭庁成育局長通知）より

認可外保育施設に対する質の確保に関する支援の流れ（イメージ）



企業主導型保育事業の運営・設置基準

		子ども・子育て支援制度の事業所内保育事業		企業主導型保育事業	認可外保育施設 認可外保育施設指導監督基準
		定員20人以上	定員19人以下 (小規模保育事業と同様)		
職員	職員数	0歳児 3:1 1歳児 6:1 (※1) 2歳児 6:1 3歳児 15:1 (※2) 4・5歳児 25:1 (※2) 最低2人配置 (※1) 1歳児については、職員配置を5:1とした場合の加算措置あり。 (※2) 加算措置とともに、経過措置として当分の間は従前の基準による運営を妨げない。	保育所(定員20人以上)の 配置基準+1名以上 最低2人配置	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 上記に定める数の 合計数+1名 以上 最低2人配置	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 最低2人配置
	資格	保育士 ※保健師、看護師 又は准看護師の みなし特例(1人まで)	保育従事者 (1/2以上保育士) ※保健師、看護師又は准看護師の みなし特例(1人まで) ※保育士以外には研修実施	小規模保育事業と同様 ※ただし、保育事業者型事業 (定員20人以上)については、 3/4以上保育士	保育従事者 (1/3以上保育士) ※看護師、准看護師でも可 ※1日に保育する 乳幼児6人以上施設
設備・面積	保育室等	0・1歳児 乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 2歳児以上 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人	0・1歳児 乳児室又はほふく室 3.3㎡/人 2歳児以上 1.98㎡/人	原則、事業所内保育事業と 同様 ※認可外基準は遵守	保育室 1.65㎡/人 ※0歳児は他年齢の幼児の 保育室と別区画
	屋外遊戯場	2歳児以上 3.3㎡/人	2歳児以上 3.3㎡/人	原則、事業所内保育事業と同様	—
処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	原則、事業所内保育事業と 同様 ※認可外基準は遵守	自園調理(外部搬入可) 調理室 調理員

認可外保育施設の現状①

1. 施設数・事業所数

(出典：令和5年度認可外保育施設の現況とりまとめ)

	ベビーホテル	事業所内保育施設	ベビーシッター	その他の認可外保育施設	合計
届出施設数	1,006か所	8,333か所	6,949か所 〔事業者：498 個人：6,451〕	3,683か所	19,971か所

※ ベビーシッターの「事業者」はベビーシッターを雇用等して事業を実施しているもの、「個人」は個人でベビーシッター事業を実施しているものをいう。

2. 立入調査の実施状況

	ベビーホテル	事業所内保育施設	ベビーシッター	その他の認可外保育施設	合計
届出対象施設①	1,006か所	8,333か所	6,949か所	3,683か所	19,971か所
立入実施施設②	762か所	7,046か所	2,359か所 〔事業者：237 個人：2,122〕	2,663か所	12,830か所
実施率(②/①)	75.7%	84.6%	33.9%	72.3%	64.2%

※ 認可外保育施設のうち届出対象施設については、指導監督基準において年1回以上立入調査を行うことを原則としている。(ベビーシッターについては、令和2年4月1日より年1回以上集団指導を行うことを求めている。)

3. 指導監督基準の適合状況

	ベビーホテル	事業所内保育施設	ベビーシッター	その他の認可外保育施設	合計
立入実施施設③	762か所	7,046か所	2,359か所	2,663か所	12,830か所
基準適合施設④	432か所	5,877か所	1,339か所	1,887か所	9,535か所
基準適合率(④/③)	56.7%	83.4%	56.8%	70.9%	74.3%

認可外保育施設の現状②

4. 入所児童数

	合 計	0～2歳	3歳以上	年齢不詳
ベビーホテル	10,570人	5,112人 (48.4%)	5,377人 (50.9%)	81人 (0.8%)
事業所内保育施設	118,824人	87,556人 (73.7%)	31,205人 (26.3%)	63人 (0.1%)
うち院内保育施設	35,667人	26,241人 (69.6%)	10,590人 (29.7%)	26人 (0.1%)
ベビーシッター	7,061人	3,468人 (49.1%)	3,234人 (45.8%)	359人 (5.1%)
その他の認可外保育施設	82,297人	32,201人 (39.1%)	49,916人 (60.7%)	180人 (0.2%)
計	218,752人	128,337人 (58.7%)	89,732人 (41.0%)	683人 (0.3%)

※ () 内は年齢別の割合。

※ 割合は、端数処理の関係で100%にならない場合がある。

子ども・子育て支援新制度（総論）

子ども・子育て支援法に関する事業の概要（令和7年度）

市町村主体

国主体

子どものための教育・保育給付

認定こども園・幼稚園・保育所・
小規模保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、
居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付

施設型給付を受けない幼稚園、
認可外保育施設、預かり保育事業等
の利用に係る支援

施設等利用費

施設型給付を受けない
幼稚園

特別支援学校

預かり保育事業

認可外保育施設等

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象

地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じた
子育て支援

- ①利用者支援事業（事業追加）
 - ②延長保育事業
 - ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業
 - ⑤放課後児童健全育成事業
 - ⑥子育て短期支援事業
 - ⑦乳児家庭全戸訪問事業
 - ⑧・養育支援訪問事業
 - ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
 - ・子育て世帯訪問支援事業
 - ・児童育成支援拠点事業
 - ・親子関係形成支援事業
 - ⑨地域子育て支援拠点事業
 - ⑩一時預かり事業
 - ⑪病児保育事業
 - ⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
 - ⑬妊婦健診
 - ⑭産後ケア事業
 - ⑮乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ※令和7年度限り

仕事・子育て両立支援事業

仕事と子育ての両立支援

- ①企業主導型保育事業
- ②企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
- ③中小企業子ども・子育て支援環境整備事業

児童手当等交付金

〔児童手当法に基づく児童手当等の給付〕

- ・3歳未満 第1、2子 15千円 第3子以降 30千円
- ・3歳～高校生年代 第1、2子 10千円 第3子以降 30千円

妊婦支援給付費

〔子ども・子育て支援法に基づく妊婦への給付〕

- ・妊婦への支給認定時 50千円
- ・こどもの人数届出時 50千円×こどもの人数

利用者が活用できるメニューの全体像

施設に預ける

認可施設・事業（国と自治体が公費支援）

認可保育園
（0～5歳）

認定こども園
（0～5歳）

幼稚園
（3～5歳）

小規模保育
（0～2歳）

事業所内保育
（0～2歳）

企業主導型保育

※事業所内保育の一類型
※事業主拠出金により運営

自治体独自の保育施設

例）東京都認証保育所、横浜保育室等
※自治体が公費支援

自宅などで預かってもらう

認可事業（国と自治体が公費支援）

家庭的保育
（保育ママ）
（0～2歳）

居宅訪問型保育
（0～2歳）

企業主導型ベビーシッター
※事業主拠出金により運営

保育等を一時的に利用する

病児保育

ファミリー・
サポート・センター

一時預かり

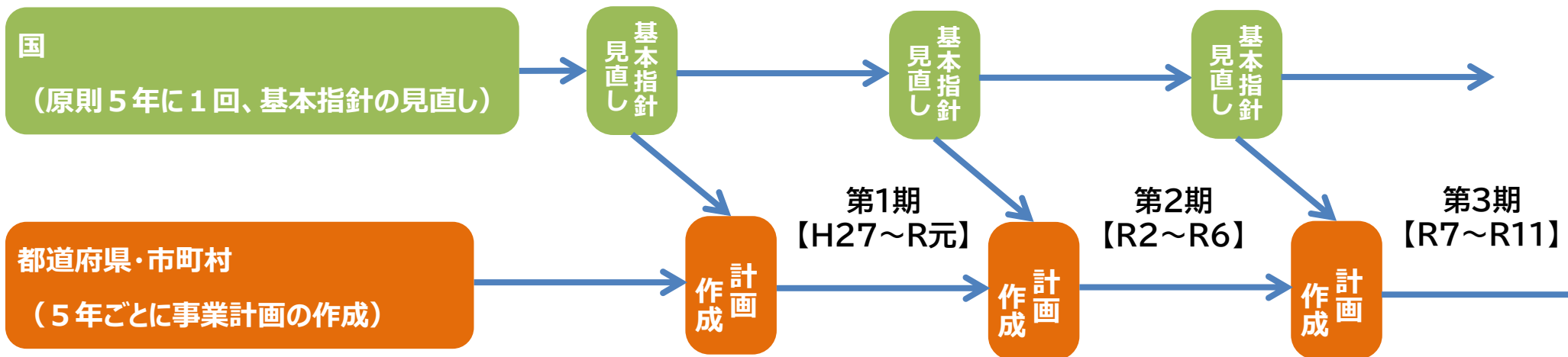
子ども・子育て支援事業計画について

- **市町村子ども・子育て支援事業計画・都道府県子ども・子育て支援事業支援計画**は、国が示す基本指針（※）に即して、**5年間の計画期間**における教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「**量の見込み**」及びそれに対応する「**提供体制の確保の内容**」「**実施時期**」等を定めるもの。

注）子ども・子育て支援事業計画は、地域福祉計画、障害者計画、障害児福祉計画などの計画と調和が保たれたものとする必要がある。

※ 地方自治体の事業計画の作成指針として、国が策定するもの。子ども・子育て支援の意義や、市町村子ども・子育て支援事業計画・都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的記載事項などを定めている。

【計画策定に係る工程】



※ 子ども・子育て支援事業計画に定めた量の見込みと実際の認定状況に乖離がある場合等は、地域の実情に応じ中間年を目安として、計画を見直す（中間年見直し）。

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。（新制度の実施主体として、全市町村で作成。）

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用せず
家庭で子育てを行う家庭
（子ども・子育ての利用希望）
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
（子ども・子育ての利用希望）
学校教育+保育+放課後児童クラブ
+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
（子ども・子育ての利用希望）
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用せず
家庭で子育てを行う家庭
（子ども・子育ての利用希望）
子育て支援

需要の調査・把握（現在の利用状況+利用希望）

市町村子ども・子育て支援事業計画（5か年計画）

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、
「量の見込み」（現在の利用状況+利用希望）、「確保方策」（確保の内容+実施時期）を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
※私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者

= 地域型保育給付
の対象※

（施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応）

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり事業
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
・病児保育事業

放課後
児童クラブ

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

<量の見込み>

- ・ 幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を踏まえて記載（参酌標準）。

→住民の利用希望の把握が前提。（子ども・子育て支援法第61条第4項）

<確保の内容・実施時期>

- ・ 幼児期の学校教育・保育について、施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、地域型保育事業による確保の状況を記載。
- ・ 量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

（例）平成27年度に地域型保育事業（50人分）を整備、平成28年度に施設（100人分）を整備

- ・ 地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合、事業整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。

例「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等

量の見込み

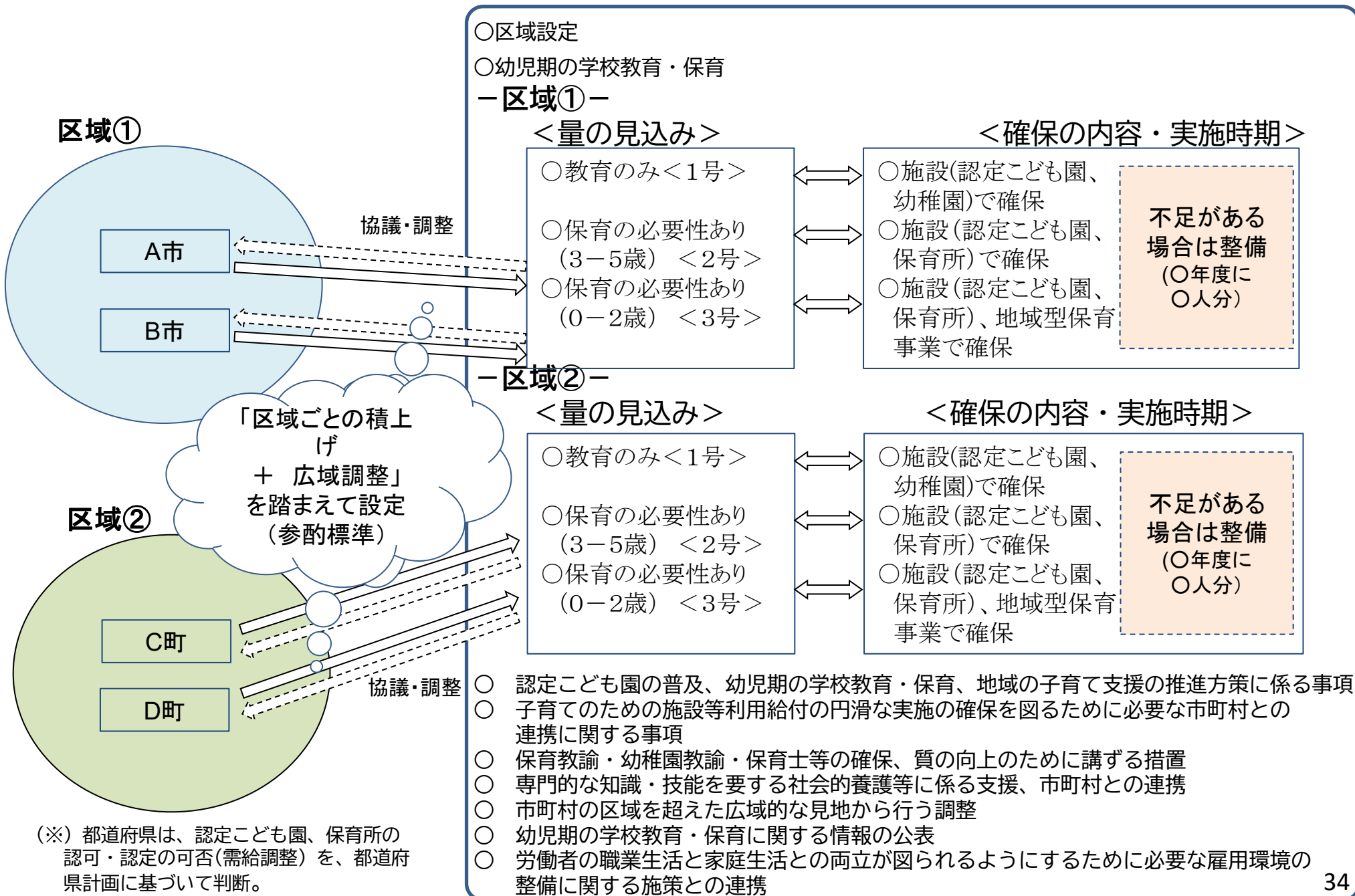
確保の内容、実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
- 子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ



子どものための教育・保育給付 の支給認定

施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分

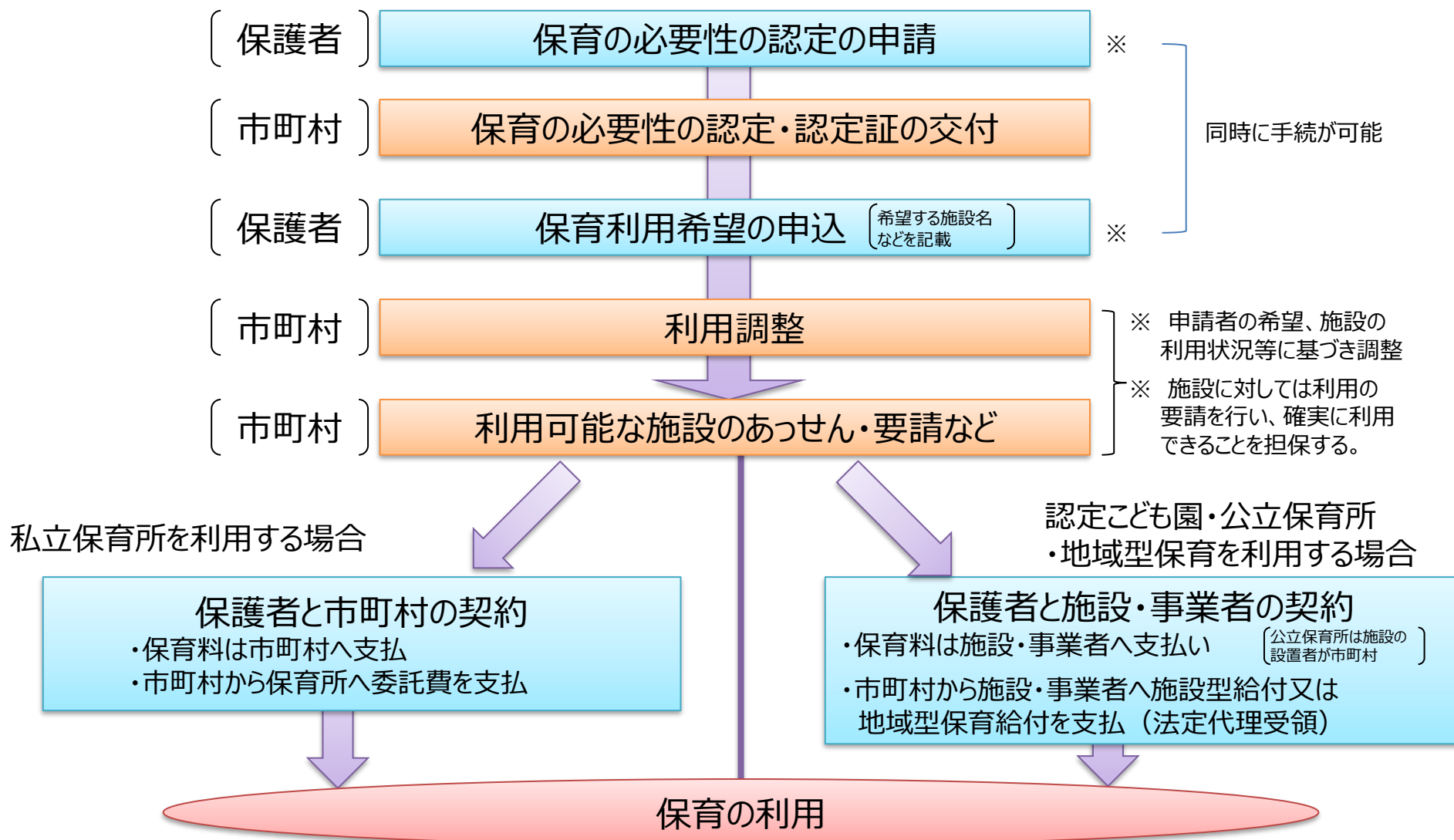
○子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付費等の支給が行われる。（施設・事業者が代理受領）

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
<u>満3歳以上</u> の小学校就学前の子どもであって、 <u>2号認定子ども以外</u> のもの（1号認定子ども） （第19条第1号）	教育標準時間 （※）	幼稚園 認定こども園
<u>満3歳以上</u> の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u> であるもの（2号認定子ども） （第19条第2号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
<u>満3歳未満</u> の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u> であるもの（3号認定子ども） （第19条第3号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業

（※）教育標準時間外の利用については、一時預かり事業（幼稚園型）等の対象となる。

新制度における保育を必要とする場合の利用手順（イメージ）

- 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。（改正児福法附則第73条1項）
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者の間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者の間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



保育の必要性の認定について①

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」（保護者の就労、疾病など）、②「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量）について、国が基準を設定。

2. 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

○以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

①就労

・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）

②妊娠、出産

③保護者の疾病、障害

④同居又は長期入院等している親族の介護・看護

・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護

⑤災害復旧

⑥求職活動・起業準備を含む

⑦就学・職業訓練校等における職業訓練を含む

⑧虐待やDVのおそれがあること

⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

保育の必要性の認定について②

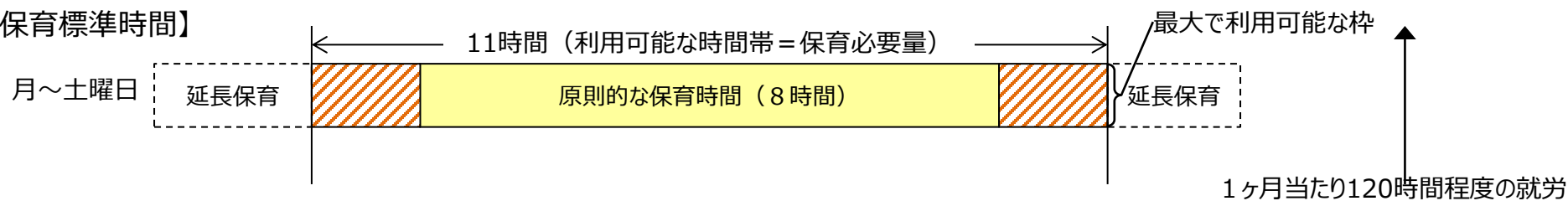
3. 「区分」について

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

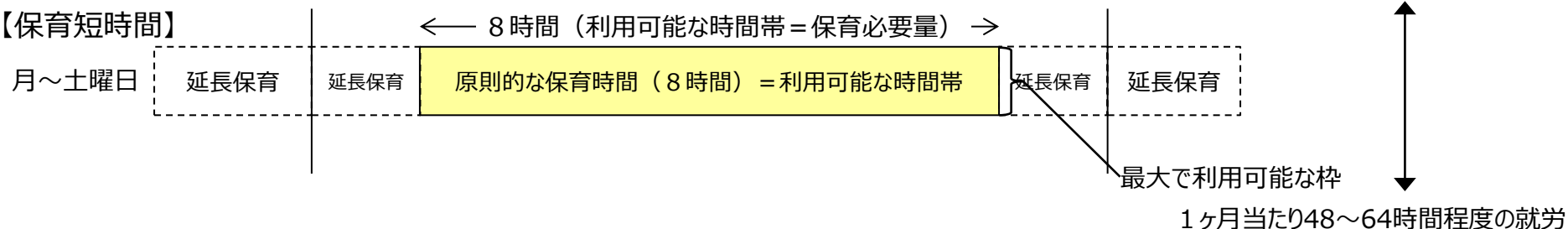
〔保育必要量のイメージ〕（一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合）

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める

【保育標準時間】



【保育短時間】



（参考）平成26年1月15日子ども・子育て会議「保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見」

- （前略）新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。
- （前略）保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること。
- （前略）柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。

保育の必要性の認定について③

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、従前の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

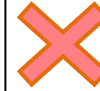
①事由

- 1 就労
- 2 妊娠・出産
- 3 保護者の疾病・障害
- 4 同居親族等の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動
- 7 就学
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること
- 10 その他市町村が定める事由



②区分（保育必要量）

- 1 保育標準時間
- 2 保育短時間

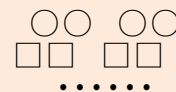


③優先利用

- 1 ひとり親家庭
- 2 生活保護世帯
- 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- 5 子どもが障害を有する場合
- 6 育児休業明け
- 7 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- 8 小規模保育事業などの卒園児童
- 9 その他市町村が定める事由

保育の必要性認定・指数（優先順位）づけ

<保育標準時間>
Aグループ（10点）



Bグループ（9点）



※ 保育短時間も同様

計 X人

計 Y人



市町村長による確認

【確認主体について】

- 給付の実施主体である市町村（基礎自治体）が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。
- 市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行う。
 - ①教育・保育施設の最低利用定員は、20人以上とする（幼稚園は適用なし）。
 - ②利用定員は、認定区分（1号～3号）ごと、3号認定（保育認定・満3歳未満）は0歳と1・2歳に区分して設定する。
 - ③利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、実情に応じて以下の対応とする。
 - ・恒常的に実利用人員が少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員を設定する。なお、認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超える柔軟な受入れを可能とする（実利用人員に応じた基準を満たすことが前提）。
 - ・恒常的な利用定員の超過については、定員弾力化の措置や、給付の減算措置等により対応。
- 施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があったものとみなしている。 ※私学助成を受ける幼稚園を選択する場合、施行前に別段の申出

【対象施設・事業について】

〔法人格〕

- 教育・保育施設については、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を求める。
※施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有さなくても給付の対象とする。
- 地域型保育事業者については、法人でない場合でも、対象としている。

〔運営基準の遵守〕

- 施設の設備、職員配置など、各施設・事業の認可基準を満たしていることを求める。
- さらに、国が定める基準を踏まえ、区分経理など、給付の対象施設・事業として求める運営基準を、市町村が条例で定める。
- 運営基準の遵守のため、市町村が指導監督を行う（立入検査、勧告・措置命令、確認取消し等）。

〔辞退〕

- 対象施設・事業としての地位（確認）を辞退する場合、事前の届出、3ヶ月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整義務を課す。※施設・事業自体から撤退は、都道府県知事等の認可等が必要。

確認制度について②（運営基準）

○ 市町村の確認を受ける施設・事業者が遵守すべき運営基準に規定している主な事項は以下のとおり。

分類	主な事項
利用開始に伴う基準	・ 内容・手続きの説明、同意、契約 ・ 応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止） ・ 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 ・ 支給認定証の確認、教育・保育給付認定申請の援助
教育・保育の提供に伴う基準	・ 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ・ 子どもの心身の状況の把握 ・ 子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む） ・ 連携施設との連携（地域型保育事業のみ） ・ 利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む） ・ 利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止） ・ 特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）
管理・運営等に関する基準	・ 施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示 ・ 秘密保持、個人情報保護 ・ 非常災害対策、衛生管理 ・ 事故防止及び事故発生時の対応 ・ 評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価） ・ 苦情処理 ・ 会計処理（会計処理基準、区分経理、用途制限等） ・ 記録の整備
撤退時の基準	・ 確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）

確認制度について③（情報公表）

- 施設・事業者の透明性及び教育・保育の質向上を促すための教育・保育に関する情報の報告及び公表の対象となる事項について設定（都道府県が公表）。

分類		主な事項
基本情報	法人	・ 名称、所在地、代表者の氏名等
	施設	・ 施設の種類（幼稚園、保育所、認定こども園）、地域型保育事業の種類（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育） ・ 名称、所在地等 ・ 施設設備の状況（居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況） ・ 職員の状況（職種ごとの職員数、免許の有無、常勤・非常勤、勤続年数・経験年数等） ・ 職員1人当たりの子ども数 ・ 利用定員、学級数、在籍子ども数 ・ 開所時間等 など
運営情報		・ 施設、事業の運営方針 ・ 教育・保育の内容・特徴 ・ 選考基準 ・ 給食の実施状況 ・ 相談、苦情等の対応のための取組状況 ・ 自己評価等の結果 ・ 事故発生時の対応 など

公定価格

公定価格について

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。

※私立保育所に対しては、委託費として支払う。

- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。

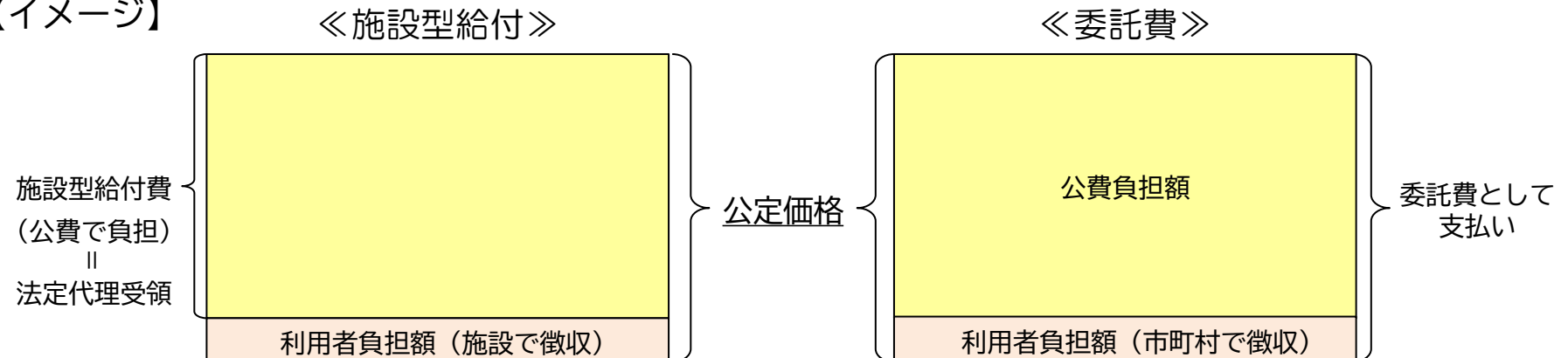
（子ども・子育て支援法27条、29条等）

「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」

※この基本構造は委託費も同様。

※ 市町村が定める利用者負担額のほか、施設による徴収（通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等）、それ以外の上乗せ徴収（教育・保育の質の向上を図るための費用）が可能。ただし、事前説明・同意を要する。

【イメージ】



公定価格について（単価の考え方と算定方法）

- 公定価格は、施設の種別や定員、所在する地域、子どもの認定区分（1～3号）、年齢に応じて、教育・保育に通常要する費用の額※を勘案して、子ども1人当たりの単価として、設定している。
※人件費・事業費・管理費について対象となる費目を積み上げ。
- 子ども一人当たりの単価は、共通して適用される「基本分単価」に加え、要件を満たした場合に適用される「加算」・「減算」の仕組みがある。

■基本的な算定方法

基本分単価 + 加算 - 減算



月初日の
在籍子ども数



施設型給付費※や委託費
として支払われる
(月払い)

※施設で徴収する利用者負担額を除いた額

■基本分単価や加算のイメージ

地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢 区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
□/100 地域	□□人 ～ △△人	2号	4歳以上児(30:1)	円	円
			3歳児(20:1)	円	円
		3号	1・2歳児(6:1)	円	円
			0歳児(3:1)	円	円

+

主な加算(例)	
職員配置加算(3歳児)	円
主任保育士専任加算	円
処遇改善等加算(区分1及び2)	円 × %
処遇改善等加算(区分3)	円
栄養管理加算	円

-

主な減算(例)	
定員を恒常的に超過する場合	$\alpha \times \square / 100$ 円
土曜日に閉所する場合	$\beta \times \square / 100$ 円

※ α や β は基本分単価や加算の合計額。

公定価格について（基本分単価に含まれる費用）

○ 1号と2・3号の基本分単価は、各施設の制度を踏まえて一部異なるが、基本的に同水準。

（1号）

区 分	内 容
事務費	人件費 (1)常勤職員給与 ①本俸、教職調整額 ②諸手当 ③社会保険料事業主負担金等 (2)非常勤職員雇上費 ①学校医、学校歯科医、学校薬剤師手当 ②非常勤職員雇上費(事務職員) ③年休代替要員費
	管理費 <職員の数に比例して積算> 旅費、庁費、職員研修費、職員健康管理費、業務委託費 <子どもの数に比例して積算> 保健衛生費、減価償却費 <1施設当たりの費用として積算> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費
事業費	<生活諸費> 一般生活費(保育材料費等)

- ・園 長 1人
- ・教 諭
(配置基準)
3 歳 児 20:1
* 質の改善事項における配置基準の改善(15:1)は、実施している場合の加算として実施
4 歳 児 30:1
* 配置基準の改善(25:1)は、実施している場合の加算として実施
- ・教員のうち1人は主幹教諭として費用を算定
- ・全ての学級に専任の学級担任を配置するため、教諭(学級編制調整教諭)を1人加配(利用定員36人以上300人以下の施設)
- ・事務職員 1人
* 質の改善事項における事務負担への対応については、非常勤2日分を基本分として追加

（2号・3号）

区 分	内 容
事務費	人件費 (1)常勤職員給与 ①本俸、特別給与改善費、特業務手当 ②諸手当 ③社会保険料事業主負担金等 (2)非常勤職員雇上費 ①嘱託医、嘱託歯科 ②非常勤職員雇上費(保育士、事務職員、調理員) ③年休代替要員費 ④研修代替要員費
	管理費 <職員の数に比例して積算> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算> 保健衛生費 <1施設当たりの費用として積算> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費
事業費	<生活諸費> 一般生活費(給食材料費、保育材料費等)

- ・施設 長 1人
- ・保 育 士
(配置基準)
乳 児 3:1
1、2歳児 6:1
* 1歳児の配置基準の改善(5:1)は、実施している場合の加算として実施
3 歳 児 20:1
* 質の改善事項における配置基準の改善(15:1)については、実施している場合の加算として実施
4 歳 児 30:1
* 配置基準の改善(25:1)は、実施している場合の加算として実施
- ・保育士のうち1人は主任保育士として費用を算定
- ・上記のほか、休けい保育士を1人加配(定員90人以下は常勤、定員91人以上は非常勤)
- ・また、保育標準時間認定の場合は、常勤保育士1人及び非常勤職員(3時間)1人を加配
- ・調 理 員 2人(定員40人以下の場合は1人。定員151人以上の場合は3人(うち1人は非常勤))
- ・事務職員 1人(非常勤)
* 質の改善事項における事務負担への対応については、非常勤2日分を基本分として追加

公定価格について（加算・調整）

○ 1号（幼稚園）と2・3号（保育所）の加算・調整は以下のとおり。

	1号（幼稚園）	2・3号（保育所）
加算（人件費）	・副園長・教頭配置加算 ・<u>3歳児配置改善加算（20：1→15：1）</u> ・4歳以上児配置改善加算（30：1→25：1） ・満3歳児対応加配加算（6：1） ・講師配置加算 ・チーム保育加配加算 ・通園送迎加算 ・給食実施加算 ・事務職員配置加算 ・事務負担対応加配加算 ・指導充実加配加算 ・主幹教諭等専任加算 ・子育て支援活動費加算 ・療育支援加算 ・栄養管理加算 ・処遇改善等加算（基礎分、賃金改善分、質の向上分）	・<u>3歳児配置改善加算（20：1→15：1）</u> ・4歳以上児配置改善加算（30：1→25：1） ・1歳児配置改善加算（6：1→5：1） ・チーム保育推進加算 ・事務職員雇上費加算 ・高齢者等活躍促進加算 ・主任保育士専任加算 ・療育支援加算 ・栄養管理加算 ・休日保育加算 ・夜間保育加算 ・処遇改善等加算（基礎分、賃金改善分、質の向上分）
加算（管理費）	・小学校接続加算 ・施設機能強化推進費加算 ・外部監査費加算 ・第三者評価受審加算 ・施設関係者評価加算 ・冷暖房費加算 ・除雪費加算 ・降灰除去費加算	・小学校接続加算 ・施設機能強化推進費加算 ・第三者評価受審加算 ・減価償却費加算 ・賃借料加算 ・冷暖房費加算 ・除雪費加算 ・降灰除去費加算
調整	・年齢別配置基準を下回る場合 ・定員を恒常的に超過する場合	・施設長を配置しない場合 ・分園の場合 ・土曜日に閉所する場合 ・定員を恒常的に超過する場合

※1 なお、認定こども園・地域型保育事業所については、施設の特性によって、これと多少異なる

年度	当初予算額 (補正後予算額)	主な改定事項
令和7年度	1,800,177,141千円 (-)	◇ 保育所等における1歳児の職員配置について、6対1から5対1への改善を進める。 ◇ 保育士等の処遇改善について、令和6年人事院勧告を踏まえた対応を実施。また、処遇改善等加算の一本化等を行う。 ◇ 公定価格算定上の定員区分について、定員が小さい区分の細分化を行う。 ◇ 定員超過減算について、待機児童対策のために5年に延長していた期間を2年に見直す。 ◇ 主任保育士専任加算等の要件として、災害時における地域支援の取組を追加する。 ◇ 冷暖房費加算について、寒冷地手当法の改正により4級地から級地外となる地域について、激変緩和措置を講じる。
令和6年度	1,661,736,359千円 (1,776,728,988千円)	◇ 4・5歳児の職員配置基準を30対1から25対1へと改善し、それに対応する加算措置を設ける。 ◇ 保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善：令和5年度人事院勧告を踏まえた処遇改善に必要な経費を計上。また、処遇改善等加算に関する提出書類を簡素化。 ◇ 地域区分の見直し：令和3年度介護報酬改定の内容を踏まえ、隣接する地域の状況に基づく補正ルールを追加。 ◇ 主任保育士専任加算等の要件の見直し：0歳児3人以上の利用に係る要件について、①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②0歳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた月（令和5年度に特例の適用があった月を含む）については、要件を満たしたものと取り扱う。 ◇ 主幹教諭等専任加算の見直し：幼児教育センター等と連携した園内研修の実施によっても取得できるよう要件を弾力化。 ◇ 小学校接続加算の見直し：小学校接続加算を取得するために施設が満たすべき要件を二段階立てとして、加算額の見直しを行う。
令和5年度	1,594,794,947千円 (1,656,826,253千円)	◇ チーム保育推進加算の充実：比較的規模の大きな保育所（利用定員121人以上）（※）について、25：1の配置が実現可能となるよう、2人までの加配を可能とする。 ◇ 主任保育士専任加算等の要件についての特例の創設：0歳児3人以上の利用に係る要件について、①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②0歳児保育を実施する職員体制を維持している場合には、令和5年度に限り、前年度に要件を満たしていた月については、引き続き、要件を満たすものとして取り扱う。 ◇ 処遇改善等加算Ⅱの他の施設への配分に関する期限の延長：処遇改善等加算Ⅱの加算額の一部を同一の者が運営する他の施設・事業所に配分することができる取扱いの期限について、令和4年度末までから令和6年度末までに延長する。 ◇ 保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善：令和4年人事院勧告に伴う給与の引き上げや3％程度（月額9千円）の処遇改善の満年度化（令和4年度：半年分→令和5年度：12か月分）に必要な経費について計上する。

幼児教育・保育の無償化 利用者負担

幼児教育・保育の無償化の概要

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」等を踏まえ、令和元年5月10日子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立。同年10月1日から実施。
- 趣旨：幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性
- 消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保。負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。
ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 施設型給付を受けない幼稚園等については、月額上限2.57万円まで無償化
（国立大学附属認定こども園は3.7万円、国立大学附属幼稚園は0.87万円、国立大学附属特別支援学校幼稚部は0.04万円まで無償化）
 - ※ 開始年齢…原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
 - ※ 保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。
3～5歳は施設による徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
 - ※ 保育の必要性の認定
 - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
- 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯のこどもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化
 - ※ 認可外保育施設のほか、一時的預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
 - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
 - ※ 認可外保育施設は、①都道府県等に届出を行い、②国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。
ただし、②について経過措置として、令和12年3月末までの間は、①及び②を満たすことが必要になるが、設備基準等を満たしていないために基準を満たすのに相当の期間を要し、かつ、転園も困難なケースに限り、都道府県知事が個別に対象施設を指定することで、無償化の対象となる。
- 支払方法：特定教育・保育施設…現物給付を原則。施設型給付を受けない幼稚園等…市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
認可外保育施設等…償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可

利用者負担について

- 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、新制度施行前の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。

※令和元年10月以降は、幼児教育・保育の無償化により、3～5歳の全てのこども、0～2歳の保育の必要なこども（市町村民税非課税世帯に限る。）に係る利用者負担額は「零」となっている。

- 利用者負担の切り替え時期は、市町村民税の賦課決定時期が6月となることから、直近の所得の状況を反映させる観点から年度途中に切り替えることとし、具体的な切り替え時期は、施設・事業者の事務負担や保護者への周知に要する期間等を考慮して9月とする（8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定する）。

※ 国が定める水準については、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としている。

多子世帯の利用者負担軽減について

- 2、3号認定は、小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する（*）最年長の子どもから順に、**第2子 半額、第3子以降 無償** とする。

（*）保育所、認定こども園、幼稚園若しくは特別支援学校幼稚部に在籍し、又は地域型保育事業等を利用していること（いわゆる「同時入所要件」）

- 年収約360万円未満相当世帯**については、**第2子半額、第3子以降完全無償**（年齢制限、同時入所要件撤廃）。

※1号認定は、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、多子世帯であるか否かにかかわらず、無償。

多子軽減の計算の考え方

(5歳)	第1子		利用者負担 無償
(4歳)	第2子		利用者負担 無償
(3歳)			
(2歳)	第3子		無償
(1歳)			
(0歳)			

小3 小1 対象外  小学校 3年生 (第1子) ※小1以上は カウントしない			
(5歳)			
(4歳)	第1子の扱い		利用者負担 無償
(3歳)			
(2歳)	第2子の扱い		半額
(1歳)			
(0歳)			

年収約360万円未満相当世帯

(小1～)	第1子		※多子計算に係る年齢制限を撤廃
(5歳)			
(4歳)	第2子		利用者負担 無償
(3歳)			※多子計算に係る同時入所要件を撤廃
(2歳)	第3子		無償
(1歳)			※多子計算に係る同時入所要件を撤廃
(0歳)			

特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)

- 国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。
- 教育標準時間認定子ども(1号認定)及び保育認定子ども(2号認定:3～5歳児)は、令和元年10月から無償化。

保育認定の子ども(3号認定:満3歳未満)

区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯及び 市町村民税非課税世帯 (～約260万円)	0円	0円
所得割課税額 48,600円未満 (～約330万円)	19,500円 〔9,000円〕	19,300円 〔9,000円〕
所得割課税額 57,700円未満〔77,101円未満〕 (～約360万円)	30,000円 〔9,000円〕	29,600円 〔9,000円〕
所得割課税額 97,000円未満 (～約470万円)	30,000円	29,600円
所得割課税額 169,000円未満 (～約640万円)	44,500円	43,900円
所得割課税額 301,000円未満 (～約930万円)	61,000円	60,100円
所得割課税額 397,000円未満 (～1,130万円)	80,000円	78,800円
所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円～)	104,000円	102,400円

多子カウント年齢制限なし

多子カウント年齢制限有り
(小学校就学前)

※1 〔 〕書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の額。

※2 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。

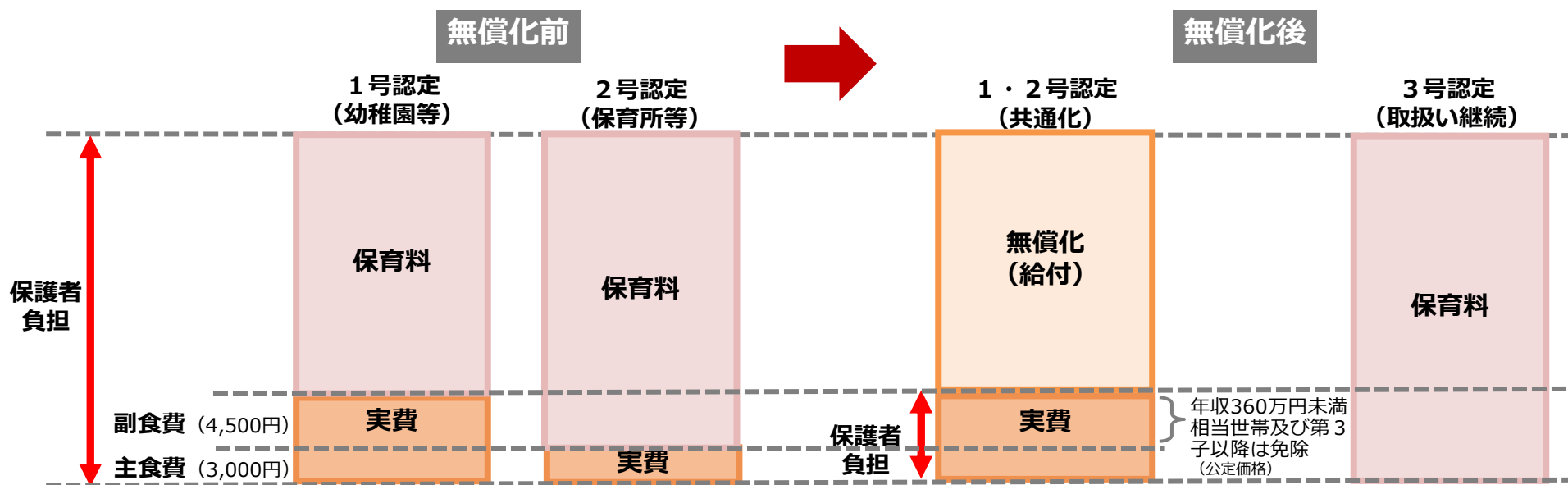
※3 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降(年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降)については0円とする。ただし、年収約360万円未満相当の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃する。

※4 給付単価を限度とする。

幼児教育無償化に伴う食材料費（副食費）の取扱い

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、施設による徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

- 1号認定子ども（幼稚園等）・2号認定子ども（保育所等（3～5歳））は、主食費・副食費ともに、施設による徴収（現在の主食費の負担方法）を基本とする。（負担方法は変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。）
 - 生活保護世帯やひとり親世帯等（※）については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続する（現物給付）。
 - ※ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子以降
 - さらに、副食費の免除対象を拡充し、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降とする。
- 3号認定子ども（保育所等（0～2歳））は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。



保育士

保育士資格について

- 保育士とは、児童福祉法第18条の18第1項に規定する保育士としての登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。
- 保育士となる資格を取得するには、次の2通りの方法がある。
 - ・ 都道府県知事の指定する保育士を養成する学校及びその他の施設（大学、短期大学、専修学校等）を所定の課程を履修した上で卒業。
 - ① 入所（学）資格は、学校教育法に規定する高等学校を卒業した者等
 - ② 資格取得のための必要単位数 → 68単位
 - ③ 指定保育士養成施設長による指定保育士養成施設卒業証明書の交付
 - ④ 養成施設数 → 667ヶ所（令和6年4月現在）
資格取得者 → 32,364人（令和5年度）
 - ・ 各都道府県で行う保育士試験に合格。
 - ① 受験資格→ 学校教育法における大学（短期大学を含む）に2年以上在学して62単位以上修得した者、高等学校を卒業し児童福祉施設において2年以上の勤務で総勤務時間数が2,880時間以上児童の保護に従事した者及びそれ以外の者は5年以上の勤務で総勤務時間数が7,200時間以上児童の保護に従事した者等。
 - ② 都道府県知事による保育士試験合格通知の交付
 - ③ 保育士試験の実施状況（令和6年度）

受験者申請者数	→	60,912人
合格者数	→	17,620人
うち全部免除者数	→	2,145人

保育政策の新たな方向性

○ **令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。**

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

☞ 全国どこでも質の高い保育が受けられる

☞ 地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが
応援・支援される

☞ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保



待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

質の高い保育の確保・充実

全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等

平成25年度

平成30年度

令和3年度

令和7年度

令和10年度末

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

保育政策の新たな方向性

- ・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】
- ・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】
→ 待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」からの転換
- ・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立（R5.4.1施行）
→ 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、**全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に**

- 人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、保育政策について、今後は、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換。あわせて「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」を強力に進め、制度の持続可能性を確保。
- 全国各地域において、保育所等が専門的な保育の提供やこども・子育て支援の機能を最大限発揮し、全てのこどもの育ちの保障と、安心して子育てできる環境の確保が実現されるよう、国・自治体・現場の保育所等の関係者が政策の基本的な方向性と具体的な施策について認識を共有し、緊密に連携・協働して取組を強力に推進。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」へ。人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るとともに、こどもの育ちを保障するための保育の質の確保・向上の取組を進める。【地域に必要な保育の提供体制を確保し、全国どこでも質の高い保育が受けられる社会へ】

○地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策

- ・現状・課題の分析に基づく計画的な施設整備等の促進 等

○人口減少地域における保育機能の確保・強化

- ・現状・課題の分析に基づく計画的な取組の促進・多機能化の取組の促進 等

○保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）

- ・4・5歳児、3歳児の配置改善の促進、1歳児の配置改善
- ・保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究 等

○保育の質の確保・向上、安全性の確保

- ・保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進
- ・虐待や不適切な保育の防止・対応の強化 等

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全てのこどもについて適切な養育や健やかな成長・発達を保障していく取組や、家族支援・地域の子育て支援の取組を進める。
【保育所等のこども・子育て支援の機能を強化し、全てのこどもの育ちと子育てが応援・支援される社会へ】

○こども誰でも通園制度の推進

- ・制度の創設と実施体制の整備・円滑な運用や利用の促進 等

○多様なニーズに対応した保育の充実

- ・障害児・医療的ケア児等の受入体制の充実
- ・病児保育、延長保育、一時預かりの充実 等

○家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進

- ・相談支援や居場所づくり等の推進
- ・要支援児童への対応強化
- ・「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進 等

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善 【人材確保と効率的・効果的な業務基盤の整備を進め、持続可能な保育提供体制を確保】

保育人材の確保を一層促進するとともに、テクノロジーの活用等による業務改善を強力に推進し、業務の効率化と保育の質の確保・向上を図る。

○保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

- ・民間給与動向等を踏まえた改善・経営情報の見える化の推進 等

○保育DXの推進による業務改善

- ・保育所・幼稚園等におけるICT化の推進・給付・監査業務や保活の基盤整備 等

○働きやすい職場環境づくり

- ・保育補助者等の活用促進 等
- 新規資格取得と就労の促進・資格取得や就業継続の支援の充実 等
- 離職者の再就職・職場復帰の促進・保育士・保育所支援セクターの機能強化 等

○保育の現場・職業の魅力発信

- ・多様な関係者による検討・発信 等

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

※は令和6年度補正予算又は令和7年度当初予算概算要求等で拡充・見直し

「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」へ。人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るとともに、こどもの育ちを保障するための保育の質の確保・向上の取組を進める **【地域で必要な保育の提供体制を確保し、全国どこでも質の高い保育が受けられる社会へ】**

主な施策	具体的な取組
（1）市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保	①地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策 ○地域の課題に適時に対応し、待機児童が発生しない体制を確保する。 - 各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な施設整備や取組への支援（施設整備の補助率の嵩上げ、年度途中入所の調整に必要な職員の配置支援等）※ - 待機児童発生自治体に対する国による個別のヒアリング・対策に係る助言援助 - 待機児童対策協議会を活用した支援 等 ②人口減少地域における保育機能の確保・強化 ○地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進し、人口減少地域等における持続可能な保育機能の確保を進める。 - 各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な統廃合や多機能化等の取組への支援（施設整備の補助率の嵩上げ）※ - 人口減少に対応した公定価格 ※ - 地域の実情に応じた多機能化等の取組の促進 ※ - 必要な場合に合併・事業譲渡等が進められる環境の整備 等 ③公定価格における地域区分の見直し（令和6年人事院勧告を踏まえた対応について、他の社会保障分野の動向等も踏まえながら検討）
（2）保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）	○保育の安全性と保育の質の確保・向上のため、職員配置基準の改善や、テクノロジーや幅広い人材の活用等、保育の提供体制の強化を進める。 4・5歳児、3歳児の職員配置の改善の促進 1歳児の職員配置の改善 ※ - 保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究 等
（3）保育の質の確保・向上、安全性の確保	○保育人材の育成や保育の質の確保・向上のための地域における体制の整備を進めるとともに、虐待や不適切な保育、事故等の防止・対応や災害への対応力を強化し、保育の質の確保・向上と安全性の確保を図る。 【保育の質の確保・向上】 - 保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進 ※ - 巡回支援の推進 ※ - 保育所保育指針等に基づく保育の質の確保・向上に向けた各保育所等の取組の推進 - 保育士等の養成や研修の充実 ※ - 第三者評価等による質の評価・改善の推進 ・効率的・効果的な指導監査の推進 ※ 等 【安全性の確保】 - 虐待や不適切な保育の防止・対応の強化（法整備、調査研究や事案分析を通じたガイドラインの充実等） - 性暴力防止の対策推進（こども性暴力防止法施行に向けた対応の推進、研修の充実等）※ - 事故等の防止・対応の強化（安全計画の作成・運用の徹底、研修や啓発の充実、テクノロジーの活用推進等） - 保育所等における防災機能・対策の強化 ※ 等

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

※は令和6年度補正予算又は令和7年度当初予算概算要求等で拡充・見直し

「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全てのこどもについて適切な養育や健やかな成長・発達を保障していく取組や、家族支援・地域の子育て支援の取組を進める【**保育所等のこども・子育て支援の機能を強化し、全てのこどもの育ちと子育てが応援・支援される社会へ**】

主な施策	具体的な取組
(1) こども誰でも通園制度の推進	○「こども誰でも通園制度」について、令和7年度に制度化（地域子ども・子育て支援事業として各自治体の判断で実施）、令和8年度に給付化（全自治体で実施）し、円滑な運用や利用の促進により、就労要件を問わず全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する。 ・令和8年度の給付化に向けた制度の構築、自治体支援等 ・実施のための計画的な施設整備やICT機器の活用等を支援 ※ ・新たな研修内容・研修ツールを構築・作成し、人材育成を推進 ・障害児・医療的ケア児、要支援児童への対応 ・制度の意義・概要や自治体、事業者、保育者等が事業を実施する上で留意すべき事項等を定めた手引きや実施の好事例集を作成・普及 ・制度の利用や実施の利便性・効率性の向上を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を備えたシステムを構築・運用 ※ 等
(2) 多様なニーズに対応した保育の充実	○障害児・医療的ケア児等の保育所等での受入強化や病児保育等の充実を図り、こどもや子育て家庭の多様なニーズに対応した保育の提供体制を確保する。 ・専門職の活用や児童発達支援センター等との連携等により保育所等における専門的支援やインクルージョンを推進 ・併行通園の場合の障害児支援（児童発達支援事業所等）との連携を進め、包括的な暮らし・育ちの支援を推進 ・医療的ケア児の受入れや保育の充実 ※ ・異なる文化的背景を持つこどもへの支援 ・病児保育、延長保育、一時預かり等の支援等の充実 ※ 等
(3) 家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進	○関係施策や関係機関と緊密に連携しながら、保育所等の利用児童の保護者等に対する子育て支援や、地域のこどもや子育て家庭を支援する取組、「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策等を進め、地域全体でこども・子育て家庭を応援・支援していく環境を整備する。 【家族支援や地域のこども・子育て支援】 ・利用児童の家族への養育支援や相談支援の推進 ・地域のこどもや子育て家庭への支援の推進 ・要支援児童への対応強化 ・こどもの居場所づくりの推進 ※ 等 【「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進】 ・「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた広報・普及啓発、地域コーディネーター養成 ※ ・「はじめの100か月」の育ちに関する調査研究の推進 等

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

※は令和6年度補正予算又は令和7年度当初予算概算要求等で拡充・見直し

保育人材の確保を一層促進するとともに、テクノロジーの活用等による業務改善を強力に推進し、業務の効率化と保育の質の確保・向上を図る。

【人材確保と効率的・効果的な業務基盤の整備を進め、持続可能な保育提供体制を確保】

主な施策	具体的な取組
(1) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善	○民間給与動向等を踏まえた処遇改善に取り組むとともに、各保育所・幼稚園等におけるモデル賃金や人件費比率等の見える化を進め、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を進める。 ・民間給与動向等を踏まえた処遇改善 ※ ・処遇改善等加算の一本化と活用促進 ※ ・各保育所等の経営情報の継続的な見える化の推進 ※ 等
(2) 保育人材の確保のための総合的な対策	①働きやすい職場環境づくり ○保育現場の体制やサポートを充実するとともに、テクノロジーも活用しながら業務改善を進め、人材の参入や就労継続、保育の質の確保・向上につながる、働きやすい職場環境を確保する。 ・保育補助者や保育支援者等の配置による体制の充実 ※ ・巡回支援や交流促進等による保育士や事業者へのサポートの充実 ※ ・休憩の適切な確保や自己研鑽の時間の確保の推進 ・テクノロジーの活用による業務改善の推進（後掲） 等 ②新規資格取得と就労の促進 ○保育士資格の新規取得や就業継続の支援の充実を図り、人材の参入や就労の継続を進める。 ・指定保育士養成施設への修学支援と保育所への就職促進 ※ ・保育所等で働きながら資格取得を目指す者への支援 ・地域限定保育士制度の一般制度化の検討 ・保育士養成課程の充実 ・保育士の登録に係るオンライン手続き化 等 ③離職者の再就職・職場復帰の促進 ○離職者の再就職や職場復帰の支援の充実を図り、潜在保育士が再び保育現場で活躍できる環境整備を進める。 ・保育士・保育所支援センターの機能強化 ※ ・再就職や職場復帰の支援（就職準備金の貸付支援、未就学児をもつ保育士の保育料の貸付等） ・潜在保育士の段階的な職場復帰支援 ・求人・求職の適切な環境の整備 等
(3) 保育の現場・職業の魅力発信	○保育の現場や保育士等の仕事の魅力の発信を進め、若者や保護者をはじめ国民の理解を深め、保育人材の確保を図る。 ・魅力発信プラットフォーム（ハローミライの保育士）の整備・発信 ・多様な関係者による検討・発信（保育人材確保懇談会の開催等） ・自治体や保育現場等の地域の実情に応じた魅力発信の取組の支援 等
(4) 保育DXの推進による業務改善	○各種手続の標準化・簡素化を図るとともに、テクノロジーの活用による業務改善を進め、効率化できた時間で保育の質の向上に取り組むことができる環境を整備する。 ・保育現場における保育ICT（計画/記録、保護者連絡、登降園管理、キャッシュ決済）や、こどもの安全対策に資する設備等の導入推進 ※ ・給付・監査等の保育業務ワンスオンリーの実現（保育業務施設管理プラットフォームの構築と活用推進）※ ・保活ワンストップの実現（保活情報連携基盤の構築と活用推進/就労証明書のデジタル化）※ ・保育現場におけるテクノロジー活用を促進するための環境整備（①先端的な保育ICTのショーケース化、②ICTに関する相談窓口・人材育成、③ネットワーク形成・普及啓発、をパッケージとして行う「保育ICTラボ事業」の実施）※ ・こども誰でも通園制度の利用に係るシステムの構築・運用（再掲） 等

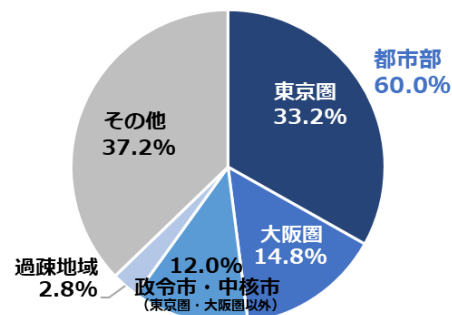
市区町村による地域のニーズに応じた 保育提供体制の確保：待機児童対策

1.(1) 市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保：待機児童対策

現状・課題等

- 「新子育て安心プラン」（令和3年度～令和6年度末）等による保育の受け皿整備等の待機児童対策を進め、待機児童数はピークであった平成29年の26,081人から令和6年は2,567人まで減少（各4月1日時点）
- 待機児童は都市部を中心に生じているが、保育の受け皿不足や保育人材の確保困難、保護者とのマッチングなど待機児童が生じる要因は様々であり、地域の事情に応じたきめ細やかな対策が必要であることから、より待機児童を減少させるためには自治体及び国において地域の現状や課題を丁寧に分析し対応していくことが重要

○待機児童の6割が都市部で発生

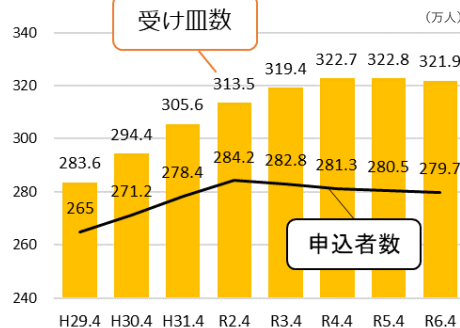
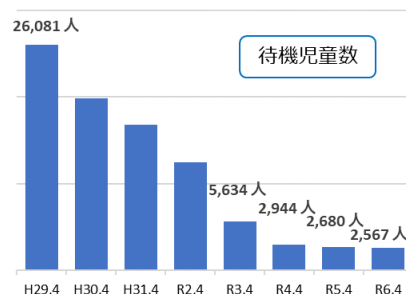


※東京圏、大阪圏に所在する過疎市町村は過疎地域に計上

○待機児童数別の自治体数の内訳

	0人	1～49人	50～99人	100人以上
R6年度	1,524	211	4	2
	87.5%	12.1%	0.2%	0.1%
対前年	14	▲14	▲2	2
R5年度	1,510	225	6	0

○待機児童数・保育の受け皿数等の推移



※出典：保育所等関連状況とりまとめ（こども家庭庁）

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

地域の課題に適時に対応し、待機児童が発生しない体制を確保



✓対応のポイント

- 地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策
- 現状・課題の分析に基づく計画的な取組の支援

【各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な取組への支援】

- 地域が抱える課題や保育の将来像を踏まえた、保育提供体制の確保のための「実施計画」（今後の保育ニーズの動向を踏まえた整備等の計画）を国へ提出する自治体に対して必要な財政支援を行う

（財政支援例）※財政支援を受けるには計画の採択が必要

- ・整備費・改修費の国庫補助率の嵩上げ
- ・年度途中入所の調整に必要な職員の配置の支援（入園予約制）
- ・入所先が決まるまで待機児童を緊急的に預かる取組の支援 等

【国による個別ヒアリング・対策に係る助言援助】

- 引き続き、4月1日時点の自治体ごとの待機児童の状況を調査するとともに、地域の課題を丁寧に把握するため、待機児童の多い自治体等へのヒアリングを実施し、対策について助言援助
（参考）令和6年度ヒアリング実施：12都府県32自治体

【待機児童対策協議会を活用した支援】

- 協議会において受け皿整備や保育人材の確保等に関するKPIを設定し、見える化をすることでより強力に待機児童対策に取り組む自治体に対して、引き続き広域利用調整などの協議会の取組や先駆的取組等を支援

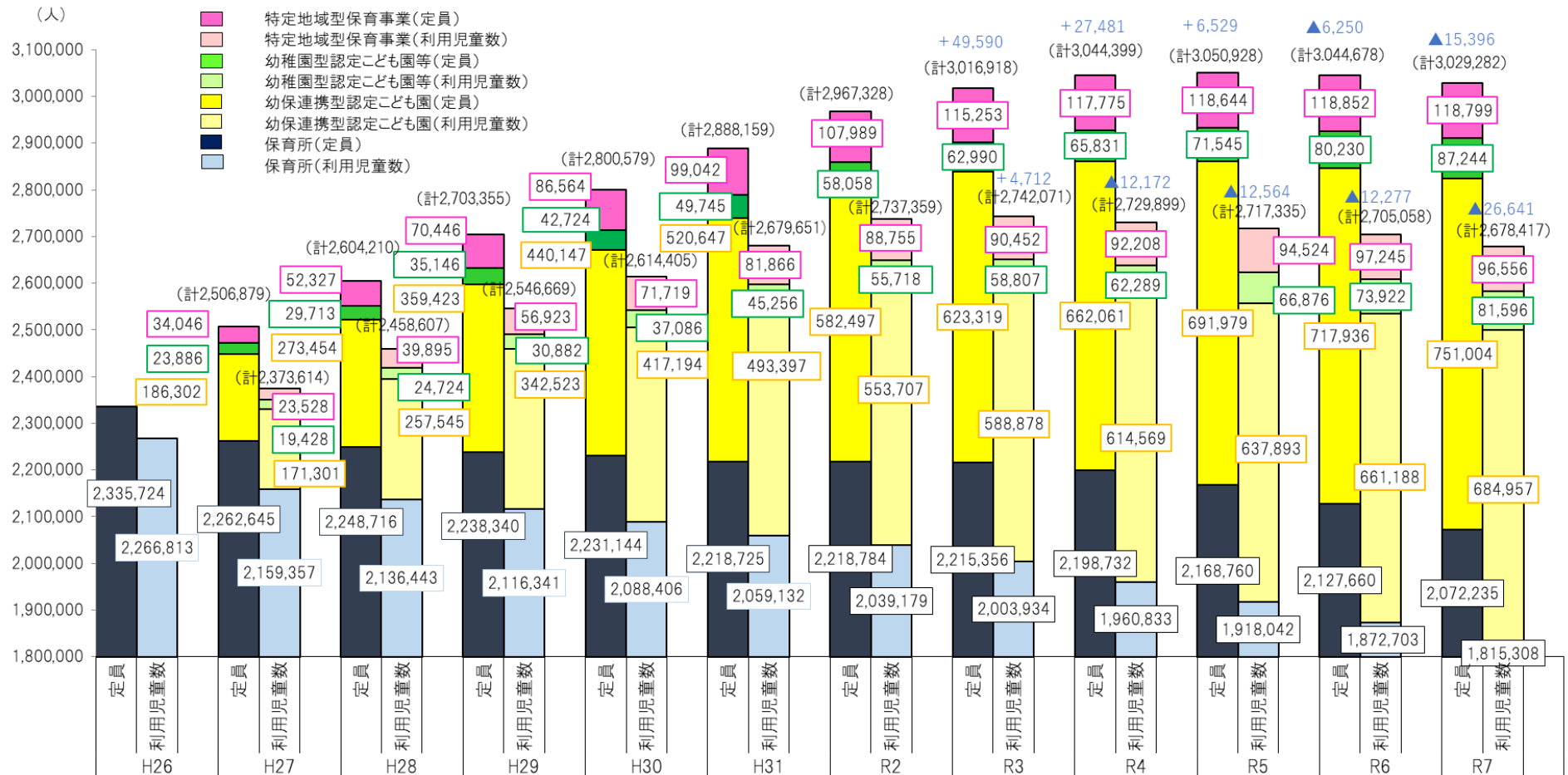


- 待機児童問題を早期に解消する
【待機児童数50名以上の自治体数：0自治体（令和8年度）】

保育所等利用児童数等の状況①

(保育所等定員数及び利用児童数の推移)

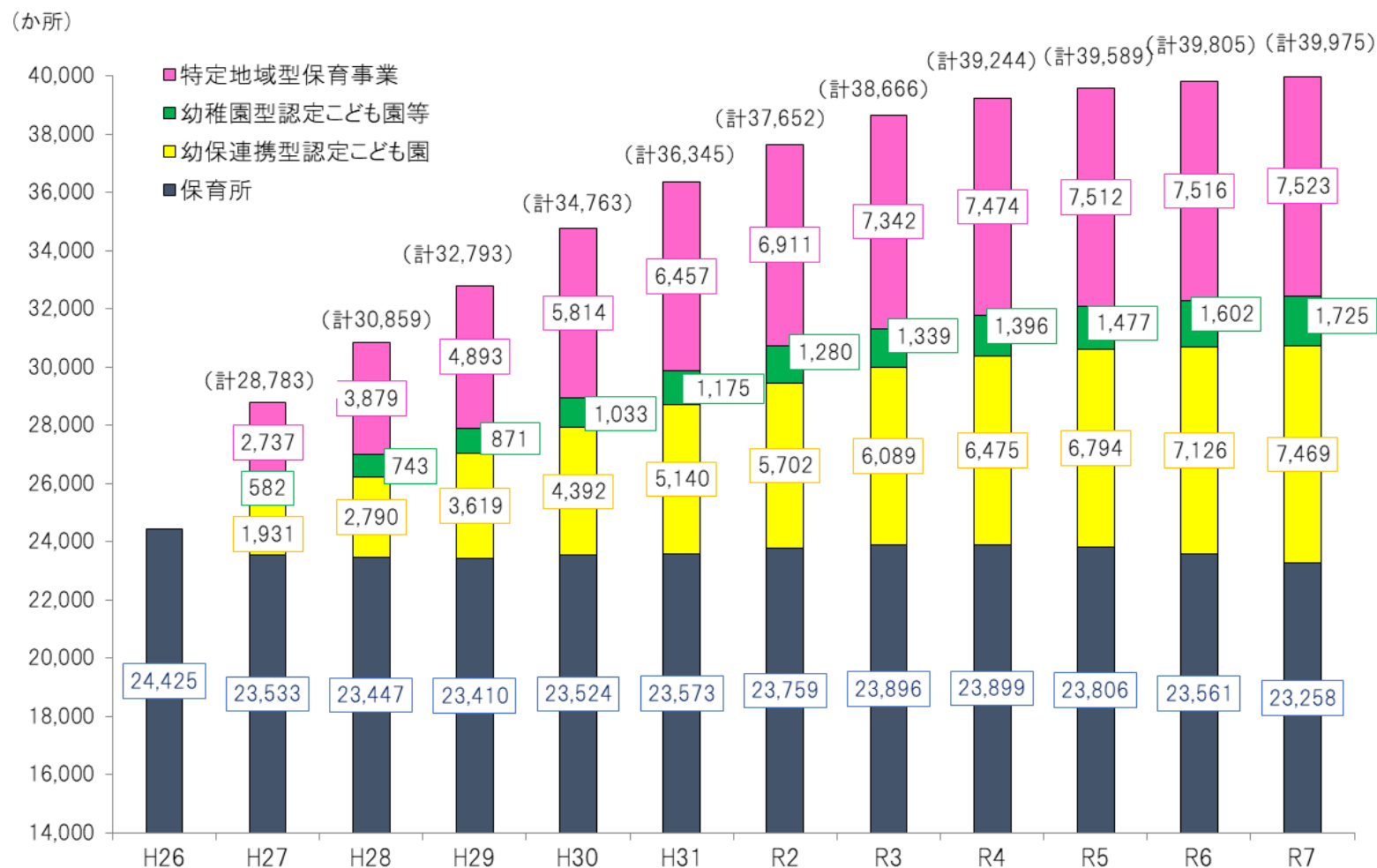
- 令和7年4月1日時点の保育所等の定員は3,029,282人（対前年▲15,396人（▲0.5%））。
- 保育所等を利用する児童の数は2,678,417人（対前年▲26,641人（▲1.0%））



保育所等利用児童数等の状況②

(保育所等数の推移)

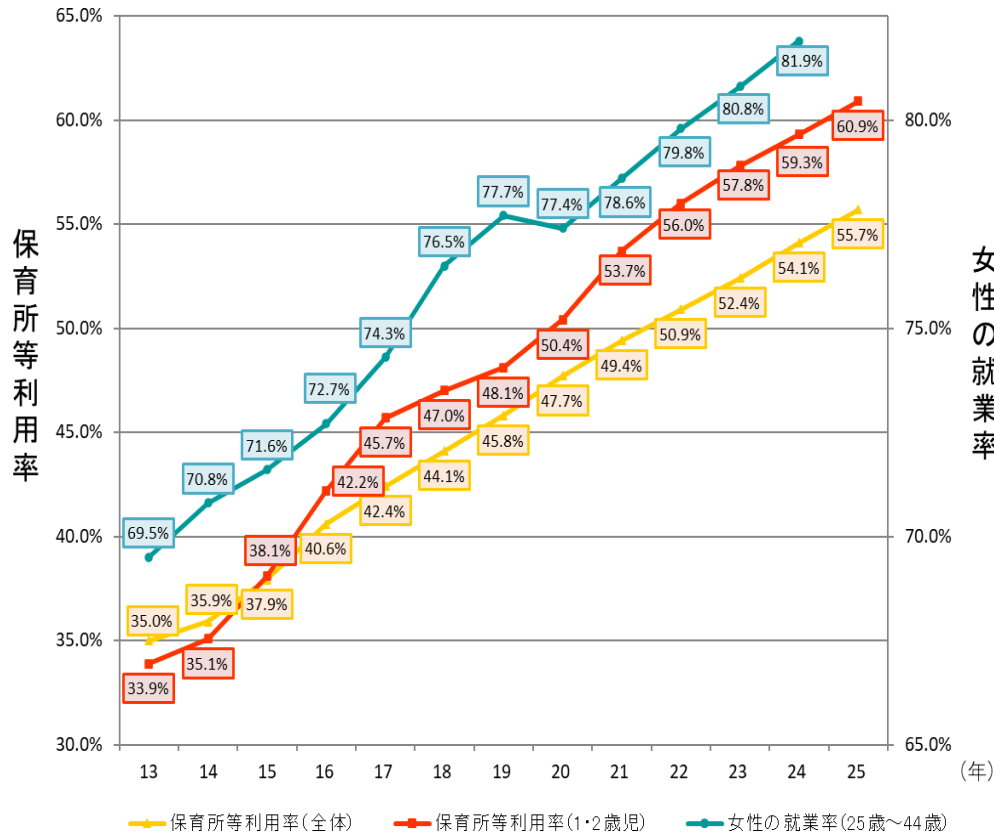
○ 令和7年4月1日時点の保育所等数は39,975か所（対前年170か所増（+0.4%））



保育所等利用児童数等の状況③

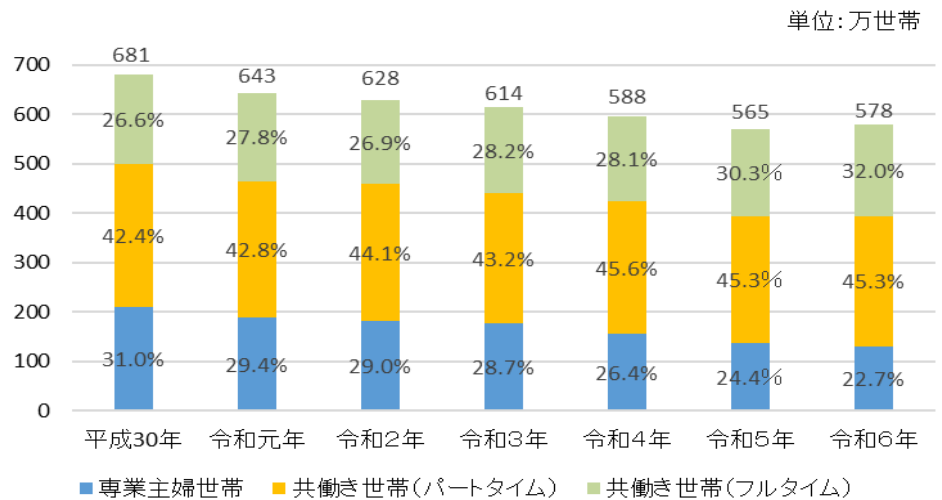
- 令和7年4月1日時点の保育所等利用率は全年齢平均で**55.7%**と就学前児童数の過半数を占める。
- 女性の就業率について、令和6年は**81.9%**（対前年1.1%増）。
- 共働き世帯の割合について、令和6年は**77.3%**（対前年1.7%増）。

女性の就業率と保育所等利用率の推移



※保育所等利用率：当該年齢の保育所等利用児童数÷当該年齢の就学前児童数
 ※女性の就業率：総務省統計局「労働力調査」

共働き世帯数の推移



【参考】年齢区分別の就学前児童数

	令和7年4月（注1）	令和6年4月（注2）
3歳未満児（0～2歳）	2,270,000人	2,382,000人
うち0歳児	716,000人	757,000人
うち1・2歳児	1,554,000人	1,625,000人
3歳以上児	2,536,000人	2,621,000人
全年齢児計	4,806,000人	5,003,000人

（注1）人口推計年報（令和6年10月1日）

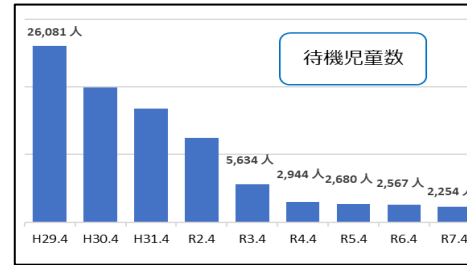
（注2）人口推計年報（令和5年10月1日）

令和7年4月の待機児童数のポイント

① 待機児童の状況

待機児童数：2,254人（対前年▲313人）

- ・約**87.9%**の市区町村（1,530自治体）で**待機児童なし**
- ・待機児童数が**50人以上**の自治体は**5自治体**に減少。
（**100人以上**の自治体は**1自治体**）



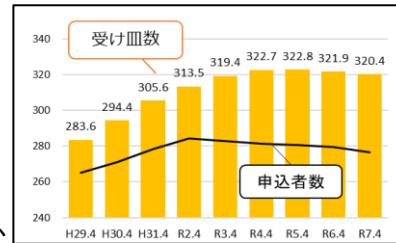
待機児童数別の自治体数の内訳

	0人	1～49人	50～99人	100人以上
R7年度	1,530	206	4	1
	87.9%	11.8%	0.2%	0.1%
対前年	6	▲5	0	▲1
R6年度	1,524	211	4	2

② 待機児童数について

令和7年4月の待機児童数については、

- ・**保育の受け皿拡大**
- ・**就学前人口の減少**



などの要因により減少した地域がある一方で、

- ・**保育士を確保できなかったことによる利用定員の減**
- ・**申込者数の想定以上の増加による利用定員の不足**

などにより待機児童が増加した地域や、数年にわたり一定数の待機児童が生じている地域もある。

③ 今後の見込み

全体的な保育ニーズ（申込者数）は減少傾向にあるが、

- ・**女性就業率**（25～44歳）の**上昇傾向**（R5:80.8%→R6:81.9%※）
- ・**共働き世帯割合の増加**（R5:75.6%→R6:77.3%※）

などにより保育ニーズについては引き続き注視が必要。

また、宅地開発や転入者の増加等による保育ニーズの増加などの**地域の事情**についても注視が必要。

一方、定員充足率は全国的に逡減傾向にあることから、持続可能な保育機能の確保について検討が必要。

※ 総務省「労働力調査」

今後の取組方針

- 令和7年度以降は、**「保育政策の新たな方向性」**に基づき、地域の課題に適時に対応し、待機児童が発生しない体制を確保していけるよう、取組を進めていく。
- 待機児童が多い自治体等に対しては、**丁寧にヒアリング等を行い、**各々の待機児童の解消に至らない事情に合わせて**自治体と連携しながら**待機児童の解消に取り組む。
- また、各年度ごとに、**人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るための支援や手厚い支援が必要な児童の受け入れにかかる支援**を行うとともに、**保育士の一層の業務負担軽減及び保育人材の確保**を図っていく。
- また、過疎地域など待機児童の少ない地域では定員充足率の低下が課題となっていることから、今後は、地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進し、人口減少地域等における**持続可能な保育機能の確保**を進めていく。

令和7年4月1日時点の待機児童数について

- 令和7年4月1日時点の待機児童数は2,254人（対前年▲313人）。
- 待機児童数がピークであった平成29年の26,081人から8年連続で減少しており、平成29年の10分の1以下となっている。

	待機児童数	
	4月1日時点	増減数
2013(平成25)年	22,741人	▲2,084人
2014(平成26)年	21,371人	▲1,370人
2015(平成27)年	23,167人	1,796人
2016(平成28)年	23,553人	386人
2017(平成29)年	26,081人	2,528人
2018(平成30)年	19,895人	▲6,186人
2019(平成31)年	16,772人	▲3,123人
2020(令和2)年	12,439人	▲4,333人
2021(令和3)年	5,634人	▲6,805人
2022(令和4)年	2,944人	▲2,690人
2023(令和5)年	2,680人	▲264人
2024(令和6)年	2,567人	▲113人
2025(令和7)年	2,254人	▲313人

保育所等待機児童数等の状況①

- 年齢区分別待機児童数については、3歳未満児が全体の90.6%を占める。特に1・2歳児に多く、全体の83.3%（1,877人／2,254人）を占めている。
- 待機児童数がある市区町村数は211自治体（全市区町村の12.1%）で、前年度から6自治体減。
- 保育の申込者数については、0歳児・1歳児・2歳児・3歳以上児の全てにおいて、令和6年4月から令和7年4月にかけて減少している。

【表3】年齢別の待機児童数及び利用児童数

	R7 待機児童数		R7 利用児童数
低年齢児(0～2歳)	2,041人	(90.6%)	1,077,096人
うち0歳児	164人	(7.3%)	130,437人
うち1・2歳児	1,877人	(83.3%)	946,659人
3歳以上児	213人	(9.4%)	1,601,321人
全年齢児計	2,254人	(100.0%)	2,678,417人

【表4】待機児童数のある市区町村数

※ () は前年4月1日時点

待機児童数	市 区 町 村	
100人以上	1	(2)
50人以上100人未満	4	(4)
1人以上 50人未満	206	(211)
計	211	(217)

(参考) 保育の申込者数の7年間の推移

(単位:人)

	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1
0歳	168,674	166,730	159,384	158,490	149,011	144,870	141,980
前年比	3,330	▲ 1,944	▲ 7,346	▲ 894	▲ 9,479	▲ 4,141	▲ 2,890
1歳	479,966	486,811	479,542	476,716	489,887	483,168	473,953
前年比	15,309	6,845	▲ 7,269	▲ 2,826	13,171	▲ 6,719	▲ 9,215
2歳	530,934	539,994	534,809	530,396	526,899	540,919	527,718
前年比	10,250	9,060	▲ 5,185	▲ 4,413	▲ 3,497	14,020	▲ 13,201
3歳以上	1,604,315	1,648,673	1,654,431	1,647,055	1,638,881	1,628,242	1,621,584
前年比	42,641	44,358	5,758	▲ 7,376	▲ 8,174	▲ 10,639	▲ 6,658
合計	2,783,889	2,842,208	2,828,166	2,812,657	2,804,678	2,797,199	2,765,235
前年比	71,530	58,319	▲ 14,042	▲ 15,509	▲ 7,979	▲ 7,479	▲ 31,964

保育所等待機児童数等の状況②

- 待機児童については、全国の市区町村（1,741）のうち、87.9%の市区町村（1,530）において0人となっている。
- 待機児童は都市部（※）に多く見られる状況にあり、全体の63.0%（待機児童数1,419人）を占めている。
（※）都市部：首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏（京都・大阪・兵庫）の7都府県（指定都市・中核市含む）とその他指定都市・中核市
- 待機児童数の減少数が大きい自治体では、自治体の保育人材の確保などによる利用定員数の拡大も含め、保育の受け皿整備の取り組みが待機児童の改善に寄与しているとみられる。

＜待機児童数に増減のあった地方自治体＞

1. 待機児童数の増加数が大きい上位10地方自治体

※待機児童率＝待機児童数／申込者数

	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員 増加数	申込児童数			R7.4 待機児童率
			R7.4	R6.4	増加数		R7.4	R6.4	増減数	
1	奈良県	橿原市	68	0	68	65	2,509	2,652	▲ 143	2.71%
2	大阪府	大阪狭山市	38	0	38	0	1,635	1,569	66	2.32%
3	和歌山県	海南市	33	0	33	0	806	795	11	4.09%
4	滋賀県	草津市	48	17	31	5	4,553	4,489	64	1.05%
5	大阪府	高石市	34	8	26	30	1,461	1,453	8	2.33%
6	滋賀県	近江八幡市	40	15	25	50	2,329	2,251	78	1.72%
7	大阪府	藤井寺市	24	3	21	▲ 5	1,433	1,350	83	1.67%
8	埼玉県	戸田市	18	0	18	64	3,783	3,739	44	0.48%
9	奈良県	田原本町	22	5	17	10	764	756	8	2.88%
10	福岡県	中間市	16	0	16	1	745	741	4	2.15%

2. 待機児童数の減少数が大きい上位10地方自治体

	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員 増加数	申込児童数			R7.4 待機児童率
			R7.4	R6.4	減少数		R7.4	R6.4	増減数	
1	滋賀県	大津市	132	184	▲ 52	8	9,478	9,575	▲ 97	1.39%
2	兵庫県	西宮市	76	121	▲ 45	92	10,287	10,202	85	0.74%
3	沖縄県	読谷村	6	46	▲ 40	10	1,256	1,292	▲ 36	0.48%
4	沖縄県	浦添市	0	35	▲ 35	▲ 102	4,975	5,057	▲ 82	0.00%
5	埼玉県	北本市	0	32	▲ 32	78	1,126	1,068	58	0.00%
6	三重県	東員町	0	31	▲ 31	▲ 8	555	671	▲ 116	0.00%
6	滋賀県	守山市	27	58	▲ 31	▲ 18	2,599	2,569	30	1.04%
8	神奈川県	鎌倉市	9	34	▲ 25	106	3,048	3,023	25	0.30%
8	福岡県	岡垣町	0	25	▲ 25	100	461	441	20	0.00%
10	沖縄県	名護市	4	27	▲ 23	38	3,047	3,201	▲ 154	0.13%

<待機児童数の多い上位10地方自治体>

※待機児童率＝待機児童数／申込者数

	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員 増加数	申込児童数			R7.4 待機児童率
			R7.4	R6.4	増減数		R7.4	R6.4	増減数	
1	滋賀県	大津市	132	184	▲ 52	8	9,478	9,575	▲ 97	1.39%
2	兵庫県	西宮市	76	121	▲ 45	92	10,287	10,202	85	0.74%
3	奈良県	橿原市	68	0	68	65	2,509	2,652	▲ 143	2.71%
4	兵庫県	明石市	56	50	6	100	10,281	10,097	184	0.54%
4	三重県	四日市市	56	72	▲ 16	▲ 38	5,990	5,943	47	0.93%
6	滋賀県	草津市	48	17	31	5	4,553	4,489	64	1.05%
7	東京都	世田谷区	47	58	▲ 11	27	20,022	19,946	76	0.23%
8	沖縄県	北谷町	42	38	4	8	1,007	1,016	▲ 9	4.17%
10	滋賀県	近江八幡市	40	15	25	50	2,329	2,251	78	1.72%
10	東京都	町田市	40	28	12	33	9,082	9,026	56	0.44%

【表5】都市部とそれ以外の地域の待機児童数

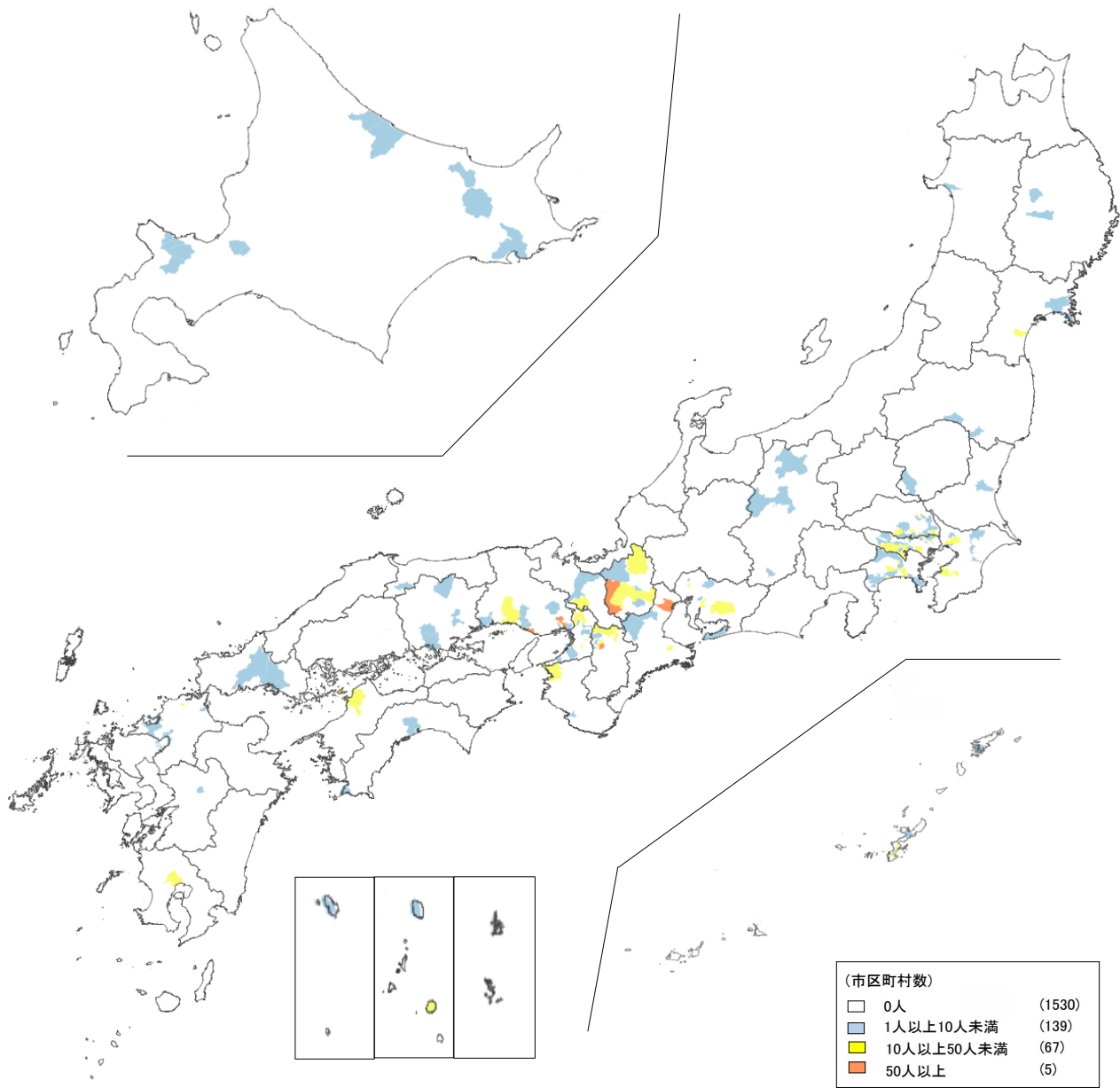
	利用児童数(%)	待機児童数(%)
7 都府県・指定都市・中核市	1,700,608人 (63.5%)	1,419人 (63.0%)
その他の道県	977,809人 (36.5%)	835人 (37.0%)
全国計	2,678,417人 (100.0%)	2,254人 (100.0%)

【表6】都市部とそれ以外の地域の待機児童率

	申込者数(%)	待機児童率(%)
7 都府県・指定都市・中核市	1,764,695人 (63.8%)	0.08%
その他の道県	1,000,540人 (36.2%)	0.08%
全国計	2,765,235人 (100.0%)	0.08%

(待機児童率：待機児童数÷申込者数)

【参考】令和7年4月1日 全国待機児童マップ(市区町村別)



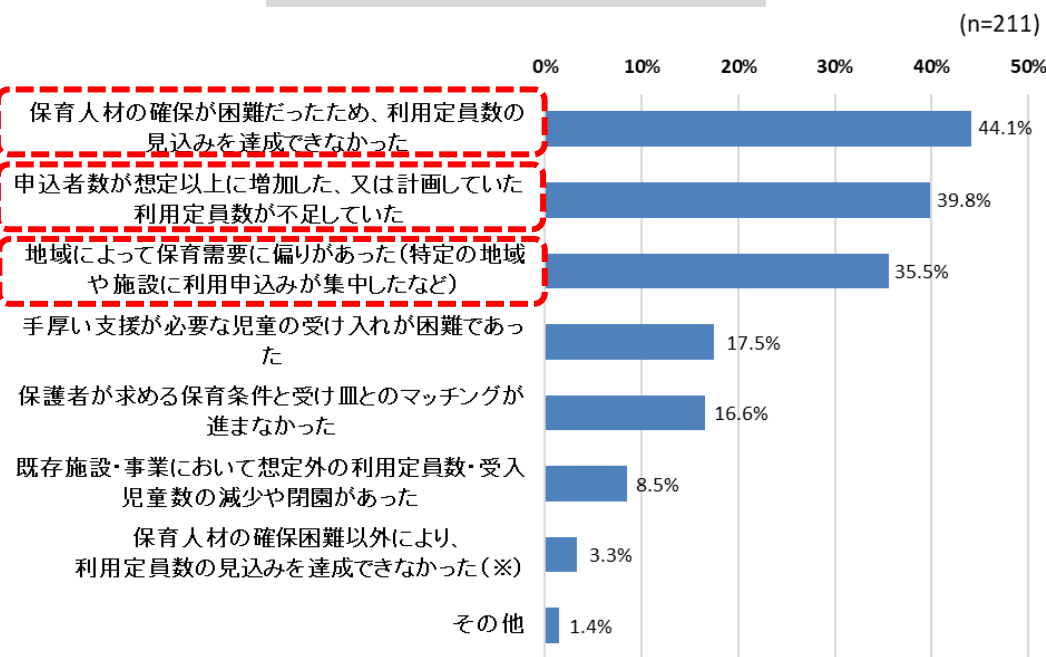
都道府県	待機児童数	待機児童率	参考	
			(R6)	増減
			待機児童数	
	人	%	人	人
北海道	34	0.04	28	6
青森県	0	0.00	0	0
岩手県	5	0.02	22	▲ 17
宮城県	17	0.04	18	▲ 1
秋田県	5	0.03	2	3
山形県	0	0.00	0	0
福島県	5	0.01	17	▲ 12
茨城県	1	0.00	4	▲ 3
栃木県	3	0.01	0	3
群馬県	0	0.00	12	▲ 12
埼玉県	208	0.14	241	▲ 33
千葉県	91	0.07	83	8
東京都	339	0.11	361	▲ 22
神奈川県	138	0.08	188	▲ 50
新潟県	0	0.00	0	0
富山県	0	0.00	0	0
石川県	0	0.00	0	0
福井県	0	0.00	0	0
山梨県	0	0.00	0	0
長野県	10	0.02	30	▲ 20
岐阜県	0	0.00	1	▲ 1
静岡県	0	0.00	16	▲ 16
愛知県	51	0.03	57	▲ 6
三重県	84	0.22	108	▲ 24
滋賀県	335	0.87	353	▲ 18
京都府	15	0.03	14	1
大阪府	194	0.10	111	83
兵庫県	199	0.17	256	▲ 57
奈良県	186	0.69	135	51
和歌山県	53	0.29	22	31
鳥取県	0	0.00	0	0
島根県	0	0.00	0	0
岡山県	22	0.05	31	▲ 9
広島県	0	0.00	0	0
山口県	9	0.03	14	▲ 5
徳島県	0	0.00	0	0
香川県	1	0.00	3	▲ 2
愛媛県	13	0.05	0	13
高知県	10	0.06	5	5
福岡県	29	0.02	57	▲ 28
佐賀県	8	0.04	6	2
長崎県	0	0.00	0	0
熊本県	4	0.01	4	0
大分県	0	0.00	0	0
宮崎県	0	0.00	0	0
鹿児島県	14	0.04	12	2
沖縄県	171	0.29	356	▲ 185
計	2,254	0.08	2,567	▲ 313

※ 待機児童率＝待機児童数／申込者数

待機児童を解消できなかった要因

- 令和7年4月時点で待機児童のいる自治体に対して待機児童を解消できなかった要因を尋ねたところ、**保育人材の確保が困難（44.1%）**が最も多く、そのほか、**申込者数の想定以上の増加、又は計画していた利用定員数の不足（39.8%）**、**保育需要の地域偏在（35.5%）**が上位にあげられている。
- 待機児童が特に多い自治体における事情については、例えば、待機児童を解消できなかった主な要因について、滋賀県大津市は「保育人材の確保が困難だったため、利用定員数の見込みを達成できなかった」、兵庫県西宮市は「申込者数が想定以上に増加した、又は計画していた利用定員数が不足していた」や「地域によって保育需要に偏りがあった（特定の地域や施設に利用申込みが集中したなど）」と回答している。
- なお、待機児童のいる211自治体のうち、前年より待機児童が増加した自治体は109自治体（対前年同）あり、そのうち54自治体が昨年度は待機児童が0人であり、待機児童解消後も保育ニーズの動向に注視する必要がある。

待機児童を解消できなかった要因



(※)建設事業者や建設資材の確保困難、工事の遅延・中止、近隣住民への説明・合意形成が困難等
備考) 令和7年4月時点で待機児童が存在する自治体に対して尋ねた結果(複数選択可)

待機児童数の多い上位10地方自治体

	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員増加数	申込者増加数
			R7.4	R6.4	対前年比(R7-R6)		
1	滋賀県	大津市	132	184	▲ 52	8	▲ 97
2	兵庫県	西宮市	76	121	▲ 45	92	85
3	奈良県	橿原市	68	0	68	65	▲ 143
4	三重県	四日市市	56	72	▲ 16	▲ 38	47
4	兵庫県	明石市	56	50	6	100	184
6	滋賀県	草津市	48	17	31	5	64
7	東京都	世田谷区	47	58	▲ 11	27	76
8	沖縄県	北谷町	42	38	4	8	▲ 9
10	東京都	町田市	40	28	12	33	56
10	滋賀県	近江八幡市	40	15	25	50	78

待機児童数の増加数が多い上位10地方自治体

	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員増加数	申込者増加数
			R7.4	R6.4	対前年比(R7-R6)		
1	奈良県	橿原市	68	0	68	65	▲ 143
2	大阪府	大阪狭山市	38	0	38	0	66
3	和歌山県	海南市	33	0	33	0	11
4	滋賀県	草津市	48	17	31	5	64
5	大阪府	高石市	34	8	26	30	8
6	滋賀県	近江八幡市	40	15	25	50	78
7	大阪府	藤井寺市	24	3	21	▲ 5	83
7	埼玉県	戸田市	18	0	18	64	44
9	奈良県	田原本町	22	5	17	10	8
10	福岡県	中間市	16	0	16	1	4

待機児童の多い上位10自治体等の状況（R7調査結果）

- 令和7年4月時点で待機児童の多い上位10自治体及び待機児童数の増加数が多い上位10自治体について、ヒアリングを実施。
- 令和7年4月の待機児童を解消できなかった要因としては、「保育人材の確保が困難」「申込者数の想定以上の増加、又は計画していた利用定員数の不足」「保育需要の地域偏在」等があげられている。

保育人材の確保

- ・ 退職や育休などの理由で保育士が減少したことで、保育の受け皿の確保が難しくなった。
- ・ 施設整備及び既存保育所の弾力化で対応する予定だったが、保育士の退職等により受け皿の確保が難しくなってしまった。
- ・ 保育士の退職により、定員までの受入れを行うことができず、待機児童が発生してしまった。
- ・ 保育士不足を理由とした保育所の休園や開設予定だった保育所の開設延期などにより、待機児童が発生してしまった。

申込者数の想定以上の増加又は計画していた利用定員数の不足

- ・ 求職活動中を理由に保育所を希望される方が増えるなど、保育の必要性のある方が想定以上に増えたため。
- ・ 未就学児は減少している一方で入所希望者は増加しており、保育ニーズが増加していること、子育て世帯の転入者が増加していることなどにより、待機児童が発生してしまった。
- ・ 共働き世帯が増え、今まで受け皿となっていた幼稚園の需要が減り、保育所の需要が増えている。

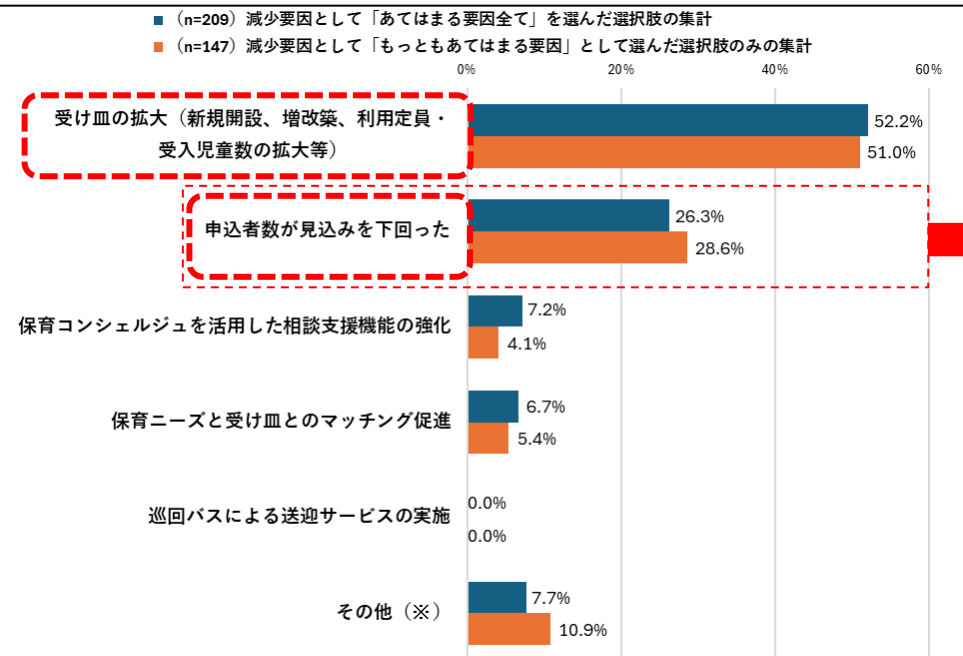
その他

- ・ 保育士の加配が必要な児童の増加や保育所の受け入れ体制整備の不足等により、配置基準どおりに児童を受け入れることが難しい施設が複数あり、保育の受け皿確保が間に合わなかった。
- ・ 宅地開発に合わせて開設予定であった認定こども園が、工事の関係で開設予定が延期になった。
- ・ 保育所を新設する際、人口減少下で事業者も手挙げに慎重になっており、事業者募集も難しい。
- ・ 入所利用調整にあたり、利用可能な保育所等について、より保護者のニーズを反映した整理に変更したため。

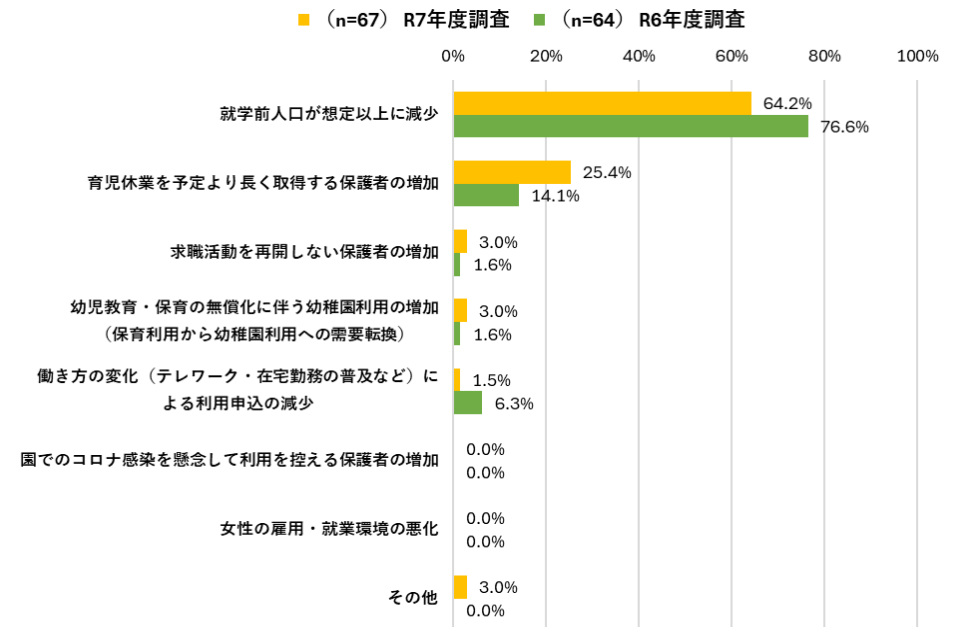
待機児童数が減少した要因

- 令和7年の待機児童数が前年から減少した自治体に、その要因についてアンケート調査を実施したところ、**受け皿の拡大(52.2%)**のほか、**申込者数が見込みを下回った(26.3%)**ことが多くあげられている。
- 申込者数が見込みを下回った理由としては、昨年同様、**就学前人口の想定以上の減少**を選択する自治体が最も多いが、昨年よりも割合は減少している。一方で、**育児休業を予定より長く取得する保護者の増加**を選択する自治体の割合が増加している。

待機児童数が減少した要因



申込者数が見込みを下回った理由



（※）医療的ケア児保育の開始、広域利用の拡大、加配が必要な児童の申込の減少等

備考）令和7年の待機児童が前年（令和6年）から減少した自治体に対してその要因を尋ねた結果

備考）左のグラフにおいて「申込者数が見込みを下回った」を選択した自治体に尋ねた結果（複数選択可）

(参考) 保育所等利用待機児童数調査における除外4類型について

- 待機児童とは、保育園等の利用申込者数から、保育園等を実際に利用している者の数及び「除外4類型」(※)を除いた数としている。
- この除外4類型については、平成29年3月に、有識者会議の検討を踏まえ、市町村ごとの運用上のばらつきを絞り込む方向に統一・是正し、待機児童の定義が広がる見直しを行った。

(※)保育所等利用待機児童数調査における待機児童に含めない「除外4類型」及びその取扱いは以下のとおり(平成29年4月以降)。

【特定の保育所等のみ希望している者】

○「他に利用可能な保育所」の判断については、**地域における地理的な要因や通常の交通手段の違い、通勤経路等を踏まえて判断する。**

※他に利用可能な保育所等とは、「開所時間が保護者の需要に応えている」または「立地条件が登園するのに無理がない(例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園可能等)」に該当するもの。

○申請書に記載された希望園等によって一律に判断するのではなく、**他に利用可能な保育所等の情報の提供を行うとともに、保護者の意向を丁寧に確認する。**

※情報提供については、個別に保護者へ行うことを基本とし、その例として、「入所保留通知発出に併せて他に利用可能な保育所等の情報を送付」や「電話・メール等で他に利用可能な保育所等の情報を提供」等

【求職活動を休止している者】

○**保護者が求職活動を行っておらず、「保育の必要性」が認められない状況にあることを確認する。**

※個別に確認する例として、「電話・メール等で保護者に求職活動状況を聴取」や「求職活動状況を証明できる書類の提出を求める」等

【育児休業中の者】

○**育児休業中の保護者について、入園できたときに復職することを、入園保留通知発出後や4月1日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、待機児童数に含める。ただし、それが確認できない場合には、待機児童数に含めない。**

※具体的な確認方法の例として、「入園申込書に復職意向を確認するためのチェック欄を設ける」、「電話・メール等で復職意向を聴取」等

【地方単独保育施策を利用している者】

○**地方公共団体が一定の施設等基準に基づき運営費支援等を行っている単独保育施策(保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に類するの)を対象とする。**

	申込者数	保育所等を利用している者	特例保育等を利用している者	除 外 4 類 型					待機児童数
				育児休業中の者	特定の保育園等のみ希望している者	地方単独事業を利用している者	求職活動を休止している者	小計	
平成28年4月	2,559,465	2,458,607	9,951	7,229	35,985	16,963	7,177	67,354	23,553
平成29年4月	2,650,100	2,546,669	8,126	5,528	38,978	16,744	7,974	69,224	26,081
平成30年4月	2,712,359	2,614,405	10,160	4,966	41,002	14,157	7,774	67,899	19,895
平成31年4月	2,783,889	2,679,651	13,539	6,787	46,724	13,120	7,296	73,927	16,772
令和2年4月	2,842,208	2,737,359	17,570	10,585	46,666	10,656	6,933	74,840	12,439
令和3年4月	2,828,166	2,742,071	16,880	13,278	37,954	7,605	4,744	63,581	5,634
令和4年4月	2,812,657	2,729,899	18,531	15,199	35,656	6,199	4,229	61,283	2,944
令和5年4月	2,804,678	2,717,335	18,495	17,651	37,781	6,308	4,428	66,168	2,680
令和6年4月	2,797,199	2,705,058	18,542	19,752	40,480	6,055	4,745	71,032	2,567
令和7年4月	2,765,235	2,678,417	20,075	15,043	39,469	5,531	4,446	64,489	2,254
差引(R7-R6)	▲ 31,964	▲ 26,641	1,533	▲ 4,709	▲ 1,011	▲ 524	▲ 299	▲ 6,543	▲ 313

※保育所等：認可保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

※特例保育等：特例保育、認可化移行支援事業、幼稚園における預かり保育事業等、企業主導型保育事業

都道府県別保育所等利用状況（令和7年4月1日）

○ 全国の保育所等利用定員は3,029,282人であり、定員充足率（利用児童数／保育所等利用定員）は88.4%。

令和7年4月1日の保育所等利用状況

	利用定員数(A)	申込者数(B)	利用児童数(C)	待機児童数(D)	定員充足率(C/A)
全国	3,029,282人	2,765,235人	2,678,417人	2,254人	88.4%
(参考) 令和6年度	3,044,678人	2,797,199人	2,705,058人	2,567人	88.8%

都道府県	利用定員数(A)	申込者数(B)	利用児童数(C)	待機児童数(D)	定員充足率(C/A)
北海道	92,954人	85,729人	82,689人	34人	89.0%
青森県	30,536人	26,105人	25,731人	0人	84.3%
岩手県	30,242人	25,930人	25,404人	5人	84.0%
宮城県	46,914人	44,058人	43,319人	17人	92.3%
秋田県	22,827人	18,803人	18,483人	5人	81.0%
山形県	28,396人	23,773人	23,498人	0人	82.8%
福島県	38,905人	33,368人	32,842人	5人	84.4%
茨城県	66,826人	60,143人	58,370人	1人	87.3%
栃木県	45,270人	39,718人	38,825人	3人	85.8%
群馬県	50,074人	44,187人	43,604人	0人	87.1%
埼玉県	147,829人	144,345人	137,664人	208人	93.1%
千葉県	138,581人	128,851人	124,687人	91人	90.0%
東京都	339,515人	320,062人	306,883人	339人	90.4%
神奈川県	182,465人	182,555人	174,600人	138人	95.7%
新潟県	63,710人	52,156人	51,848人	0人	81.4%
富山県	31,713人	26,271人	25,933人	0人	81.8%
石川県	37,313人	30,848人	30,734人	0人	82.4%
福井県	27,471人	22,460人	22,280人	0人	81.1%
山梨県	23,920人	18,820人	18,143人	0人	75.8%
長野県	60,634人	46,636人	46,242人	10人	76.3%
岐阜県	43,757人	35,106人	34,884人	0人	79.7%
静岡県	76,873人	67,727人	65,887人	0人	85.7%
愛知県	191,061人	162,433人	158,254人	51人	82.8%
三重県	44,049人	37,776人	36,635人	84人	83.2%

都道府県	利用定員数(A)	申込者数(B)	利用児童数(C)	待機児童数(D)	定員充足率(C/A)
滋賀県	39,632人	38,429人	36,128人	335人	91.2%
京都府	59,845人	54,400人	53,368人	15人	89.2%
大阪府	195,882人	197,972人	186,997人	194人	95.5%
兵庫県	119,061人	118,453人	112,693人	199人	94.7%
奈良県	29,341人	26,918人	25,325人	186人	86.3%
和歌山県	21,440人	18,588人	18,282人	53人	85.3%
鳥取県	18,895人	14,872人	14,811人	0人	78.4%
島根県	21,905人	19,286人	19,205人	0人	87.7%
岡山県	50,338人	46,141人	45,145人	22人	89.7%
広島県	73,524人	63,530人	61,999人	0人	84.3%
山口県	28,837人	26,653人	25,921人	9人	89.9%
徳島県	17,697人	15,413人	15,002人	0人	84.8%
香川県	26,144人	21,627人	21,371人	1人	81.7%
愛媛県	29,484人	24,967人	24,470人	13人	83.0%
高知県	22,564人	17,623人	17,563人	10人	77.8%
福岡県	130,420人	124,315人	119,758人	29人	91.8%
佐賀県	25,891人	22,824人	22,446人	8人	86.7%
長崎県	36,976人	33,340人	33,073人	0人	89.4%
熊本県	54,928人	50,360人	49,585人	4人	90.3%
大分県	28,300人	25,790人	24,860人	0人	87.8%
宮崎県	32,443人	29,169人	28,985人	0人	89.3%
鹿児島県	40,573人	37,428人	36,381人	14人	89.7%
沖縄県	63,327人	59,277人	57,610人	171人	91.0%

地域ごとの保育所等利用状況について

- 都市部と過疎地域を比較すると、令和7年4月1日時点の定員充足率は都市部が91.3%と全国平均（88.4%）より高い一方で、過疎地域においては74.6%となっている。
- 都市部における定員充足率の推移は5年間で▲3.2%に対して、過疎地域では▲8.4%と減少幅が大きく、今後、特に過疎地域においては利用定員の縮小や施設の統廃合の進行が予想される。
- 全市区町村に人口減少を見据えた対応の検討状況を尋ねたところ、3割を超える自治体が「人口は減少する見込みだが、人口減少を見据えた対応は検討していない」と回答しており、地域分析等にかかる支援を進めていく必要がある。

令和7年4月1日の保育所等利用状況

	利用定員数(A)	申込者数(B)	利用児童数(C)	待機児童数(D)	定員充足率(C/A)
都市部(※)	1,850,976人	1,754,598人	1,690,589人	1,397人	91.3%
過疎地域	215,382人	162,873人	160,782人	59人	74.6%

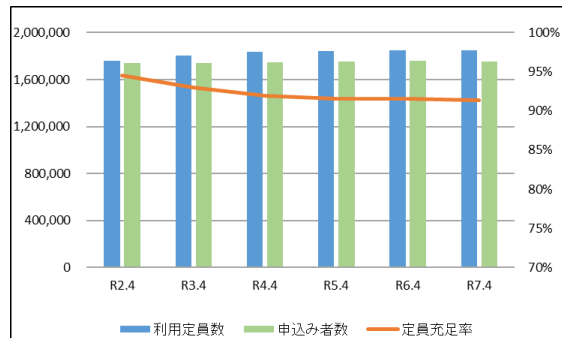
※ 都市部と過疎地域の重複自治体は過疎地域に計上しているため、P.9【表5】【表6】の値と一部異なる。

定員充足率の推移

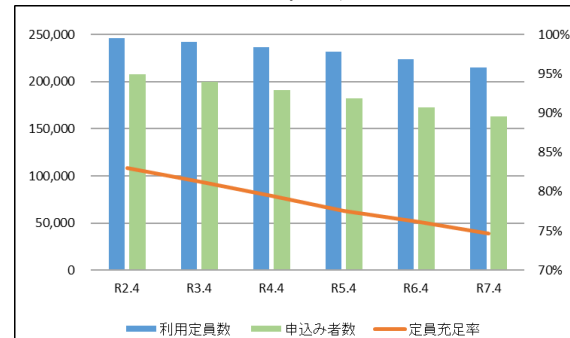
	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月	令和7年4月
都市部	94.5%	93.0%	92.0%	91.6%	91.6%	91.3%
過疎地域	83.0%	81.3%	79.5%	77.5%	76.2%	74.6%

保育の受け皿等の推移

<都市部>



<過疎地域>



<定義>

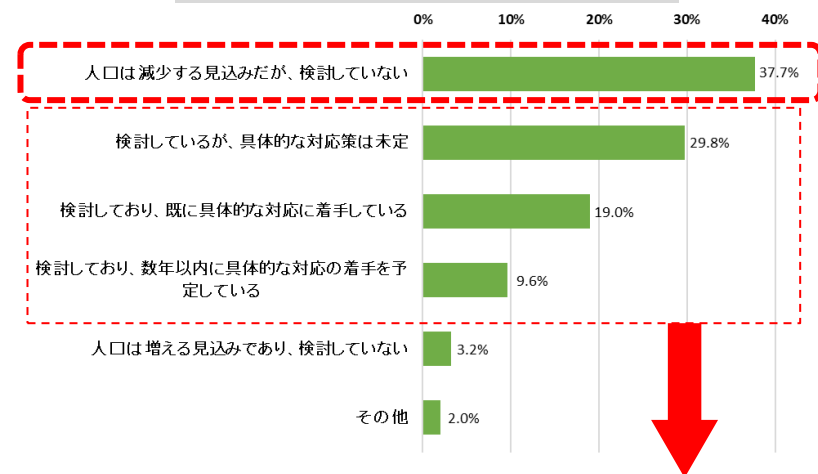
都市部: 首都圏(埼玉・千葉・東京・神奈川)、近畿圏(京都・大阪・兵庫)の7都府県(指定都市・中核市含む)とその他の指定都市・中核市(334自治体)

過疎地域: 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(令和3年法律第19号)に基づく「全部過疎市町村」(713自治体)

※ 埼玉県長瀬町、千葉県勝浦市など、都市部と全部過疎の両方の定義に該当する自治体は都市部には含めず、過疎地域に計上(43自治体)。

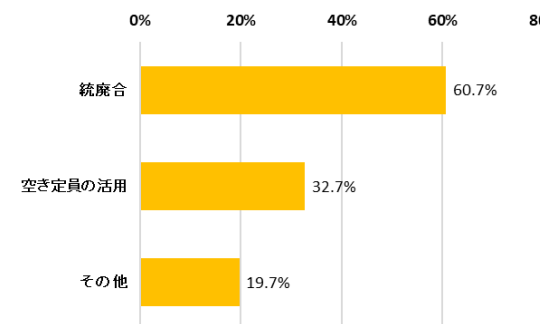
人口減少を見据えた対応の検討状況

(n=1741)



検討内容

(n=1,016)



「保育提供体制の確保のための実施計画」集計結果（令和7年4月1日時点）

令和7年度以降は、令和6年12月20日に取りまとめた「保育政策の新たな方向性」に基づき、待機児童対策とともに、今後は人口減少が進む中での保育機能の確保・強化にも対応していくため、地域によっては統廃合や規模の縮小、保育施設の多機能化等について進めていくことも必要となります。

ついては、引き続き、市区町村ごとに「保育提供体制の確保のための実施計画」を作成いただくことで保育需要と提供体制の「見える化」を図るとともに、待機児童対策や人口減少対策等に係る補助事業の補助率を嵩上げする等の財政支援を行うこととしております。

○ 全国の市区町村から提出された「保育提供体制の確保のための実施計画」に基づく、申込者数、利用定員数、待機児童数の見込・計画値を集計したところ、**2025（令和7）年4月1日から2029（令和11）年4月1日までの5年間で申込者数（保育ニーズ）は約8.6万人減少**する一方、利用定員数（整備量）は**約2.2万人分増加**する見込み。

	年 齢	2025（令和7）年 4月1日	2026（令和8）年 4月1日	2027（令和9）年 4月1日	2028（令和10）年 4月1日	2029（令和11）年 4月1日
		実績	見込・計画数	見込・計画数	見込・計画数	見込・計画数
申込者数 （保育ニーズ）	0歳児	141,980人	176,102人	175,476人	174,929人	174,169人
	1・2歳児	1,001,671人	985,083人	993,117人	991,939人	988,602人
	3歳以上児	1,621,584人	1,602,641人	1,561,883人	1,529,923人	1,516,483人
	合計	2,765,235人	2,763,826人	2,730,476人	2,696,791人	2,679,254人
利用定員数 （整備量）	0歳児	283,160人	285,453人	286,937人	287,307人	287,515人
	1・2歳児	1,068,452人	1,077,229人	1,085,752人	1,088,465人	1,091,040人
	3歳以上児	1,835,852人	1,839,718人	1,837,518人	1,834,326人	1,831,073人
	合計	3,187,464人	3,202,400人	3,210,207人	3,210,098人	3,209,628人
待機児童数	0歳児	164人	0人	0人	0人	0人
	1・2歳児	1,877人	0人	0人	0人	0人
	3歳以上児	213人	0人	0人	0人	0人
	合計	2,254人	0人	0人	0人	0人

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算額 464億円の内数 (459億円の内数)
※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 待機児童対策協議会において、①待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組の達成状況を評価するための地域の実情に応じた評価指標（K P I）を設定し、②見える化をすることで、より強力に待機児童対策に取組む自治体を支援する。

事業の概要

1. 受け皿整備等

○待機児童対策協議会推進事業（都道府県）

保育所等の広域利用調整や公有地等の保育所等設置に係る調整や市区町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開を担う職員を配置

※ 補助基準額 2,948千円

※ 補助割合 国：1/2、都道府県：1/2



2. 保育人材の確保

(1)潜在保育士の再就職支援（都道府県、指定都市、中核市）

保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士の把握や保育人材の掘り起こしを担う職員（保育士再就職支援コーディネーター）を追加配置
※ 補助基準加算額 4,000千円

(2)保育人材等就職・交流支援事業（市区町村）

市区町村において、保育人材の掘り起こしを担う職員（就職支援コーディネーター）を追加配置
※ 補助基準加算額 4,000千円



3. 地方自治体からの提案型事業

○新たな待機児童対策提案型事業（都道府県、市区町村）

待機児童対策協議会に参加する自治体を実施する、待機児童解消に向けた先駆的な取組を支援

※ 補助基準額 こども家庭庁長官が認めた額（上限10,000千円の定額補助）

※ 補助割合 国：10/10



K P I 項目・指標及び見える化

設定及び見える化するK P I 項目・指標は、待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組であって、地域の実情に応じた達成状況の見える化に適したものとする。

「1. 受け皿整備等」に関するK P I（例）

- ✓ 待機児童数（対前年度減）（市区町村）
- ✓ 認可保育所等に移行した認可外保育施設数（市区町村）
- ✓ 広域利用に係る協定の締結を目指す各市区町村の施設ごとの市境を越えた受け入れ児童数（都道府県、市区町村）

「2. 保育人材の確保」に関するK P I（例）

- ✓ 保育士養成校の卒業生の保育所等への就職件数の増加数（都道府県）
- ✓ 潜在保育士の「保育士・保育所支援センター」への新規届出件数（都道府県）
- ✓ 「保育士・保育所支援センター」への求人登録の件数（都道府県）
- ✓ 保育士の平均勤続年数（都道府県、市区町村）



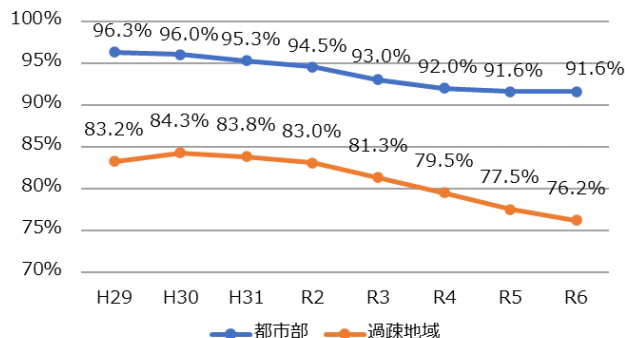
市区町村による地域のニーズに応じた 保育提供体制の確保：人口減少対策

1.(1) 市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保：人口減少対策

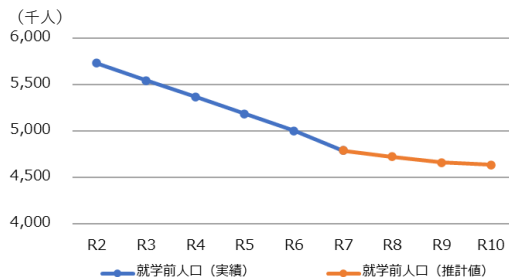
現状・課題等

- 受け皿整備等により待機児童が減少する一方で、過疎地域などの待機児童が少ない地域では定員充足率（利用定員数に対する利用児童数の割合）が低下している状況
- 定員充足率が下がることで、安定的な運営が困難になる施設や、統廃合等が必要となる施設が生じる可能性がある
- 人口減少地域において質の高い保育の提供を前提に保育機能の確保・強化を進めていくため、市町村が中心となり地域の保育所等と連携し、将来を見据えた保育提供体制の計画的な整備や、保育所等の多機能化、法人間の連携等を進めることが必要
- また、持続的な保育提供のため、必要な場合に、地域において法人の合併や事業譲渡等が円滑に進められるようにしていくことも重要

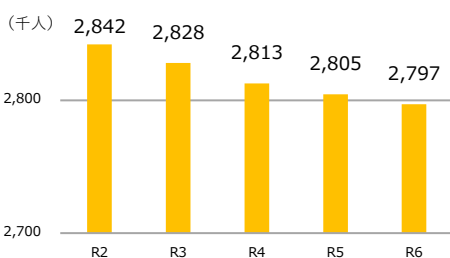
○過疎地域においては定員充足率の低下は顕著



○就学前人口の推移（全国計）



○利用児童数の推移（全国計）



※定員充足率、保育ニーズ：保育所等関連状況とりまとめ（こども家庭庁）
就学前人口（実績）：人口推計（総務省統計局）
就学前人口（推計値）：将来人口推計（国立社会保障・人口問題研究所）

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進し、人口減少地域等における持続可能な保育機能の確保を進める



✓対応のポイント

- 現状・課題の分析に基づく計画的な取組の支援
- 多機能化や合併・事業譲渡等の環境整備

【各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な取組への支援】

- 地域が抱える課題や保育の将来像を踏まえた、保育提供体制の確保のための「実施計画」（今後の保育ニーズの動向を踏まえた整備等の計画）を国へ提出する自治体に対して必要な財政支援を行う

（財政支援内容） ※財政支援を受けるには計画の採択が必要

- ・過疎地域における多機能化や統廃合にかかる整備・改修費用の国庫補助率の嵩上げ

【人口減少に対応した公定価格】

- 定員と実員の乖離を縮小するための定員区分の見直しなどに取り組む

【地域の実情に応じた多機能化等の取組の推進】

- 過疎地域にある保育所等における多機能的な取組について支援するとともに、多機能化に向けた効果や課題を検証するモデル事業を実施【R6補正】
- 先行事例を踏まえた、各地域の現状や課題に応じた取組の推進

【小規模保育の充実】

- 国家戦略特別区域法に基づく特例措置を全国展開し、全国において、3～5歳児のみを対象とする小規模保育事業の実施を可能とする【法律改正・できるだけ早期に】

【必要な場合に合併・事業譲渡等が進められる環境の整備】

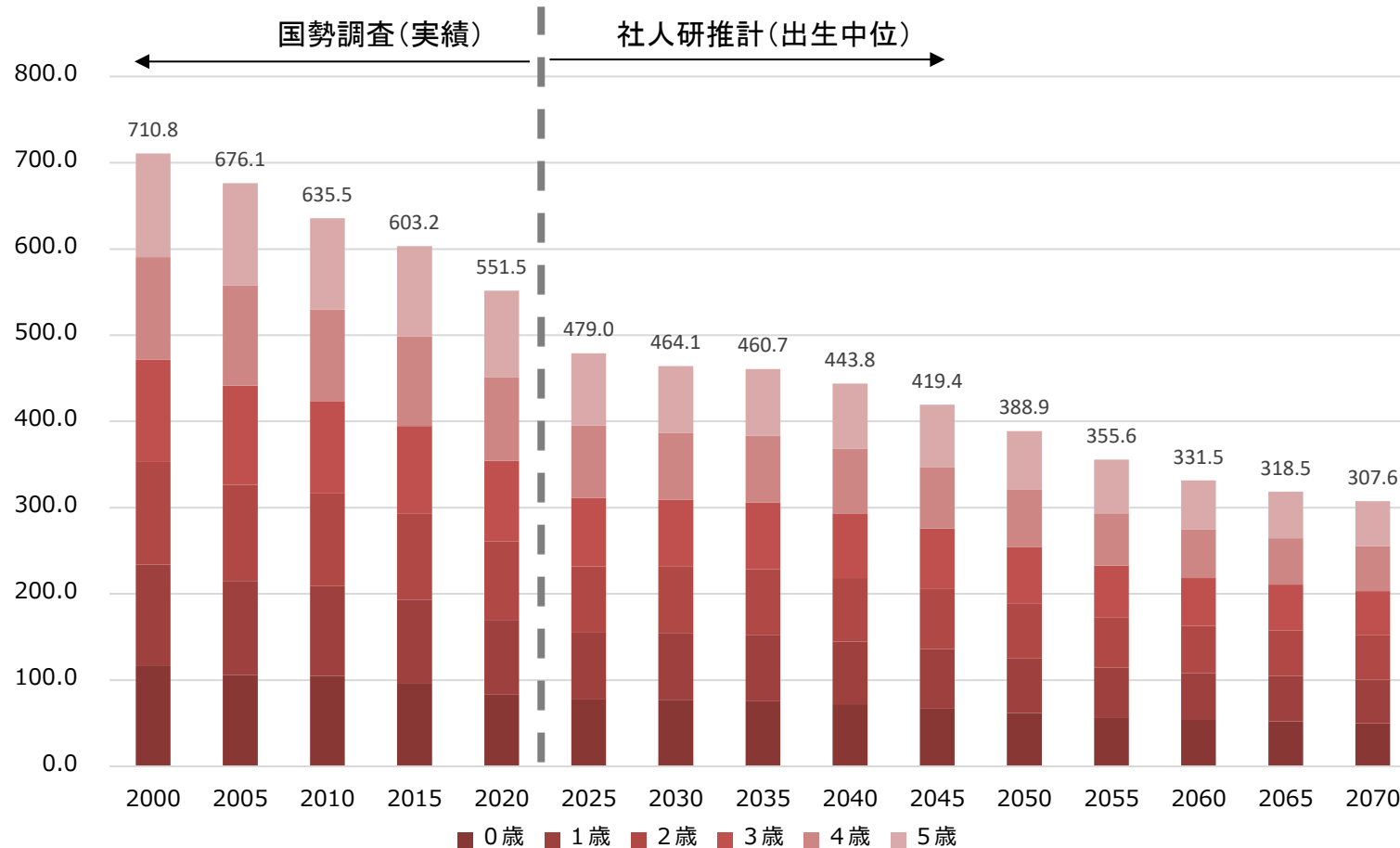
- 「規制改革実施計画」（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、保育所が合併・事業譲渡等を行う際の手続き等に係るガイドラインを作成【R7】



○人口減少に対する自治体の計画的な取組を国が支援する体制の構築
【計画的に多機能化に取り組む自治体数：100自治体（令和8年度）】

0～5歳人口の推移（将来推計）

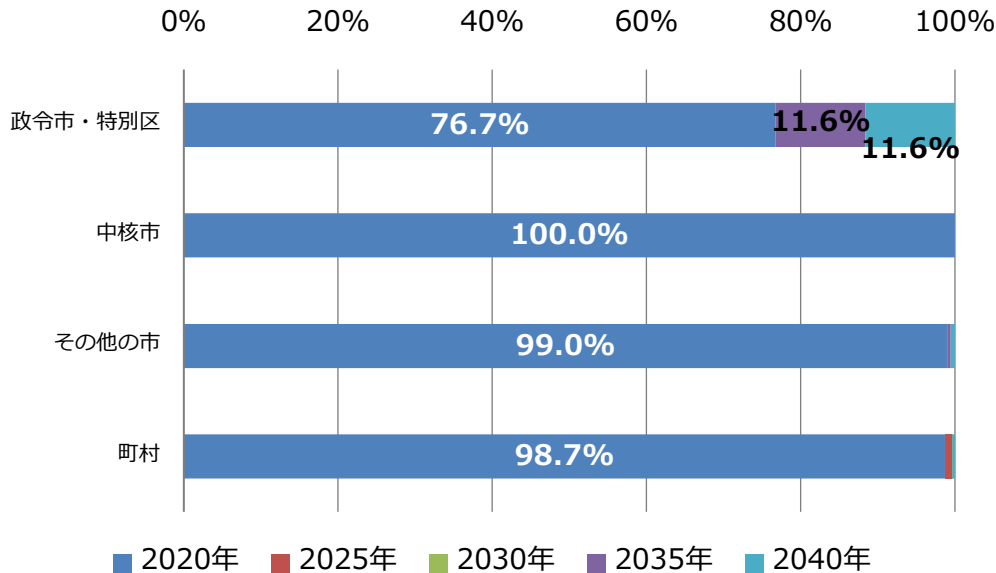
- 0～5歳人口については、2000年以降、減少し続けており、今後も減少し続ける見込み。
- 2040年における0～5歳人口については、2020年に対して約80%程度と見込まれている。



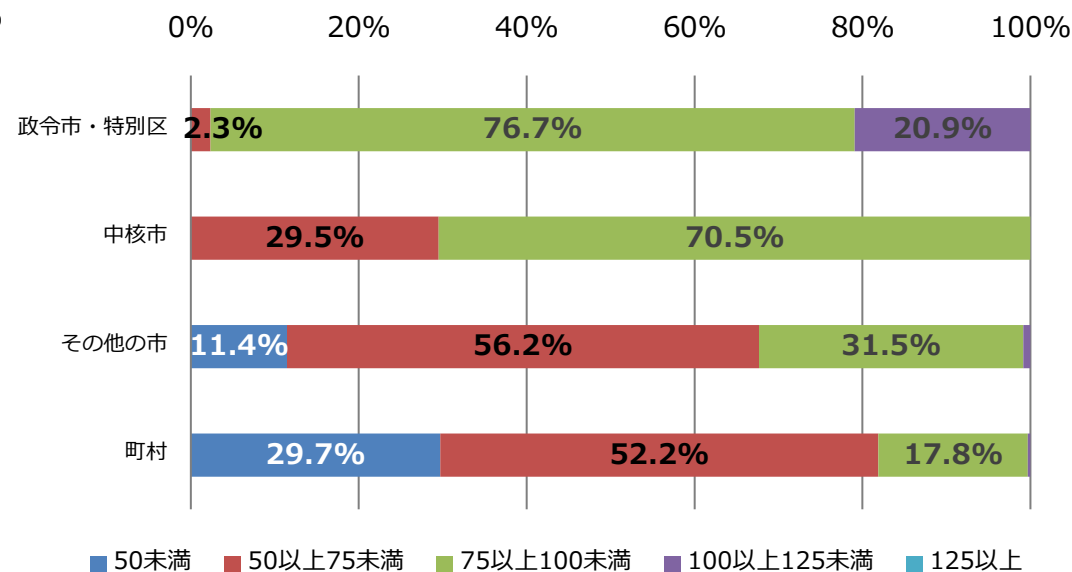
0～5歳人口の推移(将来推計)

- 0～5歳人口については、一部の政令市・特別区を除き、ほとんどの自治体において2020年にピークを迎えており、今後は減少し続ける見込み。
- また2040年における0～5歳人口の2020年に対する増減割合は、政令市・特別区については2割以上が現在より増加する見込みであるが、その他の地域ではほとんどが減少する見込みであり、特に町村においては約3割が現在の半数未満となる見込み。

0～5歳人口が最大となる年



増減率：2020を100としたときに2040どうなるか。



※社人研推計をもとに保育政策課で推計

※福島県浜通り地域の13市町村については、東日本大震災の影響により将来推計がないため2020年を含め除いている。

地域の課題に対応した財政支援

● 「保育政策の新たな方向性」のとりまとめに伴い、「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けた自治体に対して、下記のとおり財政支援を行う。（採択市区町村数 634市区町村（令和7年8月時点））

採択分類・採択対象

【認可保育所等（※1）】

1. 待機児童対策(※2)

【1.①の事業】各年度の4月1日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村

【1.②～⑦の事業】各年度の4月1日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村又は過去3年以内に待機児童が生じている市区町村（※3）

2. 人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（※4）

3. 地域の課題に応じた対策

待機児童や人口減少、その他保育提供体制にかかる課題が特に深刻であり、地域の課題や対応方針等にかかる計画を国に提出する市区町村

- ※1 認可保育所等における採択について、同一自治体に対して1～3の複数の採択を可能とする。
- ※2 令和7年度当初予算においては、経過措置として従前の採択要件により実施計画を提出する市区町村も対象とする。
- ※3 令和5年度または令和6年度に実施している自治体は、令和8年度以降に採択の対象外となった場合でも令和11年度末までは経過措置として補助の対象とする。
- ※4 財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む

【1. 待機児童対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	定員拡大を伴う整備にかかる国庫補助率の 高上げ（※5） （1／2→2／3） 設置主体の要件緩和
②民有地マッチング事業	補助要件
③保育利用支援事業（予約制）	補助要件
④一時預かり事業（一般型）	緊急一時預かりの補助要件
⑤認可化移行運営費支援事業	地方単独保育施設加算の適用を受けて実施する場合の加算要件
⑥幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	職員の配置の弾力化の要件

※5 実施計画の採択のほか、別途国庫補助基準上の要件あり。

【2. 人口減少対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	多機能化や統廃合のための整備にかかる国庫補助率の 高上げ（1／2→2／3）

【3. 地域課題に応じた対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①保育士宿舎借り上げ支援事業	補助要件
②広域的保育所等利用事業	企業主導型保育事業等において単独で実施する場合や、新制度未移行幼稚園での預かり保育を実施する施設の共同利用により実施する場合の補助要件
③都市部における保育所等への賃借料支援事業	補助要件
④利用者支援事業（基本型）	夜間加算、休日加算及び機能強化のための取組の加算の加算要件
⑤利用者支援事業（特定型）	補助要件
⑥一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	補助要件

【こども誰でも通園制度】

こども誰でも通園制度のための整備・改修が必要な市区町村

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	国庫補助率の高上げ（1／2→2／3）

保育所等における都道府県別の定員充足率（５ヶ年）

- 定員充足率は全国的に逡減傾向にある。
- ただし、自治体内でも地域差があることや、年度途中の入所に対応できるように４月時点では、空きを設けている保育所もあるなど、数値だけでは各保育所の状況を判断できない等の留意が必要。

	令和３年４月	令和４年４月	令和５年４月	令和６年４月	令和７年４月
全国	90.9%	89.7%	89.1%	88.8%	88.4%

都道府県	令和３年４月	令和４年４月	令和５年４月	令和６年４月	令和７年４月
北海道	92.3%	90.6%	89.5%	89.2%	89.0%
青森県	89.3%	87.9%	85.9%	84.7%	84.3%
岩手県	88.6%	86.7%	86.1%	85.7%	84.0%
宮城県	94.3%	93.1%	92.5%	92.9%	92.3%
秋田県	85.9%	84.1%	82.7%	82.0%	81.0%
山形県	89.6%	87.4%	85.3%	83.7%	82.8%
福島県	92.3%	91.3%	89.1%	86.7%	84.4%
茨城県	90.0%	89.1%	88.5%	88.1%	87.3%
栃木県	90.4%	88.6%	87.1%	86.8%	85.8%
群馬県	91.3%	90.5%	88.9%	88.2%	87.1%
埼玉県	93.0%	92.0%	92.2%	92.5%	93.1%
千葉県	90.1%	89.1%	89.4%	90.2%	90.0%
東京都	91.8%	90.5%	90.2%	90.4%	90.4%
神奈川県	96.5%	96.0%	96.1%	96.3%	95.7%
新潟県	85.5%	83.9%	83.7%	83.4%	81.4%
富山県	83.9%	82.6%	82.5%	81.9%	81.8%
石川県	85.6%	84.7%	83.8%	82.7%	82.4%
福井県	86.9%	84.3%	82.6%	81.9%	81.1%
山梨県	82.8%	78.5%	77.7%	76.6%	75.8%
長野県	78.8%	77.7%	76.5%	76.3%	76.3%
岐阜県	82.5%	80.6%	80.4%	80.3%	79.7%
静岡県	88.8%	87.3%	86.8%	86.7%	85.7%
愛知県	83.1%	82.0%	81.7%	81.3%	82.8%
三重県	86.9%	85.3%	85.9%	84.8%	83.2%

都道府県	令和３年４月	令和４年４月	令和５年４月	令和６年４月	令和７年４月
滋賀県	93.3%	92.1%	92.1%	92.1%	91.2%
京都府	93.4%	92.2%	91.3%	90.1%	89.2%
大阪府	96.0%	95.5%	94.9%	95.2%	95.5%
兵庫県	97.6%	96.5%	95.2%	95.2%	94.7%
奈良県	89.4%	88.1%	86.8%	87.1%	86.3%
和歌山県	88.8%	88.1%	87.7%	86.7%	85.3%
鳥取県	85.8%	83.5%	82.2%	81.1%	78.4%
島根県	92.6%	91.4%	89.7%	89.2%	87.7%
岡山県	92.8%	92.4%	91.1%	90.7%	89.7%
広島県	87.0%	85.9%	84.8%	84.1%	84.3%
山口県	91.3%	90.1%	89.1%	88.9%	89.9%
徳島県	87.6%	85.9%	85.3%	83.8%	84.8%
香川県	87.4%	85.8%	84.2%	83.3%	81.7%
愛媛県	88.6%	87.4%	86.1%	84.2%	83.0%
高知県	84.1%	82.4%	81.4%	79.9%	77.8%
福岡県	93.8%	92.7%	92.4%	92.5%	91.8%
佐賀県	91.8%	90.4%	89.9%	88.8%	86.7%
長崎県	93.8%	92.0%	90.6%	90.3%	89.4%
熊本県	95.4%	93.7%	92.7%	91.8%	90.3%
大分県	91.6%	90.3%	89.6%	89.4%	87.8%
宮崎県	94.3%	92.9%	92.0%	91.4%	89.3%
鹿児島県	96.8%	94.4%	93.1%	91.1%	89.7%
沖縄県	94.6%	92.7%	91.8%	92.3%	91.0%

公定価格における定員区分の細分化

- 施設の運営に要する費用には、施設の規模に応じて変動する経費（例：保育士の人件費等）と変動しない固定的な経費（例：施設長の人件費等）があり、定員規模によって費用の構造が異なることから、公定価格では、利用定員10人単位を基本として定員区分を設け、それぞれについて子ども1人当たりで単価を定めている。
- 具体的な各定員区分における単価の算定については、各定員区分の上限（例：51人～60人の定員区分では定員60人）の定員数を基に、子ども一人単価に置き直して算定していることから、利用子どもの数の増減による影響を受けやすい比較的小規模な定員規模の施設について、定員区分と利用子ども数との乖離を縮小させるため、**定員60人以下の幼稚園・保育所・認定こども園に係る定員区分の細分化を行う。**

定員区分の細分化

○認定こども園（1号認定）

区分 (見直し前)	分割	区分 (見直し後)
～15人	＜	～10人
		11人～15人
16人～25人	＜	16人～20人
		21人～25人
26人～35人	＜	26人～30人
		31人～35人
36人～45人	＜	36人～40人
		41人～45人
46人～60人	＜	45人～50人
		51人～55人
		56人～60人

○認定こども園（2・3号認定）

区分 (見直し前)	分割	区分 (見直し後)
～10人		～10人
11人～20人	＜	11人～15人
		16人～20人
21人～30人	＜	21人～25人
		26人～30人
31人～40人	＜	31人～35人
		36人～40人
41人～50人	＜	41人～45人
		45人～50人
51人～60人	＜	51人～55人
		56人～60人

○幼稚園

区分 (見直し前)	分割	区分 (見直し後)
～15人		～15人
16人～25人	＜	16人～20人
		21人～25人
26人～35人	＜	26人～30人
		31人～35人
36人～45人	＜	36人～40人
		41人～45人
46人～60人	＜	45人～50人
		51人～55人
		56人～60人

○保育所

区分 (見直し前)	分割	区分 (見直し後)
20人		20人
21人～30人	＜	21人～25人
		26人～30人
31人～40人	＜	31人～35人
		36人～40人
41人～50人	＜	41人～45人
		46人～50人
51人～60人	＜	51人～55人
		56人～60人

事業の目的

- 過疎地域の保育所は、地域で唯一の子育て支援の拠点でもあり、その保育所が運営困難に陥ると、こどもを預けて働く場やこどもが集まる場所がなくなり、地域そのものの維持が難しくなる。このような人口減少が進む状況において、過疎地域にある保育所等における地域の人々も交えた様々な取組について支援するとともに、保育所の多機能化に向けた効果を検証することで、地域インフラとしての保育機能の確保・強化を図る。

事業の概要

【事業内容】

- 認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業で行う地域の人々も交えた様々な取組を支援し、具体的な取組内容や運用上の工夫、財政面も含めた運営上の課題など、今後の保育所の多機能化に向けた効果等を検証し、地域における保育機能の確保・強化を図るためのモデルを構築する。

【対象自治体】

- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく「全部過疎市町村」（713自治体）、「みなし過疎市町村」（14自治体）及び「一部過疎市町村」（158自治体）

【対象施設】

- 既存の認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所であって、地域の維持や発展のために存続が不可欠な施設。
※ 実施施設数は1施設に限定せず、複数の施設を定めて実施することも可能とする。

【対象経費】

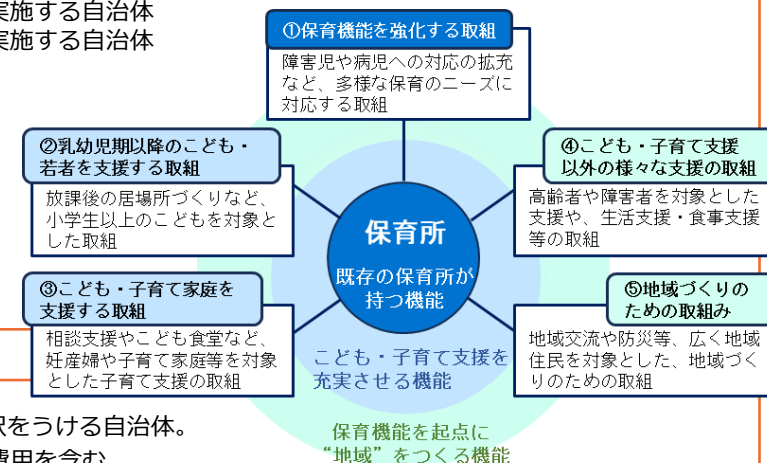
- 自治体における検討会開催や報告書作成に要する費用
- 取組に対する指導・助言や、事業者同士の連携等を行うコーディネーターを自治体に配置する費用
- 施設における取組に対する人件費や物品購入等の事業費等
※ 既存の国庫補助事業や営利目的の取組にかかる事業経費は補助の対象外とする。

【自治体における検証】

- 実施自治体は、検討会等を開催し、対象施設の選定や具体的な取組内容、今後の保育所の多機能化に向けた効果の検証を行い、報告書を作成する。
- また、自治体の計画等において当該施設の存続について言及がされているなど、当該施設の必要性について自治体全体で意思決定を行うこと。

【対象となる取組】

- ①保育機能を強化する取組
 - ②乳幼児期以降のこども・若者を支援する取組
 - ③こども・子育て家庭を支援する取組
 - ④こども・子育て支援以外の様々な支援の取組
 - ⑤地域づくりのための取組
- ※ 採択にあたっては以下の自治体を優先する。
・④⑤の取組を実施する自治体
・複数の取組を実施する自治体



実施主体等

【実施主体】 市区町村（市町村が認めた者への委託可）

【補助基準額】 一般型：1自治体あたり 10,000千円

被災地型：1自治体あたり 15,000千円

【補助割合】 国：3／4、市区町村：1／4

※実施自治体は国への協議（公募）により採択をうける自治体。

※自治体における検討会開催や報告書作成の費用を含む。

また、各取組の利用料が生じる場合は別途徴収が可能。

※能登半島地震により被災した能登半島の3市3町で実施する場合。

施行日：令和8年4月1日

①制度の現状・背景

- 「小規模保育事業」とは、19人以下の利用定員で、**0～2歳のこどもを対象に保育を行う事業**。ただし、3～5歳のこどもの保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、3～5歳児を受け入れることも可能。

(※) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第六条の三 （略）

②～⑨ （略）

⑩ この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業

二 **満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して**、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、**前号に規定する施設において**、保育を行う事業

⑪～⑲ （略）

(※) 令和5年4月には、こどもの保育の選択肢を広げる観点から、0～2歳のこどもを対象とする小規模保育事業において3～5歳のこどもを受け入れることについて、市町村がニーズに応じて柔軟に判断することができるよう、通知を発出。

- 平成29年からは、**国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、国家戦略特区の事業実施区域（成田市、堺市、西宮市）においては、事業者の判断により小規模保育事業の対象年齢を0～5歳の間で柔軟に定めることが可能と**されているところ、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、**3～5歳のこどものみを対象とする小規模保育事業を創設することについて、次の法改正のタイミングであり方を検討することとされている。**

②改正内容

- 国家戦略特区における特例措置の実施状況を踏まえつつ、こどもの保育の選択肢を広げる観点で意義があることから、**国家戦略特区の特例措置を全国展開し、全国において、3～5歳のこどものみを対象とする小規模保育事業の実施を可能とする。**

保育提供体制の強化 (職員配置基準の改善等)

1.(2) 保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）

現状・課題等

○待機児童対策の推進により保育の量の拡大が進む中で、質の確保・向上が求められている。保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案なども発生。保育の質の確保・向上や安全安心な環境の確保のために、保育提供体制の強化を進める必要

○令和6年度には、「こども未来戦略」（加速化プラン）に基づき、制度創設以来76年ぶりに、**4・5歳児の職員配置基準**について、**30対1から25対1への改善**を図ったところ（3歳児の職員配置基準もあわせて20対1から15対1へ改善）。4・5歳児、3歳児の職員配置の改善を進めるとともに、1歳児の職員配置基準の改善についても早期に進めることが求められる

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5歳児	30 : 1	25 : 1

○保育所等の職場環境の改善のため、保育現場へのICTの導入や保育士のサポートとしての保育補助者等の配置を推進しているところ、テクノロジーの活用や保育士以外の人材の活躍も含めて保育所等の体制を考えていくことが重要

○なお、職員配置基準については、真に必要な配置基準はどうあるべきか、科学的検証が必要との指摘があり、検証の手法やエビデンスに関する知見の収集など、研究を進める必要

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）（抜粋）

- 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）
- 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

保育の安全性と質を確保・向上させるため、職員配置基準の改善や、テクノロジーや幅広い人材の活用等、保育提供体制の強化を進める



✓対応のポイント

- 加速化プランに基づいた配置改善の着実な実施
- エビデンスに基づいた配置基準の改善の検討

【4・5歳児、3歳児の職員配置の改善の促進】

○加算の取得等により改善を促進するとともに、改善の状況を確認しながら、「従前の基準により運営することも妨げない」として経過措置の取扱いを検討

【1歳児の職員配置の改善】

○保育人材の確保等も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に改善を進める

【保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究】

○職員配置基準に関する科学的検証の手法を検討するとともに、テクノロジーや幅広い人材の活用を含め、保育所等の在るべき体制についてエビデンスの収集を進める【R6～】



○保育士等の配置改善により保育の質の確保・向上、保育士等の業務負担の軽減を実現する

【4歳以上児配置改善加算等の取得施設の割合の増加（令和8年度）】

1歳児の職員配置の改善

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）

- 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）
- 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。

令和6年度の対応：4・5歳児の配置基準の改善

【公定価格上の加算措置】※告示を改正

- 新たに「4歳以上児配置改善加算」を措置する
- 30：1の配置に要する経費と、25：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算する。

※ チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設では、既に25：1以上の手厚い配置を実現可能としているため、引き続き、当該加算のみを適用することとする。

※ チーム保育推進加算は、主に3～5歳児について複数の保育士による体制を構築するための加算であり、令和5年度には、先んじて4・5歳児の配置改善を進めるため、大規模な保育所について、配置人数の充実（1人⇒2人）を行っている。



【最低基準等の改正】※内閣府令等を改正

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、4・5歳児の職員配置基準を改善する
- 人材確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないよう、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設ける

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5歳児	30：1	25：1

※ 3歳児については、平成27年度より「3歳児配置改善加算」を措置している（令和4年度の加算取得率：約90%）

※ 3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準等の改正（20：1⇒15：1）を行う

令和7年度予算等における対応

- 1歳児の職員配置の改善を進めるため、公定価格上の加算措置として、新たに「1歳児配置改善加算」を措置する【令和7年度予算109億円】
- 具体的には、人材確保や保育の質の向上の観点も踏まえ、職場環境改善を進めている施設・事業所において、1歳児の職員配置を5：1以上に改善した場合に、加算する（令和7年4月～）

※6：1の配置に要する経費と、5：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算

【対象】以下の全てを満たす事業所

（配置基準が既に5：1以上である小規模C・家庭的保育・居宅訪問型保育を除く）

- (1) 処遇改善等加算区分1～3の全てを取得している
- (2) 業務においてICTの活用を進めている※1
- (3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上※2

- ※1 ①登降園管理、②計画・記録、③保護者連絡、④キャッシュレス決済のうち、①及びもう1機能以上の機器を導入し活用している
- ※2 処遇改善等加算区分1の「職員1人当たりの平均経験年数」と同様の計算による年数

3歳児、4・5歳児の配置改善の状況

- 調査は全ての幼稚園・保育所・認定こども園を対象として全国の市区町村を通じて実施。令和6年7月1日及び3月1日時点の配置改善の状況等について、有効回答のあった約3万施設の状況についてとりまとめたもの。（自治体数ベースでの回収率約100%）
- 7月1日時点の配置改善の実施状況は、3歳児は全体で96.2%、4・5歳児は全体で94.4%の実施率。
- 3月1日から7月1日の推移を見ると、3歳児は1.9ポイント上昇（94.3%→96.2%）。4・5歳児は3.7ポイント上昇（90.7%→94.4%）。
- 施設種別では3歳児は認定こども園、4・5歳児は幼稚園が最も高く、公私別では3歳児は私立施設、4・5歳児は公立施設の方が高かった。
- 未実施施設の今後の改善見込みについては、約6割～約8割が「未定」と回答しており、人材確保が課題と考えられる。

3歳児15：1を満たしている施設の割合

【7月1日時点】

	幼稚園	保育所	認定こども園	全体
公立	90.8%	93.3%	94.0%	93.1%
私立	97.2%	97.1%	97.8%	97.4%
全体	94.3%	95.9%	97.3%	96.2%

【（参考）3月1日時点】

	幼稚園	保育所	認定こども園	全体
公立	89.8%	91.9%	88.5%	91.0%
私立	92.1%	95.6%	95.9%	95.5%
全体	91.0%	94.5%	94.8%	94.3%

【未実施施設の今後の改善見込み施設数（割合）】

	今年度内	7年度以降	未定
公立	1（0.2%）	245（39.2%）	353（56.5%）
私立	54（8.5%）	99（15.5%）	462（72.3%）
全体	55（4.4%）	344（27.2%）	815（64.5%）

※未実施施設の合計が100%にならないのは一部不明の回答があったことによる。

4・5歳児25：1を満たしている施設の割合

【7月1日時点】

	幼稚園	保育所	認定こども園	全体
公立	96.2%	94.0%	95.9%	94.7%
私立	94.7%	94.0%	94.7%	94.3%
全体	95.5%	94.0%	94.9%	94.4%

【（参考）3月1日時点】

	幼稚園	保育所	認定こども園	全体
公立	95.3%	92.0%	92.6%	92.7%
私立	91.5%	89.1%	91.2%	90.0%
全体	93.4%	90.0%	91.4%	90.7%

【未実施施設の今後の改善見込み施設数（割合）】

	今年度内	7年度以降	未定
公立	2（0.4%）	189（38.3%）	299（60.6%）
私立	83（5.9%）	174（12.5%）	1,113（79.7%）
全体	85（4.5%）	363（19.2%）	1,412（74.7%）

※未実施施設の合計が100%にならないのは一部不明の回答があったことによる。

保育士配置基準の変遷

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 ・ 5 歳
1948～1951 (S23～26)	1 0 : 1	1 0 : 1	3 0 : 1	3 0 : 1	3 0 : 1
1952～1961 (S27～36)	1 0 : 1	1 0 : 1	3 0 : 1 (1 0 : 1)	3 0 : 1	3 0 : 1
中央児童福祉審議会の 意見具申 (1962,S37)	6 : 1	6 : 1	6 : 1	2 0 : 1	3 0 : 1
1962 ・ 1963 (S37 ・ 38)	1 0 : 1 (9 : 1)	1 0 : 1 (9 : 1)	1 0 : 1 (9 : 1)	3 0 : 1	3 0 : 1
1964 (S39)	8 : 1	8 : 1	9 : 1	3 0 : 1	3 0 : 1
1965 (S40)	8 : 1	8 : 1	8 : 1	3 0 : 1	3 0 : 1
1966 (S41)	8 : 1 (7 : 1)	8 : 1 (7 : 1)	8 : 1 (7 : 1)	3 0 : 1	3 0 : 1
1967 (S42)	6 : 1	6 : 1	6 : 1	3 0 : 1	3 0 : 1
1968 (S43)	6 : 1	6 : 1	6 : 1	3 0 : 1 (2 5 : 1)	3 0 : 1
中央児童福祉審議会の 意見具申 (1968,S43)	3 : 1	—	—	—	—
1969～1997 (S44～H9)	6 : 1 (3 : 1)	6 : 1	6 : 1	2 0 : 1	3 0 : 1
1998～2014 (H10～26)	3 : 1	6 : 1	6 : 1	2 0 : 1	3 0 : 1
社会保障と税の一体改革 (2012,H24)	—	5 : 1	—	1 5 : 1	2 5 : 1
2015～2023 (H27～R5)	3 : 1	6 : 1	6 : 1	2 0 : 1 (1 5 : 1)	3 0 : 1
2024 (R6)	3 : 1	6 : 1	6 : 1	1 5 : 1 (※) 加算措置とともに、 経過措置として当分の間は従前 の基準による運営を妨げない	2 5 : 1 (※) 加算措置とともに、 経過措置として当分の間は従前 の基準による運営を妨げない
2025～ (R7～)	3 : 1	6 : 1 (5 : 1)	6 : 1	1 5 : 1 (※) 加算措置とともに、 経過措置として当分の間は従前 の基準による運営を妨げない	2 5 : 1 (※) 加算措置とともに、 経過措置として当分の間は従前 の基準による運営を妨げない

※1.配置基準は、最低基準による。

2. () 内は、公定価格上 (運営費上) あるいは他の補助金による配置基準等である。

3. 1 歳児については、加速化プラン期間中の早期に 6 対 1 から 5 対 1 への改善を進める。

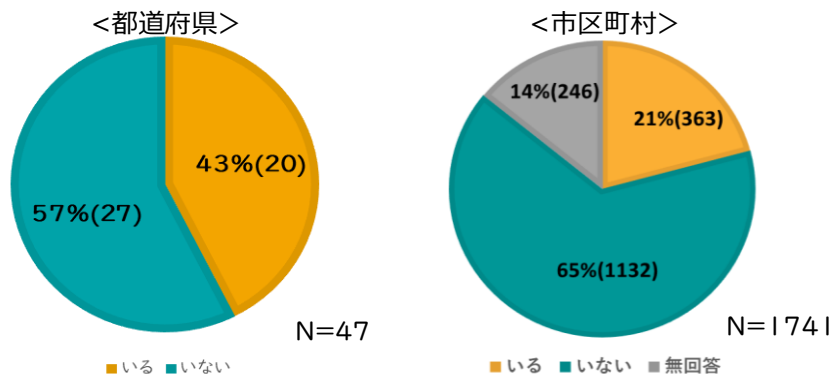
**保育の質の確保・向上、安全性の確保
： 保育の質の確保・向上**

1.(3) 保育の質の確保・向上、安全性の確保：保育の質の確保・向上

現状・課題等

- 保育所等における保育の質の確保・向上を図るためには、各保育所等内の取組とともに、地域全体で持続的に取り組むことができる体制整備が求められる
- しかし、自治体において保育の質の確保・向上を中核的に担うべき、いわゆる保育指導職が十分に配置されておらず、また、保育の質の確保・向上に当たり大学や指定保育士養成施設と連携している市区町村は1割程度という状況がある

■各自治体における保育指導職の配置状況（令和6年4月現在）



※出典：こども家庭庁調べ

- 保育所等では、自己評価が義務付けられているとともに、より多様な視点を取り入れる方法の一つとして、第三者評価の実施が努力義務となっているが、第三者評価については、必ずしも保育そのものの改善に十分踏み込めていないといった指摘がある
- 自己評価等に関する助言を行うために都道府県・市町村において保育所等への巡回支援の取組を進めているところ、各地域における課題を踏まえた一層の効果的な実施を促進することが必要

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

保育人材の育成や保育の質の確保・向上のための地域における体制の整備を進め、保育の質の確保・向上を図る



✓対応のポイント

- 地域の保育の質の確保・向上に向けた体制整備
- 研修内容の充実と機会の確保
- 巡回支援や第三者評価等の推進

【保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進】

- 地域の実情を踏まえつつ、保育指導職の配置や、大学や指定保育士養成施設等との連携により、自治体が中核となり地域全体で保育の質の確保・向上を推進する体制整備を進める

【巡回支援の推進】

- 地域における体制整備の促進や評価の推進と連携した効果的な巡回支援による保育所等の支援を推進する

【保育所保育指針等に基づく保育の質の確保・向上に向けた各保育所等の取組の推進】

- 各地域の保育指導職等のための「保育実践充実推進のためのセミナー」の開催や各種調査研究等を通して、保育所保育指針等に基づく多様な取組や成果の共有、現場同士の学び合う開かれた取組を促進し、保育の質の確保・向上を推進する

【保育士等の養成や研修の充実】

- 課題やニーズを踏まえた養成・研修内容の充実を図るとともに、保育士等が研修を受けられる環境整備を進める

【第三者評価等による質の評価・改善の推進】

- 公定価格の加算措置により実施を支援するとともに、第三者評価の内容の改善と評価者の育成などを通じ第三者評価を推進する

【効率的・効果的な指導監査の推進】

- 監査項目の標準化を行うとともに、保育業務施設管理プラットフォーム（令和8年稼働予定）を活用し、全国各地域での効率的・効果的な監査を推進



- 各都道府県で保育の質の確保・向上に係る中核的な機能を構築する【都道府県：80%（令和8年度）】

＜子ども・子育て支援推進調査研究・普及促進事業＞ 令和7年度予算額 48百万円

事業の目的

地域の実情を踏まえつつ、自治体が中核となり、地域全体で保育の質の確保・向上を推進する体制整備のモデル開発を行い、地域ぐるみで質の高い保育を保育所等が行うことができる体制の構築を推進する。

事業の概要

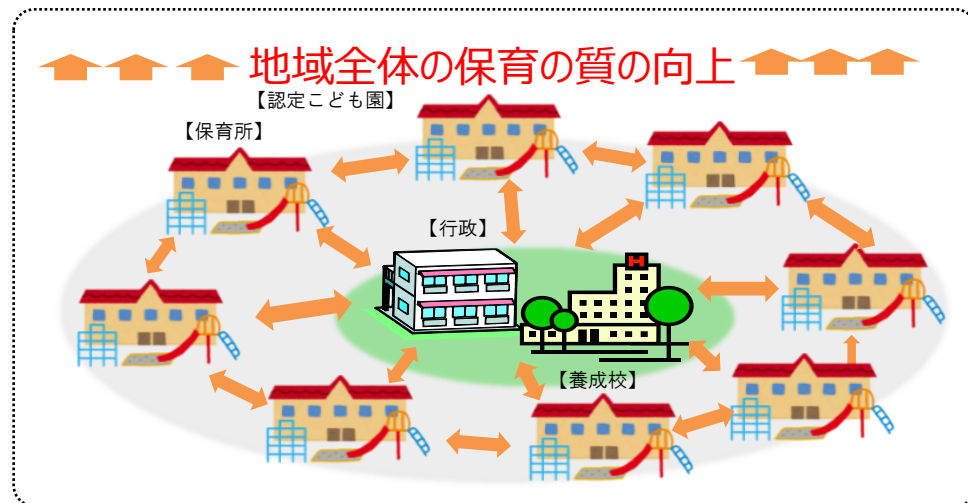
都道府県等から3年程度モデル地域を継続的に指定し、地域単位で、保育内容に関する課題の把握、地域における保育実践・改善に関する指導助言、研修等の企画立案等を担う中核的機能を構築し、域内の保育所等の保育の質の確保・向上のための取組を進めつつ、持続的に地域全体で保育の質を確保・向上させるための仕組みのモデル開発を行う。

(中核的機能の例)

- 保育指導職の配置
- 幼児教育センターや大学等との連携等による保育の質の確保・向上のための地域のネットワークの形成

(想定される取組の例)

- 地域の課題を踏まえた独自の研修の実施
- 公開保育による交流の機会の創出
- 公立園の拠点化
- 法人をまたぐ施設間の職員の交流等



実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市・中核市、10万人程度以上の市町村（計6箇所程度）

【委託基準額】

都道府県等1か所当たり 800万円程度

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算額 464億円の内数 (459億円の内数)
※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育士の離職防止及び保育所等の勤務環境改善を進めるため、保育所等に勤務する保育士や、保育事業者及び放課後児童クラブを対象とした巡回相談、働き方改革や魅力ある職場づくり、保育の質の確保・向上のための支援を行うことにより、保育人材の確保等を図る。

事業の概要

- ①保育士のスキルアップや保護者への適切な対応方法等や働き方の見直し等に関する助言又は指導、保育所の自己評価等の充実により保育の質の確保・充実に図り、働きがいを高められるよう、「保育士支援アドバイザー」による巡回支援を実施。
- ②保育事業者に対し、保育所等における勤務環境の改善に関することや、保育の質の向上に関すること、働き方の見直しや定着管理のマネジメント、多様で柔軟な働き方を選択できる勤務環境の整備などの業務改革に向けた助言又は指導を行うため「保育事業者支援コンサルタント」による巡回相談を実施。
- ③放課後児童クラブにおいて、子どもの安全の確保や、子どもの主体的な活動が尊重される質の高い支援に向けた助言・指導等を行うため、放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置による巡回支援を実施
- ④保育士の働き方の見直しや業務改善等に関して、保育所等の施設長や主任保育士、中堅の保育士などを対象とした働き方改革の啓発セミナーや実践例を用いた研修会等を開催
- ⑤公開保育の実施や各施設の実践報告、実践を深めるための協議などを通じ、保育を多角的・多面的に捉え、継続的に保育について対話を重ねていくためのネットワーク会合を開催

⇒②のメニューにおいて、以下の見直しを実施

- ・ 保育所等における保護者等の対外的な対応を援助する者による巡回支援を補助対象とする。
- ・ 都道府県域で事業を実施する場合、「保育事業者支援コンサルタント」を更にもう一人雇い上げることができるよう補助基準額を見直し。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村 【補助率】国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

【補助単価】①～③ 4,064千円 (①及び②については、都道府県が実施し複数配置する場合 8,128千円)

④、⑤ 1,641千円

**保育の質の確保・向上、安全性の確保
：安全性の確保**

1.(3) 保育の質の確保・向上、安全性の確保：安全性の確保

現状・課題等

- 昨今の不適切事案を踏まえ、令和5年5月に「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を発出するとともに、虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化に取り組んできた
- 一方で、保育所等の職員による虐待については、児童養護施設や障害児者施設、高齢者施設の職員による虐待と異なり、法令上の通報義務等がない状況。また、ガイドラインにおいて示している「不適切な保育」について、その判断基準等が不明確であるとの指摘がある
- こどもへの性暴力防止の対策を推進するため、こども性暴力防止法が成立（R6.6）
- 事故対策については、保育所等に安全計画の作成と対応を義務付ける（R5～）とともに、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月発出）を浸透させるため、アンケート調査や啓発資料を作成し、SNSによる周知等に取り組んできた
- 一方で、教育・保育施設等における重大事故は、増加傾向にあり、特に誤嚥による死亡事故は、令和元年以降、8件発生しており、対策を強化していく必要がある
- 地震や豪雨などの災害が発生する中で、こどもの命を守るための対策の強化を進めるとともに、発災後の保育機能の確保や地域支援を進めていくことが求められている

■虐待等の不適切な保育の発生件数※1

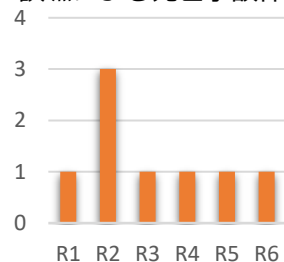
事実確認件数※2	虐待件数※3
914件	90件

※1 出典：「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査」（調査対象期間：令和4年4月～12月）

※2 市町村が「不適切な保育」（子ども一人一人の人格を尊重しない関わりなど5つの類型に該当する行為）の事実を確認した件数。

※3 事実を確認した件数のうち、市町村が「虐待」と確認した件数。

■誤嚥による死亡事故件数



※出典：重大事故検証報告一覧(ほか)

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

虐待や不適切な保育、事故等の防止・対応や災害への対応力を強化し、保育の安全性の確保を図る



✓対応のポイント

- 虐待や不適切な保育の防止及び対応の強化
- 事故対策の強化
- 災害への対応力の強化

【虐待や不適切な保育の防止・対応の強化、性暴力防止の対策推進】

- 児童福祉法等の改正により、保育所等の職員による虐待の通報義務等の仕組みを創設。適切な運用と事案の分析等を通じた対策強化を進める【**法律改正・できるだけ早期に**】
- 保育所等における不適切な保育に関する調査研究を踏まえ、虐待や不適切な保育の判断基準等について検討し、ガイドラインの見直しを行う【**R7**】
- こども性暴力防止法の施行（施行期限：R8.12）に向けた対応を推進するとともに、性被害を起こさない研修の充実等の取組を進める

【事故等の防止・対応の強化】

- 安全計画の作成・運用の徹底を図る
- 事故報告集計、事故情報データベース、事後的検証等の分析結果を踏まえて、教育・保育現場の実状に即した対策を講じる
- 教育・保育施設等における食事時の誤嚥事故防止対策に関する調査研究を踏まえて作成する食材の調理方法や食事の提供要領等を示した啓発資料等の周知に取り組む【**R7**】
- テクノロジーを活用した安全確保を推進する

【保育所等における防災機能・対策の強化】

- 保育所等において避難計画の作成や避難訓練の実施を徹底するとともに、災害備蓄品の確保等を進める
- 発災後、保育機能の確保や地域支援が進められるよう、体制や取組の強化を進める



- 保育所等において、虐待・保育事故等が発生しない環境が整備されるようにする
- 【虐待・不適切な保育に係る相談窓口の設置割合（自治体）：100%（令和8年度）】

施行日：令和7年10月1日

①制度の現状・背景

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく**安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要がある。**
 - 児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、**職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組み**が設けられているところ、**保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある。**
- (※) なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を発出（令和5年5月）するなどの対応を行っている。

②改正内容

- **保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。**
 - ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
 - ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
 - ・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
 - ・都道府県による虐待の状況等の公表
 - ・国による調査研究 等
- **もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。**

【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊娠婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

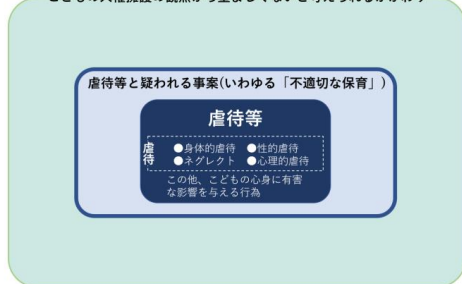
概要

- ◆ 保育所等に対する実態調査を踏まえ、虐待の考え方や虐待の防止等に関して保育所等・自治体それぞれに求められる事項等を整理したガイドラインを令和5年5月に発出。
- ◆ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）において、保育所等における虐待の通報義務等の仕組みを設け、法律上、通報があった場合の自治体の対応を明確化したところ。
- ◆ 併せて、令和6年度には「保育所等における不適切な保育に関する調査研究」を実施し、虐待に係る判断プロセスや判断を行う際の指標を整理したところであり、改正法や調査研究を踏まえ、ガイドラインの内容の拡充を実施。

概念の再整理：「不適切な保育」について

- ◆ 従前、ガイドラインにおいては、「不適切な保育」を「虐待等が疑われる事案」と捉え、不適切な保育の中には虐待等が含まれ得るものであり、不適切な保育自体が未然防止や改善を要するものであるとして、必要な対応を講じていく必要があるものと整理をし、また、「不適切な保育」の外側に「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」があるものと整理していた。
- ◆ 一方で、日々保育の現場において行われる行為は、仮にその1つ1つが虐待には該当しないものであったとしても、日々の振り返りの中で改善が図られなければ、そうした行為の繰り返し等によって虐待になり得る、すなわち、**日々の行為の延長に虐待があると解すべき**。
- ◆ また、今般の改正法において、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待の4つを「虐待」と定義し、虐待が疑われる場合の通報義務を設けたことも踏まえ、**ガイドラインにおいては、「不適切な保育」や「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」という概念は用いず、「虐待」の概念を軸に講ずるべき対応等を再整理**。
- ◆ この再整理は、「虐待」に該当しないものについて、未然防止や改善の取組を要しないことを意味するものではない。前述のとおり、日々の行為の延長に虐待があるものであり、日々の保育実践において、より良い保育に向けた振り返りが実施され、改善につながる一連の「流れ」をつくる、そうした不断の取組が重要である。

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり



日々の行為の延長に虐待があるものであり、日々の保育実践において、より良い保育に向けた振り返りが実施される必要がある。

ガイドライン目次

I はじめに

1. 本ガイドラインの位置づけ
2. 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）について
3. 保育所等における虐待について
 - (1) 虐待について
 - (2) 「不適切な保育」について

II 保育所等における対応

1. より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等
 - (1) こどもの権利擁護について
 - (2) 各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行うこと
 - (3) 職員一人ひとりがこどもの人権・人格を尊重する意識の共有をすること
2. 市町村等への相談
 - (1) 虐待と疑われる事案と確認した場合
 - (2) 虐待と疑われる事案に該当しないと確認した場合
3. 市町村等の指導等を踏まえた対応
4. さらにより良い保育を目指す

III 市町村・都道府県（所管行政庁）における対応

1. 未然防止に向けた相談・支援、より良い保育に向けた助言等
2. 虐待対応の全体像と体制整備について
 - (1) 虐待対応の全体像
 - (2) 体制整備
3. 保育所等からの相談や通報を受けた場合
 - (1) 通報受理時に確認する事項等
 - (2) 個人情報保護との関係
 - (3) 通報による不利益取扱いの禁止について
4. 事実確認の準備と実施
 - (1) 通報内容の情報共有の実施
 - (2) 都道府県・市町村の連携及び対応の協議について（例：保育所の場合）
 - (3) 乳児等通園支援事業を行う保育所において虐待が発生した場合
 - (4) 初動対応の決定
 - (5) 事実確認の実施
5. 虐待の有無の判断、課題の整理、対応方針の決定
 - (1) 虐待の具体的な判断過程
 - (2) 都道府県・市町村の連携及び対応の協議について（例：保育所の場合）
 - (3) 虐待と判断される行為の指標
 - (4) 指標に基づく判断の具体例について
 - (5) 判断後の対応
 - (6) 虐待と判断した場合の対応
 - (7) フォローアップ
 - (8) 児童福祉審議会への報告等
 - (9) 虐待の状況の定期的な報告・公表

IV 参考資料

対応フロー

◆ 虐待の通報がされた場合、所管行政庁は、

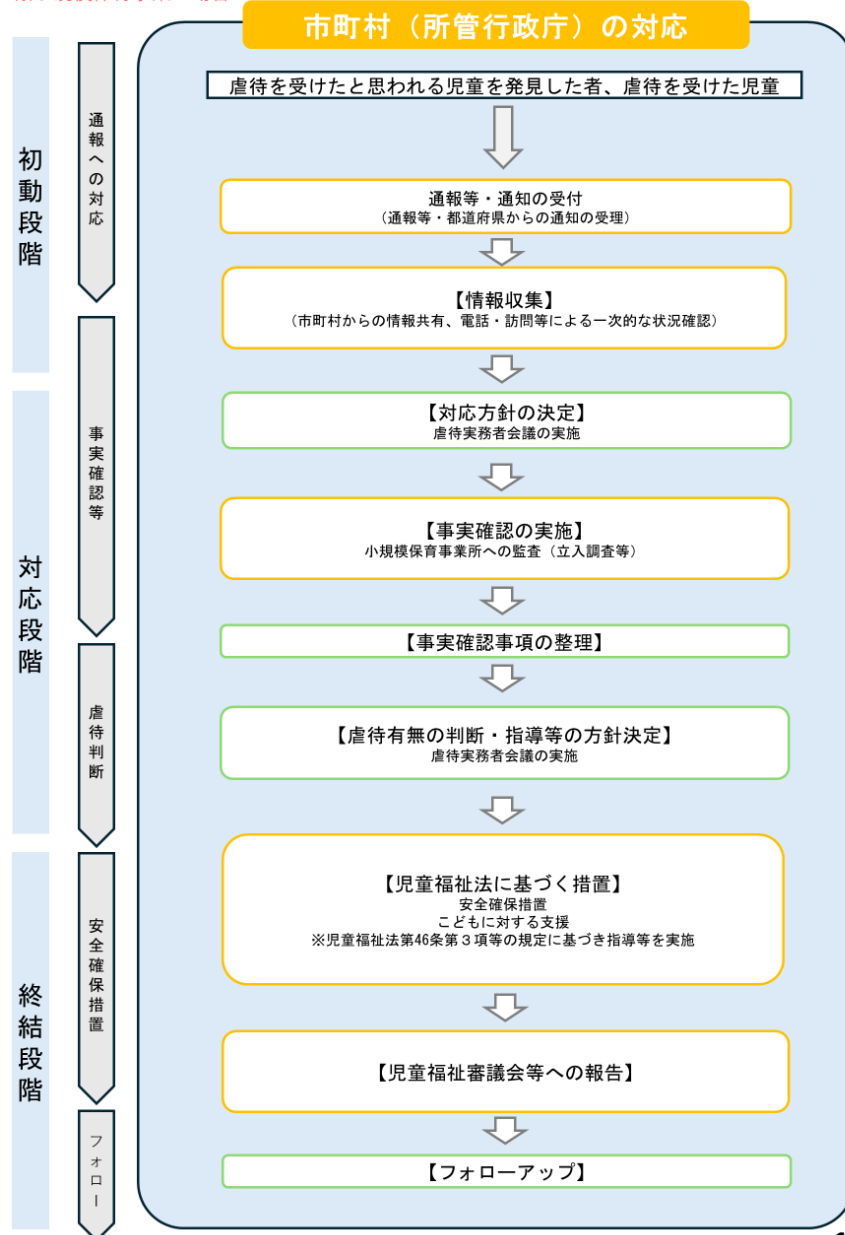
- ①情報収集・事実確認
- ②虐待有無の判断・指導等の方針決定
- ③安全確保措置の実施・こどもに対する支援
- ④児童福祉審議会等への報告

等について、実施する必要があることを記載。

◆ 具体的なフローの例として、小規模保育事業（市町村が所管行政庁の場合）を右に掲載しているため、参考にする。

※保育所のように、都道府県が所管行政庁となる一方で、市町村も子ども・子育て支援法に基づく指導監督権限を有している場合については、次ページを参照すること。

※小規模保育事業の場合

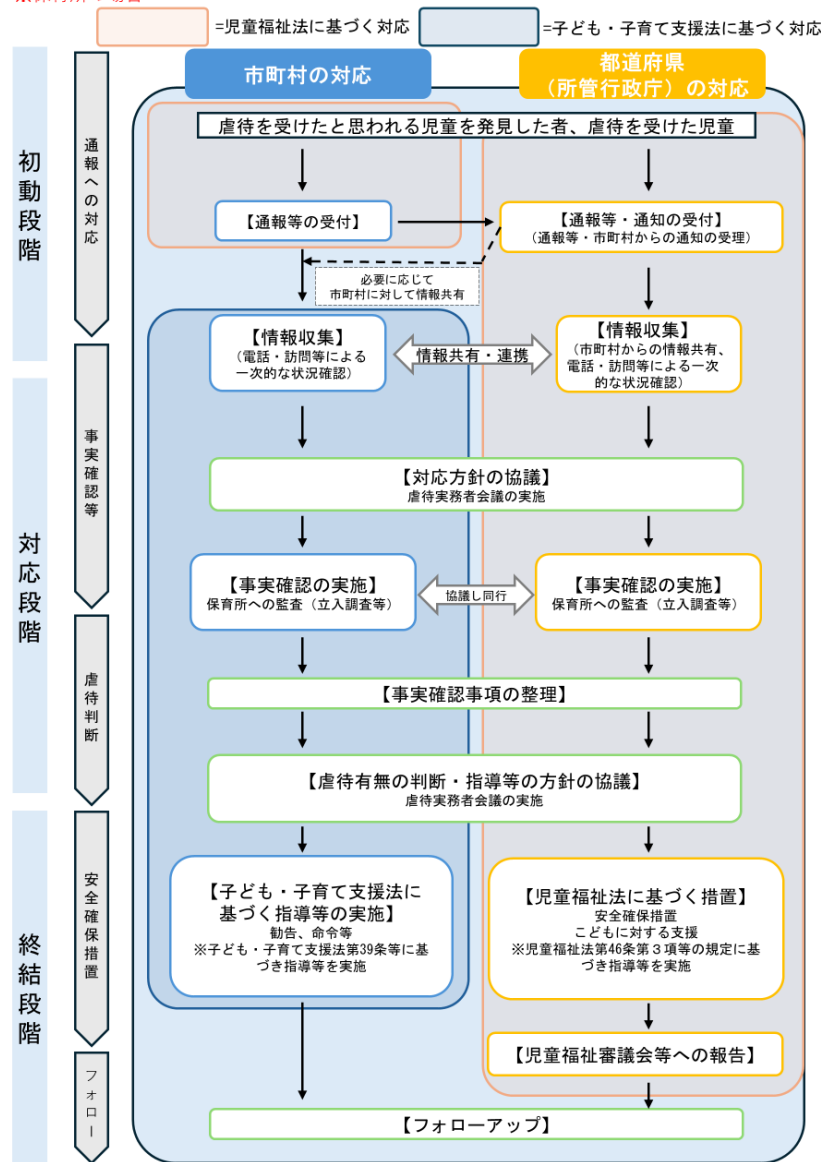


都道府県・市町村の連携

- ◆たとえば、保育所については、都道府県が所管行政庁として虐待が発生した場合に必要な措置を講じる必要があるが、一方で、市町村も子ども・子育て支援法に基づく指導監督権限を有している。
- ◆都道府県と市町村が連携して虐待への対応を行う観点から、ガイドライン上、以下のような連携体制の整備のポイントを記載。

	都道府県・市町村の役割分担・連携体制の例	体制整備のポイント
【事実確認の準備と実施】のフェーズ		
1	通報を受けた都道府県・市町村は、通報内容を整理した上で、双方の担当部署へと一報する。	あらかじめ通報があった場合の双方の担当部署への連絡ルートを確認する。
2	通報内容を踏まえ、所管行政庁である都道府県は事実確認に向けた準備を行う。その間、保育の実施主体である市町村が、通報のあった保育所への電話・訪問等を行い、一次的な状況確認等による情報収集を行う。	あらかじめ通報内容に応じた対応方法を都道府県と市町村の間で協議する。
3	市町村は情報収集の結果を都道府県に伝え、都道府県は市町村と協議の上、事実確認の対応方針を決定する。	都道府県と市町村の担当部署とで会議（虐待対応実務者会議）を行うなど、密にコミュニケーションを取る。
4	都道府県が立入調査を行う場合には、市町村の担当部署も同行し、連携しながら事実確認等を実施する。	あらかじめ立入調査を行う場合の対応方法を都道府県と市町村の間で協議する。
【虐待の有無の判断、課題の整理、対応方針の決定】のフェーズ		
1	事実確認を踏まえ、都道府県と市町村との間でそれぞれが保有する情報を共有し、虐待に該当するかどうかの協議を行う。	あらかじめガイドラインを踏まえ、虐待の判断プロセス等について、認識のすり合わせを行う。
2	都道府県において最終的な虐待の判断を行い、指導等の方針と併せて市町村に通知する。	都道府県と市町村の担当部署とで会議（虐待対応実務者会議）を行うなど、密にコミュニケーションを取る。市町村においては、あらかじめ都道府県の指導等を踏まえた対応方針を定めておく。
3	指導等の後については、日頃のフォローアップは市町村が行いつつ、都道府県は改善勧告等に基づく改善状況の確認等を行う。	あらかじめ、日頃から保育所と緊密に連携する立場にある市町村と都道府県とで、フォローアップの内容について方針を決める。

※保育所の場合



児童福祉審議会等への報告

- ◆ 所管行政庁は、虐待に関する事実確認や保育所等への指導等の措置を講じた場合には、都道府県児童福祉審議会や市町村児童福祉審議会へ報告しなければならない（改正児童福祉法第33条の15第1項）。なお、市町村児童福祉審議会を設置しない市町村にあっては、市町村児童福祉審議会の委員に相当する者（児童の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者であって措置の内容等に関し公正な判断をすることができるもの）をあらかじめ指定し、当該者に対して、講じた措置の内容等を報告する。
- ◆ 児童福祉審議会の体制（児童福祉審議会そのもので審議するのか、専門の部会を設置するのか、保育所等の認可について審議を行う部会の審議事項を拡大するの等）については、各所管行政庁において判断。所管行政庁からの報告に速やかに応じることができることなどを含め、実効性の高い体制を整えておく必要がある。
- ◆ その上で、虐待に関し、専門的・客観的な立場からの意見を必要とする際には速やかな審議ができるよう、可能な限り頻回開催できるような形態を工夫することが必要。また、児童福祉審議会等の委員については、弁護士、医師、児童福祉の専門家（学識経験者、児童福祉行政経験者、児童福祉施設関係者等）も含め、こどもの心身の状態、発達について専門的に分析できる方や保育所等の状況を適切に判断できる方になっていただくことが必要。

児童福祉審議会等への報告事項	報告のポイント
①通報等がなされた保育所等の情報（名称、所在地、施設種別等） ②虐待を受けた（又は受けたと思われる）こどもの状況（性別、年齢、その他心身の状況） ③確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因） ④虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種 ⑤所管行政庁において行った対応の内容 ⑥虐待があった保育所等において改善措置が行われている場合にはその内容 ※今後、府令において規定する予定。	◆ これらの報告については、数か月に1回程度定期的に開催する審議会場で実施するほか、重大な事案の場合や児童福祉審議会の委員が求めたときには、緊急に審議会を開催し、報告することが必要である。 ◆ また、児童福祉審議会等に対する報告の仕方については、所管行政庁が措置を講じたすべての事案について概要を報告しつつ、たとえば、重大な事案や所管行政庁として判断に迷った事案を中心に意見を求めるなど、各所管行政庁において必要な工夫をしつつ、より効果的な児童福祉審議会等の運用をお願いしたい。

虐待の状況の定期的な報告・公表

- ◆ 市町村は、毎年度、自らが所管行政庁である事業等に係る虐待の状況をはじめとする下記の情報を都道府県に報告するとともに、都道府県は、毎年度、市町村から報告を受けた内容と、自らが所管行政庁である事業等に係る虐待の状況等の下記の情報をとりまとめ、都道府県のウェブサイトにおいて公表する（改正児童福祉法第33条の16）。
 ※今後、市町村の報告様式及び都道府県による公表様式をお示しする予定である（今年度末を予定）。

市町村が都道府県に報告する事項	都道府県が公表する事項
①被措置児童等虐待の状況 ・虐待を受けたこどもの状況（性別、年齢、心身の状態像 等） ・虐待の類型（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待） ②虐待に対して市町村が講じた措置（報告聴取等、改善勧告、改善命令、事業停止命令等） ③その他の事項 ・施設等の種別 ・虐待を行った職員の職種	①自らが所管行政庁である施設等に係る左記の①～③の内容 ②市町村から報告を受けた内容（左記①～③）

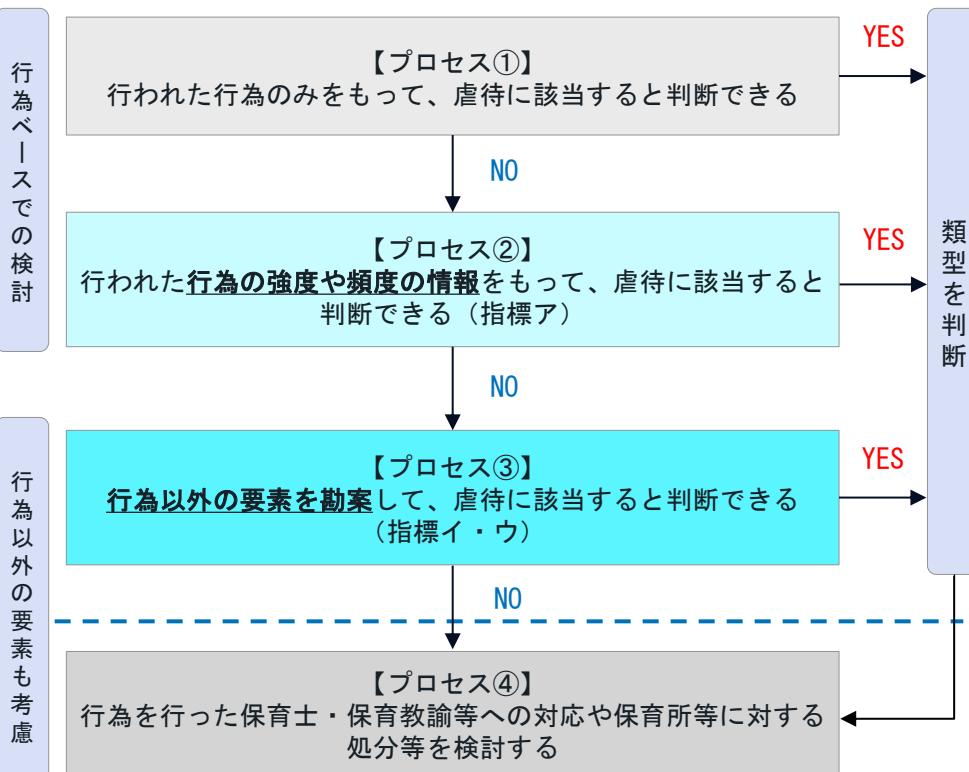
こどもまんなか
こども家庭庁 保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要④）

虐待の判断

- ◆ 虐待に該当する事案が発生した場合には、下記のプロセスに従って判断を行う。
- ◆ 虐待の判断については、まずはこどもに対して行われた行為が、ガイドラインに示す虐待に該当するかどうかを検討する。その後、その行為だけでは判断できない場合には、主として「ア 行為の強度・頻度」「イ 保育士・保育教諭等の意図」「ウ こどもの状況・こどもへの影響」を勘案し、虐待に該当するのかを判断する。

※ まずは、行われた行為をもって、虐待と判断できるかどうかを検討するものであるため、「殴る」「蹴る」「叩く」「逆さ吊りにする」「ご飯を押し込む」といった身体的虐待の一部などについては上記の指標を勘案する以前に虐待と判断されるものであると考えられる。

虐待に係る判断プロセス



判断の指標・具体例

- ◆ 行為だけでは判断できない場合には、主として、以下を勘案し、虐待に該当するかどうかを判断。

- ア 行為の強度・頻度
- イ 保育士・保育教諭等の意図
- ウ こどもの状況・こどもへの影響

行為の内容	判断
3歳児のこどもが、苦手なものを食べることを嫌がったため、 <u>「苦手を克服させる意図で、繰り返し食べるよう促していた。しかし、こどもが引き続き嫌がり、席を立とうとしたため、席に連れ戻して、そのこどもを大声で注意し、こどもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てると、こどもは嫌々ながらそれを食べた。その後も、保育士はそのこどもが嫌々食べていることを知りながら、同様の行為を毎日のように繰り返した。しばらくして、保護者から、「給食の時間が嫌で、こどもが保育園に行きたがらなくなった。」と相談があった。</u>	虐待
（考え方のポイント） 【プロセス①】 ○ 行為に着目すると、「大声で注意し」ている点について、直ちに虐待に該当するとは言えない。 ○ また、「こどもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てる」こと自体は、無理やり食事を押し込んでいるわけではなく、直ちに虐待に該当するとは言えない。 【プロセス②】 ○ 一方で、「嫌がるこどもに無理やり食べさせる」といった行為が「毎日のように繰り返し」行われていることも勘案すると、不必要な指導が行われており、虐待に該当する。 （【プロセス③】） ○ なお、当初は「「苦手を克服させる意図」であったが、その後、「嫌がるこどもに無理やり食べさせる」以外の他の方法を検討せずと同じ行為が繰り返されており、その点において保育士の専門性に欠けた行為であると考えられる。 ○ 保育士による行為の結果、こどもは「保育園に行きたがらなくなった」とあり、こどもへの重大な影響があったと捉えられる。	

※ 行為を行った保育士・保育教諭等が置かれていた職場環境等については、処分等の検討に際して考慮する。

重大事故の再発防止のための検証と事故防止等のためのガイドライン

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 最終取りまとめ（平成27年12月21日）を踏まえて、地方自治体宛てに以下を通知し、施設・事業者にも周知。（平成28年3月31日発出）

- ① 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について
- ② 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

【① 重大事故の再発防止のための検証】

○検証の実施主体

- ・ 市 町 村…認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業（小規模保育事業等）、地域子ども・子育て支援事業
- ・ 都道府県…認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業

○検証の対象範囲

- ・ 死亡事故、意識不明等地方自治体において検証が必要と判断した重大事故

○検証組織による検証

- ・ 検証は、外部の委員で構成する検証委員会を設置して実施する。
- ・ 検証委員は、重大事故の再発防止に知見のある者（例：学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者）

○検証の報告

- ・ 検討委員会は、検証結果を踏まえて、具体的な対策について提言を行う。
- ・ 検証結果、提言を盛り込んだ報告書を公表し、国に提出する。

【② 事故防止等のためのガイドライン】

○事故防止のための取組み ～施設・事業者向け～

- ・ 重大事故が発生しやすい場面（睡眠中、プール活動・水遊び、食事中）ごとの注意事項
- ・ 事故防止のための研修等による体制づくり

○事故防止のための取組み ～地方自治体向け～

- ・ 地方自治体、施設・事業者との連携体制の整備
- ・ 施設・事業者に対する研修や指導監査等の実施

○事故発生時の対応 ～施設・事業者、地方自治体共通～

- ・ 事故発生時の段階的な対応（事故発生直後、事故直後以降、状況の記録、保護者等への対応、報道機関への対応、国への事故報告、検証の実施）

多様なニーズに対応した保育の充実①

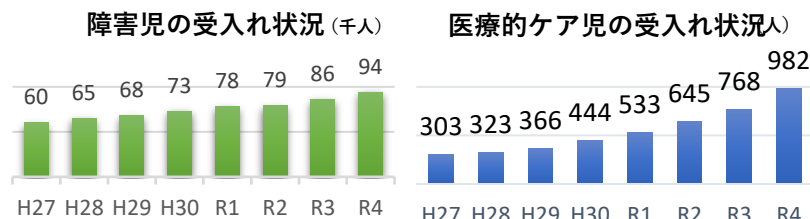
（障害児・医療的ケア児等）

2.(2) 多様なニーズに対応した保育の充実①（障害児・医療的ケア児等）

現状・課題等

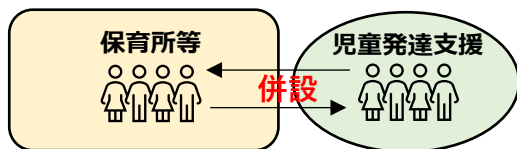
- 障害のあるこどもや医療的ケア児、異なる文化的背景を持つこどもなど、多様な支援ニーズを有するこどもの健やかな育ちを支えることが求められている
- 保育所等における障害のあるこどもや医療的ケア児の受入れは増加。多様なニーズを抱えたこどもについて、インクルージョンの観点から保育所等の受入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援の確保・充実が必要

保育所等における障害児・医療的ケア児数は年々増加



【障害児・医療的ケア児等の保育所等での受入れ】

- 保育所等における障害児等の受入れについては、交付税措置による加配や療育支援加算等により受入体制の充実を図ってきた。また、保育所等が児童発達支援事業所等と併設する場合において、設備・人員の共用・兼務を可能とする【R5～】など、インクルーシブ保育を推進



設備・人員の共用・兼務が可能に（R5～）

- 医療的ケア児の受入れについて、看護師の配置や設備の整備等の受入体制の確保・充実を支援
- 児童発達支援等の障害児支援を利用するこどもは増加しており、保育所等と障害児支援の併行通園も進んでいる。巡回支援や保育所等訪問支援の活用等、障害児支援による保育所等への支援を推進

【異なる文化的背景を持つこどもへの支援】

- 外国人子育て家庭のこどもを多く受け入れる場合の専門人材の加配や、翻訳機等の購入を支援

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

関係機関とも連携し、専門的支援も確保しながら保育所等における多様な支援ニーズを有するこどもの受入れを推進

✓対応のポイント



- 障害児・医療的ケア児等の保育所等での受入強化（インクルージョンの推進）
- 多様なニーズに応じた専門的な支援の充実
- 障害児支援との連携・協働

【障害児・医療的ケア児の保育所等での受入強化】

- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理職等の専門職の活用や人材育成、障害児支援（児童発達支援センター等）との連携等を進め、保育所等における専門的支援やインクルージョンを推進
- 保育所等と障害児支援（児童発達支援事業所等）を併行通園する場合の情報共有や連携を進め、包括的な暮らし・育ちの支援を推進
- 巡回支援を行う看護師配置等により、保育所等における医療的ケア児の受入れや保育の充実を推進

【異なる文化的背景を持つこどもへの支援】

- 異なる文化的背景を持つこどもについて、実態を踏まえながら保育所等への支援を進める

※こども誰でも通園制度においても、障害児・医療的ケア児等、多様なニーズに対応できる環境整備を進める



- 専門的支援を確保しながら、保育所等を利用できる環境が整備されるようにする
- 【障害児支援を行う専門職の配置・巡回支援を受ける保育所等数の増加（令和8年度）】

1. 財政支援

① 現 状

- 昭和49年度より予算補助事業として、障害児の保育に対応する職員を加配
- 平成15年度より当該事業を一般財源化し、**地方交付税により措置**
- 平成19年度より、対象児童を「特別児童扶養手当支給対象児童」から「軽度障害児」まで対象を拡大

② 平成30年度における改善点

- 保育所等における障害児の受入及び保育士等の配置の実態を踏まえ、**400億円程度から880億円程度**に拡充
- 包括算定経費（人口より算定）と個別算定経費（保育所在籍児童数より算定）により交付していたものを、**個別算定経費に一本化し、算定方法を受入障害児数による算定に変更**（令和2年度以降、障害児保育のための加配職員数も反映）

<対象の範囲> 平成19年度拡充部分

人件費	程度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
	重度				
	中度				
	軽度				
物件費					

<H30改善点>

H29 : 400億円程度

包括算定
(人口算定)

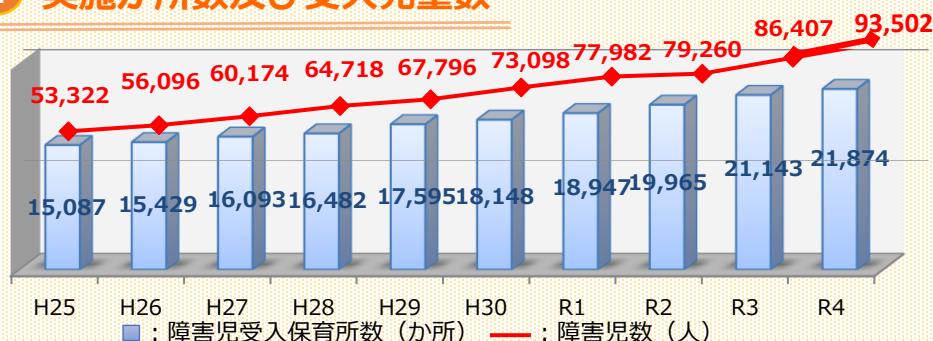
個別算定
(保育所在籍児童数算定)

H30 : 880億円程度

個別算定
(障害児数算定)

2. 現状

① 実施か所数及び受入児童数



② 障害児保育のための加配職員数 (R4年4月分)

単位 : 人

合 計	単位 : 人	
	常勤職員	非常勤職員
46,720	25,605	21,115

※厚生労働省子ども家庭局保育課調べ
 ※障害児数には、軽度障害児を含む
 ※障害児保育担当職員は、障害児保育を行うことを主として配置されている職員
 ※非常勤職員は実人数（常勤換算していないもの）

114

多様なニーズに対応した保育の充実② (病児保育・延長保育・一時預かり等)

2.(2) 多様なニーズに対応した保育の充実②（病児保育・延長保育・一時預かり等）

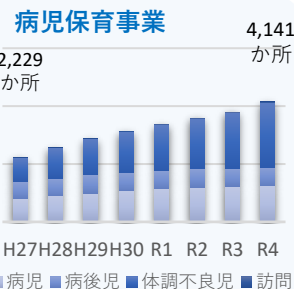
現状・課題等

○働き方やライフスタイルが多様化する中において、子育て家庭における様々な保育ニーズに合わせたこどもの育ちの支援が求められており、病児保育、延長保育、一時預かりなど、多様な保育ニーズに対応した保育の提供体制の確保・充実を図る必要がある

【病児保育事業】

- こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育
- こども未来戦略（加速化プラン）に基づき基本単価を大幅に引き上げるとともに、キャンセル対応加算を本格実施【R6～】

【病児保育施設数：4,141か所／延べ利用児童数：968,448人（令和4年度）】

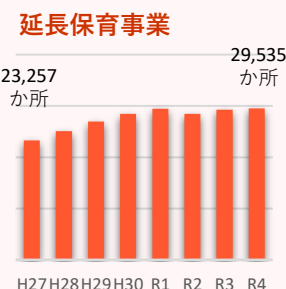


【延長保育事業】

- 保育認定を受けた児童について、通常の利用日や利用時間帯以外の日・時間において、保育所等で引き続き保育を実施
- 補助要件の引下げや補助基準額の引上げを実施【R6～】

【延長保育実施か所数：29,535か所／実利用児童数：915,022人（令和4年度）】

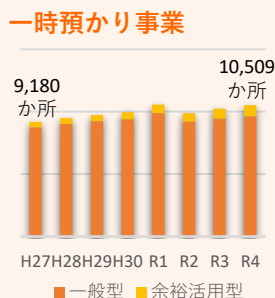
※夜間保育所における22時以降の延長保育も含む。



【一時預かり事業】

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かる

【一時預かり実施か所数：10,509か所／延べ利用児童数：3,511,779人（令和4年度）】



令和7年度以降の対応等

取組の方向性

働き方改革や加速化プランにおける「共働き・共育での推進」の取組等も踏まえながら、多様なニーズに対応した各地域における保育の提供体制を確保



✓対応のポイント

- 多様なニーズに対応した保育の提供体制を確保

【病児保育事業】

- 安定的な運営の確保を図るとともに、広域連携やICTの活用等を推進し、各地域におけるニーズに対応した体制整備を進める

【延長保育事業】

- 保育所等の職員配置基準の改善等も踏まえた体制の充実を進める

【一時預かり事業】

- こども誰でも通園制度との役割分担と連携を図りながら、各地域での事業の実施を推進する

【参考】共働き・共育での推進

（こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の事項）

○育児期を通じた柔軟な働き方の推進

- ・子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現
- ・時短勤務時の新たな給付 等



- 保育所等において、多様なニーズに対応した支援の充実を図る【病児保育事業の延べ利用児童数の増加（令和8年度）】

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和7年度予算額 2,138億円の内数（2,074億円の内数） ※()内は前年度当初予算額

※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主拠出金を充当（1,146億円）

事業の目的

- こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

事業の内容

（1）病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

（2）体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

（3）非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】：国1／3（都道府県1／3、市町村1／3）

【令和7年度補助単価（病児対応型1か所当たり年額）】

基本分単価：8,808,000円

加算分単価：1,130,000円 ～ 40,800,000円

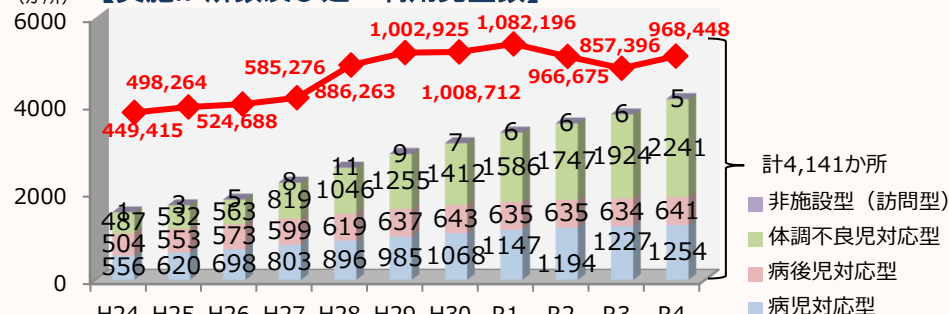
当日キャンセル対応加算：247,900円～1,005,000円

【拡充】「感染症対応加算」1,300,000円（1施設あたり）

病児保育事業について、種類の異なる感染症に罹患した児童を複数預かる場合において、保育士等の加配をおこなう。

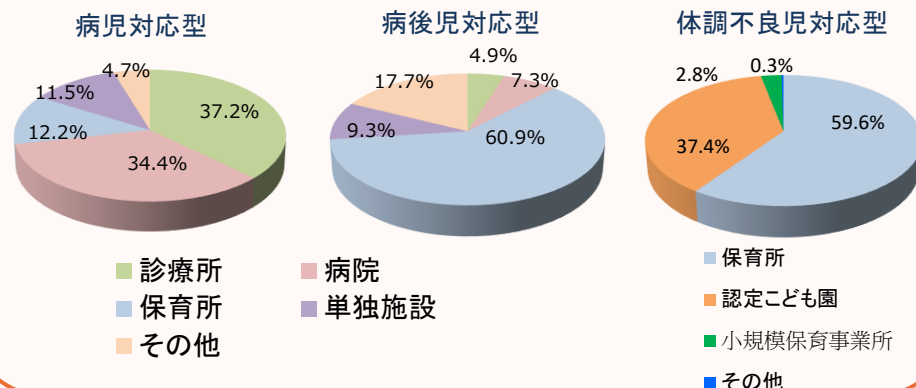


【実施か所数及び延べ利用児童数】



※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計
 ※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計
 ※令和2年度においては、「病児対応型」、「病後児対応型」は、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなして差し支えないこととしている。
 （前年同月の延べ利用児童数を上限）

【実施場所】



<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度予算額 2,138億円の内数(2,074億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主拠出金を充当(1,146億円)

事業の目的

- 保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する。

事業の概要

(1) 一般型

標準時間認定：11時間の開所時間を超えて保育を実施する事業

短時間認定：各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施する事業

(2) 訪問型(平成27年度創設)

居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超えて保育を実施する事業

<一般的な保育所等(7時から18時まで開所し、後4時間の延長を実施する場合)【標準時間】>



<夜間保育所(11時から22時まで開所し、前2時間、後4時間の延長を実施する場合)>



「見直し内容」

- 延長保育事業を実施する職員の配置基準について、認可保育所における配置基準と同様となるよう引き上げることとし、そのために必要な補助基準額の加算により補助する。

実施主体等

【実施主体】市町村(特別区含む。)

【補助率】国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

【令和7年度補助基準額】※括弧は夜間保育所(夜間延長分に限る)の補助基準額

① 保育短時間認定(保育所：在籍児童1人当たり年額)

1時間延長：21,200円

2時間延長：42,400円

3時間延長：63,600円

② 保育標準時間認定(保育所：1事業所当たり年額)

30分延長：600,000円

1時間延長：1,760,000円(1,988,000円)

2～3時間延長：2,761,000円(2,989,000円)

4～5時間延長：5,804,000円(5,918,000円)

6時間以上延長：6,835,000円

○ 配置基準改善加算(保育所：1事業所当たり年額)※平均対象児童数が21人以上の施設のみ

30分延長：150,000円

4～5時間延長：1,350,000円

1時間延長：300,000円

6時間以上延長：1,950,000円

2～3時間延長：750,000円

【実績】

<実施か所数>

令和2年度：28,425か所(公立6,690か所、私立21,735か所)

令和3年度：29,277か所(公立6,575か所、私立22,702か所)

令和4年度：29,535か所(公立6,427か所、私立23,108か所)

<年間実利用児童数>

令和2年度：897,348人(公立210,426人、私立686,922人)

令和3年度：893,990人(公立201,262人、私立692,728人)

令和4年度：915,022人(公立195,215人、私立719,807人)

※ 公立施設については、平成17年度に一般財源化

※ こども家庭庁保育政策課調べ

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度予算額 2,138億円の内数 (2,074億円の内数)

※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備する。

事業の概要

- (1) **一般型**：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
- (2) **余裕活用型**（平成26年度創設）：保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。
- (3) **幼稚園型Ⅰ**（平成27年度創設）：幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。
- (4) **幼稚園型Ⅱ**（平成30年度創設）：幼稚園において、保育を必要とする0～2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。
- (5) **居宅訪問型**（平成27年度創設）：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

※一般型（うち、緊急一時預かり）、幼稚園型Ⅱについては、保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を受けている市区町村に限る

【補助率】国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

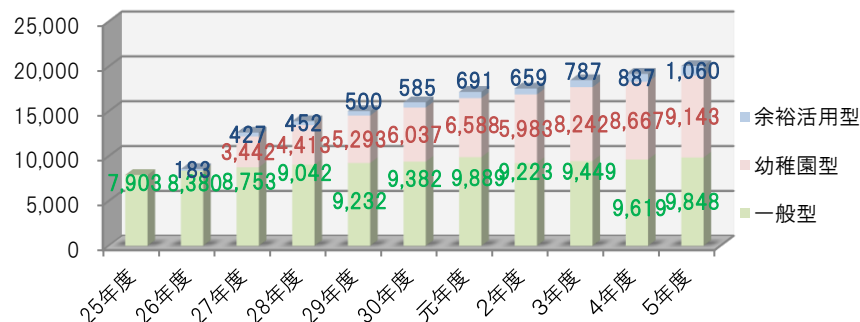
【令和7年度補助基準額】（一般型基本分）：1か所あたり年額 1,473千円（※）～51,272千円

（※）基本単価のベースアップを行うとともに、年間延べ利用児童数300人未満の基準額について、細分化を行う

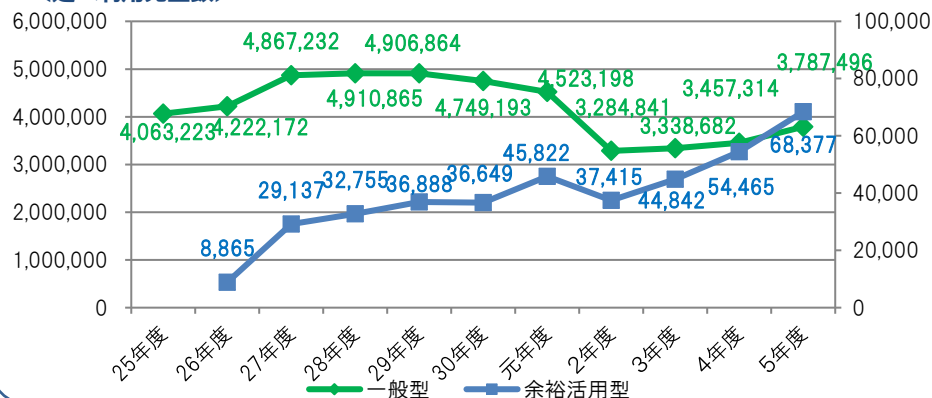
【R7拡充事項】幼稚園型Ⅰについて、職員配置基準の改善等を踏まえた単価の引上げを行う

【実績】

<実施か所数>



<延べ利用児童数>



夜間保育の概要

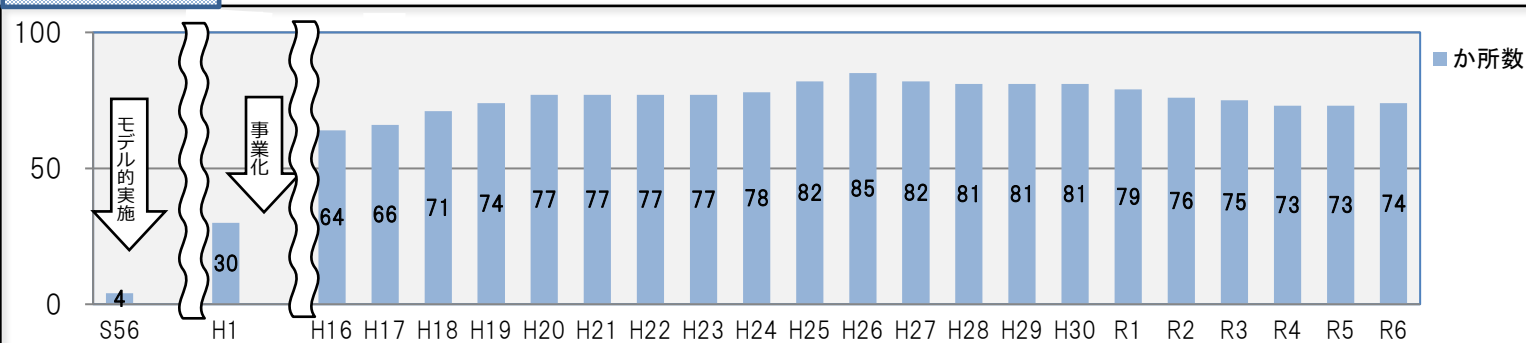
事業の目的・内容

保護者の就労形態の多様化に鑑み、保育を必要とする子どもを対象に、午前11時頃から午後10時頃までの概ね11時間開所する保育所等に対し、「子どものための教育・保育給付交付金」（「夜間保育加算」を含む）として給付する。
※上記の前後の時間については、延長保育事業にて対応。

実施主体及び実施要件

実施主体	「夜間保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知）」により設置認可された施設、又は加算要件に適合するものとして市町村に認定された夜間保育を実施する認定こども園（保育所型認定こども園を除く）、事業所。
定員	20人以上
職員	・保育士等については、児童福祉施設設備運営基準等に定めるところにより所定の数配置すること。 ・施設長は、保育士（認定こども園（保育所型認定こども園を除く）にあつては、幼稚園教諭又は保育士）の資格を有し、直接こどもの保育に従事することができるものを配置するよう努めること。
設備等	・仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。 ・夜間保育所単独設置可。 ・昼間保育所等に併設する場合には、管理部門等について運営に支障が生じない範囲内で共用も可能。

実施か所数



※令和5年実施か所数73か所のうち、24時間開所している保育所等は10か所

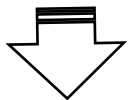
予算額等

H26

- ・保育所運営費
(約4,581億円)
- ・夜間保育推進事業
(約2億円)

H27

子どものための
教育・保育給付費
負担金
(約5,959億円の内数)



R7予算

子どものための
教育・保育給付
交付金
(約18,002億円の内数)

家族支援の充実、地域のこども・子育て 支援の取組の推進①

2.(3) 家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進①

現状・課題等

- 核家族化が進み、地域のつながりが希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊娠・子育て家庭も少なくない。妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳児の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、全ての妊娠・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう支援を進めることが求められている
- これまでも、利用者支援事業や乳児家庭全戸訪問事業、産後ケア事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業等、様々な事業により、各自治体における妊産婦・子育て家庭に対する支援を推進
- こども未来戦略（加速化プラン）に基づき、令和7年度からは、全ての子育て家庭に支援を届けられるよう「こども誰でも通園制度」が制度化
- また、「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、小学校就学前のこどもから若者までを対象とした、地域における多様な居場所づくりを推進
- 児童虐待相談対応件数は令和4年度21.5万件と過去最多。こども家庭センター（R6）を中核に、関係機関・地域資源と一体となった早期支援体制の構築を進めている
- こうした中で、各自治体において、地域の実情に応じた支援体制の整備が進められているが、実施事業や地域資源など、取組に差が生じている状況がある
一方、児童虐待が大きな課題となり、また、地域子育て相談機関やこども誰でも通園制度が創設されるなど、保育所等における家族支援や地域のこども・子育て支援への期待は高まっており、地域の中で機能を発揮していくことが求められる

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

関係施策や関係機関と緊密に連携しながら、保育所等において、利用児童の保護者等に対する子育て支援や、地域のこどもや子育て家庭を支援する取組等を進める

✓対応のポイント



- 利用児童の家族を支援
- 地域のこども・子育て家庭を支援
- 関係施策・関係機関との緊密な連携

【家族への養育支援や相談支援の推進】

- 利用児童の家族への養育支援や相談支援を推進する

【地域のこどもや子育て家庭への支援の推進】

- 保育所等における地域子育て相談機関（妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる身近な相談機関：R6～）やこども誰でも通園制度の実施を促進するとともに、地域の実情に応じて、妊娠期やこども・子育てを支える様々な事業・取組を実施していくことを推進する

【要支援児童への対応強化】

- 保育所等における要支援児童の受入れや支援の体制強化を図るとともに、利用児童の家庭での養育の課題に気づいた場合の対応など、こども家庭センター等と緊密に連携しながら対応していく体制づくりを進める
※こども誰でも通園制度においても、関係機関と連携した要支援児童への対応を進める

【こどもの居場所づくりの推進】

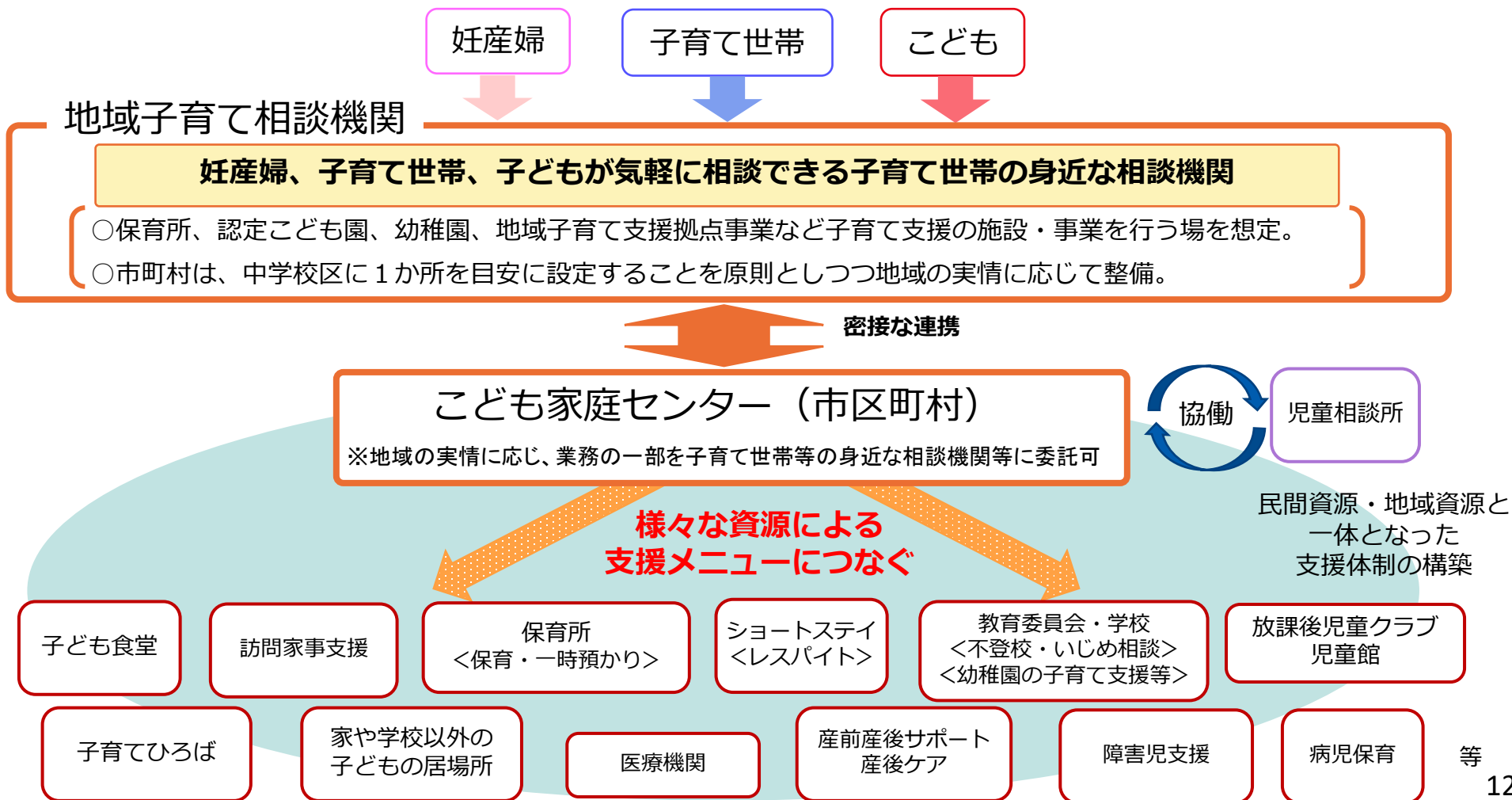
- こどもの居場所に関する様々なニーズを踏まえ、こどもや子育て世帯の視点に立った居場所づくりを推進



- すべてのこども・子育て家庭に必要な支援が届けられる社会の実現
- すべてのこどもが多様な居場所を持てる社会の実現
【利用者支援事業（基本型）のうち、保育所等における実施か所数の増加】

地域子育て相談機関

- 地域子育て相談機関は、利用者にとって敷居が低く、物理的にも近距離にあり、全ての妊産婦及びこどもとその家庭からの相談に応じ、**子育て世帯に対して情報発信**や能動的な状況確認等による**子育て世帯と継続してつながる工夫、関係機関との連携**を行う機関。
- この整備により、**子育て世帯との接点を増やし、こどもの状況把握の機会を増やすことを目的としている**。特に、子育て世帯の中には、行政機関であるこども家庭センターに直接相談することへの抵抗感もあり得ることから、**こども家庭センターを補完**することを想定。
- 市町村において、地理的条件、社会的条件、子育て関連施設の状況等を**総合的に勘案して定める区域ごとに整備**。



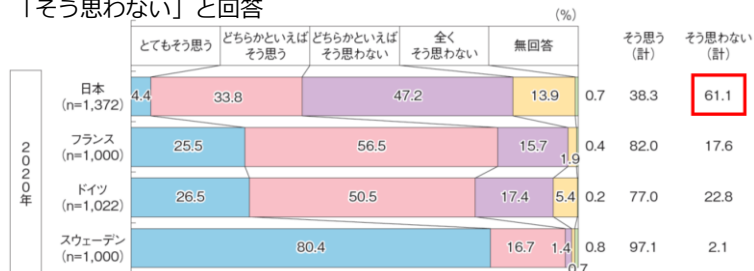
**家族支援の充実、地域のこども・子育て
支援の取組の推進②
（「はじめの100か月の育ちビジョン」
に基づく施策の推進）**

2.(3) 家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進② (「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進)

現状・課題等

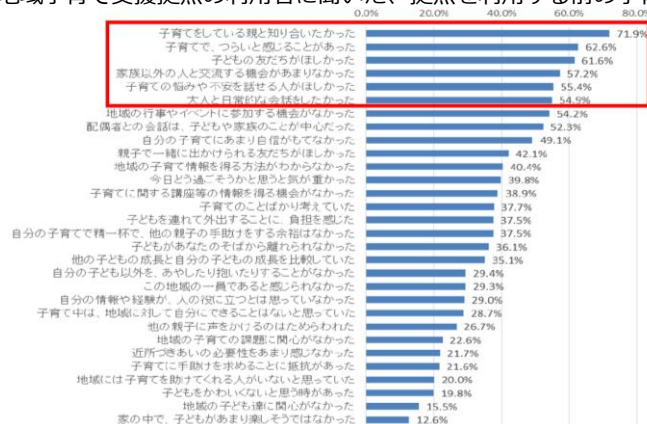
- 0～2歳児の約6割は就園しておらず様々な人や環境に触れる機会が家庭状況に左右されているほか、児童虐待で亡くなるこどもの約半数は0～2歳児であるなど、全てのこどもの育ちをひとしく切れ目なく保障することが十分にできていない
- また、保護者から「子育てをしている親と知り合いたかった」「子育てをつらいと感じることがあった」といった声があるなど、孤立した育児の実態がある
- そのため、「はじめの100か月」の育ちを保障するためのビジョン、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」（令和5年12月22日閣議決定）を示し、社会全体でこどもや子育て世帯を支える気運醸成を行うとともに、関連施策の強力な推進が必要

- 「自国はこどもを生み育てやすいと思うか」との問いに対し、日本では約6割が「そう思わない」と回答



内閣府「令和2年度少子化社会に関する国際意識調査」（令和3年3月）

- 地域子育て支援拠点の利用者に聞いた、拠点を利用する前の子育ての状況



内閣官房「全世代型社会保障構築会議（第7回）」資料（令和4年9月28日）

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

「はじめの100か月の育ちビジョン」の関連施策を継続的に推進し、多様な分野で「はじめの100か月」の育ちを支える関係人口を増やし、全国的なネットワークの形成を図るとともに、その取組を促進

✓対応のポイント



- 「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進
- 全てのこどもの「はじめの100か月」の育ちを社会全体で支援・応援

【「はじめの100か月の育ちビジョン」の関連施策の推進】

- 全てのこどもの「はじめの100か月」の育ちを支えるため、ビジョンの趣旨を反映した関連施策を総合的に推進する

【「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた広報・人材養成・調査研究】

- ビジョンを踏まえ、社会全体の幅広い層の行動変容を図る広報・普及啓発を進めるとともに、「はじめの100か月」の子育て世帯と様々な地域住民が関わる機会を創出する地域コーディネーターの養成や、多様な家庭や地域等の環境が乳幼児の育ちに与える影響等に関する調査研究を実施する【R6補正】



- 全てのこどもの「はじめの100か月」の育ちを社会全体で支援・応援する気運を醸成する【「はじめの100か月の育ちビジョン」を非常に大切だと思う人の割合：70%（令和8年度）】

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に
幸せな状態）の向上にとって最重要

✓誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり

※児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳／就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される

✓誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

目的 全てのこどもの誕生前から幼児期までの
「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓生命や生活を保障すること
- ✓乳幼児の思いや願いの尊重

2

「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



「アタッチメント（愛着）」＜安心＞

不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、
安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の
土台を獲得

豊かな「遊びと体験」＜挑戦＞

多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近
なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた
「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

3

「こどもの誕生前」から
切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要環境を切れ目なく構築し、
次代を支える循環を創出

- ✓誕生の準備期から支える
- ✓幼児期と学童期以降の接続
- ✓学童期から乳幼児と関わる機会

4

保護者・養育者のウェルビーイング
と成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓支援・応援を受けることを当たり前に
- ✓全ての保護者・養育者につながる
- ✓性別にかかわらず保護者・養育者が
共育ち

5

こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの
育ちを支える工夫が必要

✓「こどもまんなかチャート」の視点
(様々な立場の人がこどもの育ちを応援)

- ✓こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓地域における専門職連携やコーディネーター
の役割も重要



【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の
妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる5歳児～小1）まで
がおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が
司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

『はじめての100か月』という言葉聞いたときに、何を思い浮かべますか？

妊娠期から小学校1年生までがほしい100か月です。この時期に、こどもは、様々な人やモノ、環境とのはじめての出会いを繰り返し育っていきます。

『はじめての100か月』は、生涯の幸せを育てます。こども家庭庁では、全てのこどもの『はじめての100か月』を、みんなで大切にしていきたいと考え、『はじめての100か月の育ちビジョン』をまとめました。

『はじめての100か月』は、生涯にわたる
ウェルビーイングの向上に繋がっていく、
大切な時期です。



『はじめての100か月』の5つのビジョン -大切にしたい考え方-

01

こどもの権利と尊厳を守る

全てのこどもに権利があります。
こども一人ひとりの思いや願いを大切に
していきます。



02

「安心と挑戦の循環」を通して
こどものウェルビーイングを高める

こどもは、おとなとの「アタッチメント
(愛着)」「安心」を土台として、「遊びと
体験」「挑戦」を繰り返しながら成長し
ていきます。



03

「こどもの誕生前」から切れ目なく
育ちを支える

こどもの成長に応じた環境の変化が
育ちの「切れ目」を生まないように、全
ての関係者で連携して育ちを支えるこ
とが重要です。



04

保護者・養育者のウェルビーイングと
成長の支援・応援をする

こどもに最も近い存在の保護者・養育者がこ
どもとともに育つことができるように、様々な人や
機会ですべてを支援していきます。



05

こどもの育ちを支える環境や
社会の厚みを増す

こどもや子育てに直接関わりがある人も、ない
人も、全ての人がこどもの育ちにとって大切な役
割を担っています。



こどもみんなが
こども家庭庁

みんな大切に
『はじめての100か月』



「こどもまんなか実行計画2025」における「はじめての100か月の育ちビジョン」の関連施策 ポイント

「こどもまんなか実行計画2025」の施策のうち、「はじめての100か月」の育ちに関する主な取組をとりまとめ、「はじめての100か月の育ちビジョン」の趣旨を反映。

課題	対応の方向性と主な施策
① 全てのこどもの権利と尊厳が守られていない。 (例：児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳等)	こどもの権利と尊厳を守る ✓ 社会全体にこどもの権利等を普及啓発。 (「はじめての100か月の育ちビジョン」の広報など) ✓ 児童虐待の未然防止や対応を強化。 (こども家庭センターの体制整備や、児童相談所の体制強化など)
② こどもが様々な人や環境に触れる機会が家庭状況に左右。 (例：0～2歳の約6割は就園していない+少子化の影響等)	「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める ✓ 未就園児を含めた全ての乳幼児に対し、「アタッチメント（愛着）」の形成や、豊かな「遊びと体験」の機会等を充実。 (「こども誰でも通園制度」の推進など) ✓ 乳幼児期の「アタッチメント（愛着）」や「遊びと体験」の重要性について、幅広い層に向けた普及啓発を実施。 (「はじめての100か月の育ちビジョン」の広報など)
③ こどもを取り巻く環境が大きく変わる時に育ちの切れ目が発生。 (例：家庭・園・関係機関・地域などの関係者間や、誕生・就園・就学前後の切れ目等)	「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える ✓ 妊娠から出産・子育てまで切れ目ない伴走型の相談支援や、幼児期から学童期への切れ目ない育ちの保障を推進。 (妊婦等包括相談支援事業や、放課後児童対策の推進など) ✓ 地域において、療育・保育などこどもの育ちについての関係機関の連携を強化。(児童発達支援センターの機能強化など)
④ こどもに最も近い存在の保護者・養育者が地域で孤立。 (例：地縁・血縁の希薄化など、子育ての環境が大きく変化等)	保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする ✓ 全ての妊産婦や子育て世帯に必要な支援を届ける。 (産前産後の支援や乳幼児健診等の母子保健施策の推進など) ✓ 保護者等の相談・交流・育ち合いや学びの機会を確保。 (地域子育て支援拠点事業や地域子育て相談機関、家庭教育支援の推進など)
⑤ 社会全体でこどもの育ちを支える気運を醸成できていない。 (例：子育て当事者だけでなく全ての人がこどもの育ちに影響を与え得るが、その認識を共有できていない等)	こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す ✓ こどもや子育てに優しい社会に向けた気運を醸成するための取組を推進。(「こどもまんなかアクション」や「健やか親子21」と連携した「はじめての100か月の育ちビジョン」の広報など) ✓ 高齢者や小中高生など、地域で乳幼児の育ちを支える人材の裾野を拡大。(地域コーディネーターの養成や、乳幼児触れ合い体験の推進など)

目指す姿

全てのこどもの「はじめての100か月」から生涯のウェルビーイング向上を実現

※はじめての100か月：母親の妊娠期から小学校1年生までの重要な時期が概ね100か月であることに着目したキーワード。

※ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）な面で幸せな状態。

令和5年12月に閣議決定された「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえ、5つのビジョンを実現するための施策を総合的に推進。

ビジョン①：こどもの権利と尊厳を守る

✓「はじめの100か月の育ちビジョン」の普及啓発

ビジョンに基づき、乳幼児の育ちを支援・応援する行動の輪を広げるため、こどもの権利と尊厳を守るを含め、ビジョンを踏まえた具体的な実践例を交えた広報動画・パンフレット等を周知し、幅広い層に向けた広報・普及啓発を進める。

✓児童虐待防止等の推進

児童虐待の未然防止や虐待への対応強化等により、こどもの権利と尊厳を守るため、こども家庭センターの体制整備や、児童相談所の体制強化を含めた児童虐待防止対策の強化等を図る。

ビジョン③：「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

✓「はじめの100か月」の育ちに関する調査研究

家庭や地域といった環境が「はじめの100か月」のこどもの育ちに与える影響等に関する科学的知見の普及に向けた調査研究に取り組む。

✓妊婦等包括相談支援事業の推進

妊娠から出産・子育てまで一貫した、切れ目ない「伴走型相談支援」により、子育て当事者である各利用者に応じたわかりやすい情報提供や相談に応じることで、保護者等のウェルビーイングと成長を支援する。

✓「幼保小の架け橋プログラム」の推進

各自治体の幼児教育と小学校教育の関係者が連携・協働して、5歳児から小学校1年生の2年間の「架け橋期のカリキュラム」の開発・実施・改善等に取り組む「幼保小の架け橋プログラム」を推進する。

✓放課後児童対策の推進

「小1の壁」を打破し、幼児期から学童期への切れ目ない育ちを保障するため、放課後児童クラブの受け皿整備など、関係省庁で連携して放課後児童対策を推進する。

✓乳幼児触れ合い体験の推進

「地域少子化対策重点推進交付金」等を活用し、教育・福祉部局の連携の下、若い世代が乳幼児や子育て家庭と触れ合う機会を増やすことで、育ちを支えられてきた者が次代のこどもを支える循環づくりを図る。

✓地域における障害児の支援体制の強化とインクルージョンの推進

障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域づくりのため、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化を図るとともに、保育所等への巡回支援の充実を図るために必要な支援を行う。

ビジョン②：「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

✓「はじめの100か月の育ちビジョン」の普及啓発

ビジョンに基づき、乳幼児の育ちを支援・応援する行動の輪を広げるため、乳幼児期における「アタッチメント」や「遊びと体験」の重要性を含め、ビジョンを踏まえた具体的な実践例を交えた広報動画・パンフレット等を周知し、幅広い層に向けた広報・普及啓発を進める。

✓「こども誰でも通園制度」の推進

「こども誰でも通園制度」を新たに創設することで、心身の状況や置かれた環境に関わらず、ひとしく全ての乳幼児に対して、家庭と異なる環境に触れ、家族以外の多様な人と関わる機会等を保障するとともに、保護者等の孤立感・不安感の解消や、育児負担の軽減、親としての成長等を、各家庭の状況等に応じて切れ目なく図る。

✓親子関係形成支援事業の推進

支援が必要なこどもと保護者等に対し、状況に応じて、親子の適切な関係構築に向けた講座等を実施する。

✓保育士・保育教諭・幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等

保育士・保育教諭・幼稚園教諭等の人材育成や確保、処遇の改善など、保育者が誇りを持って働くことのできる体制整備を進めることで、乳幼児の育ちにとって重要な役割を持つ専門職を支える。

ビジョン④：保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

✓母子保健施策の総合的な推進

産前産後の支援や乳幼児健診の推進など、妊産婦や子育て世帯を支える母子保健分野の諸施策を総合的に推進する。

✓地域におけるこども・子育て支援の推進

保護者等の相談や交流、育ち合いの場の確保のため、地域子育て支援拠点事業等を推進するとともに、身近な相談機関である地域子育て相談機関の整備等によって、子育て世帯に必要な支援につなげる。

また、ファミリー・サポート・センター事業等を通じた地域における育児の相互援助活動の推進を図る。

✓家庭教育支援の推進

地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者への学習機会の提供やアウトリーチ型の支援等、地域の実情に応じた家庭教育支援を行う。

✓共働き・共育での推進

出生後一定期間内に両親ともに育児休業を取得することなどを促進するなど、保護者等の労働環境の整備を含めた対応を進めることで、こどもと過ごす時間の確保を図る。

✓「こども誰でも通園制度」の推進【再掲】

✓妊婦等包括相談支援事業の推進【再掲】

ビジョン⑤：こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

✓「こどもまんなかアクション」と連携した広報

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「こどもまんなかアクション」と連携し、ビジョンを踏まえた国民の具体的な行動を促す広報を行う。

✓「健やか親子21」と連携した広報

「健やか親子21」の妊娠・出産・子育て期の健康に関する普及啓発と連携し、ビジョンを踏まえた基本的な考え方を広める広報を行う。

✓「はじめの100か月の育ちビジョン」の普及啓発【再掲】

✓「はじめの100か月の育ちビジョン」地域コーディネーターの養成

ビジョンに基づき、自治体等の下で「はじめの100か月」の子育て世帯と地域の人々をつなぐ活動を実践する地域コーディネーターを養成する取組を進める。

✓乳幼児触れ合い体験の推進【再掲】

令和7年度予算 36百万円 + 令和6年度補正予算額 1.4億円（36百万円）

事業の目的

- 令和5年12月、**全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめての100か月」（妊娠期から小1まで）から生涯にわたるウェルビーイング**（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上に向けて、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめての100か月の育ちビジョン）」が閣議決定された。
- 本ビジョンを社会全体の全ての人に共有し、本ビジョンを踏まえた取組を推進するため、「**1. 『はじめての100か月の育ちビジョン』の普及啓発**」「**2. 『はじめての100か月の育ちビジョン』地域コーディネーターの養成**」「**3. 『はじめての100か月』の育ちの科学的知見に関する調査研究**」を3年間で集中的に実施。
- これらの実施と相互の有機的な連携により、「はじめての100か月の育ちビジョン」を非常に大切だと思う人の割合を80%に増加させることを目指し（令和5年度現在：約46%）、**全てのこどもの「はじめての100か月」の育ちを社会全体で支援・応援**することで、本ビジョンの実現を図る。

事業の概要

1. 「はじめての100か月の育ちビジョン」の普及啓発

① 「はじめての100か月の育ちビジョン」の効果的な広報 【令和7年度当初予算】

本ビジョンの社会的な認知度の向上とビジョンを踏まえた行動の促進を図るため、「**はじめての100か月**」をテーマとしたイベントの開催や外部メディアとのタイアップなど、様々な効果的な広報を実施。

② 「はじめての100か月の育ちビジョン」の普及啓発コンテンツ作成 【令和6年度補正予算】

✓ **こども・若者**（小中高生や大学生）向けに、乳幼児の育ちや子育てに関心を持ってもらえるようなパンフレット・動画等を作成。

✓ **企業向けに**、乳幼児の育ちや子育てへの支援・応援を促すパンフレット・動画等を作成。



2. 「はじめての100か月の育ちビジョン」地域コーディネーターの養成 【令和6年度補正予算】

本ビジョンを踏まえて、「はじめての100か月」の育ちを支える環境や社会の厚みを増すことを目指し、**乳幼児やその保護者・養育者と地域の人々をつなぐ活動を行う地域コーディネーターを全国的に養成するため、各地域におけるモデル事例を創出**。

令和6年度までのモデル事例を踏まえ、自治体等においてコーディネーター研修をさらに充実させた形で実施するとともに、モデル事例の全国展開に向けた地方キャラバンの開催や事例集の周知などに取り組むことで、より多種多様な地域の実情に応じた実践事例の蓄積と横展開を図る。

3. 「はじめての100か月」の育ちの科学的知見に関する調査研究 【令和6年度補正予算】

「はじめての100か月」のこどもの育ちに関する科学的知見の充実・普及に向けて、「**こどもの誕生前から幼児期までの切れ目ない育ちの保障**」や「**乳幼児の保護者・養育者への支援・応援**」、「**地域社会と乳幼児の関わり**」等に関する調査研究を行う。

実施主体等

【実施主体】 民間企業・団体等

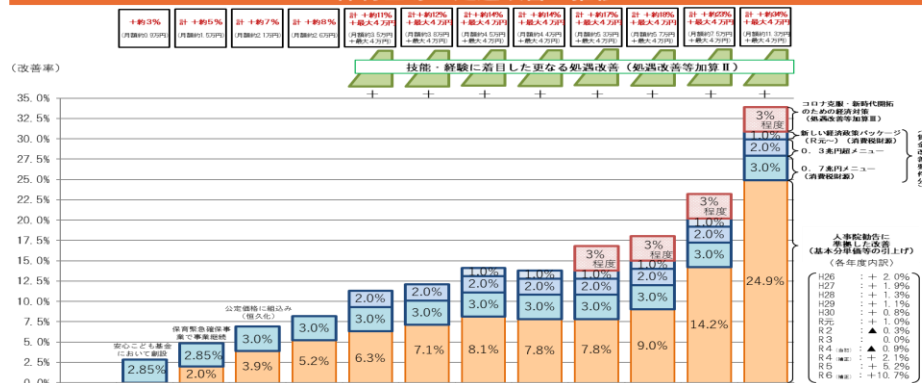
【委託先】 1. 民間企業等 2. 統括事業者+自治体・民間団体等10か所程度（475万円／1件） 3. 学術機関・民間企業等

保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

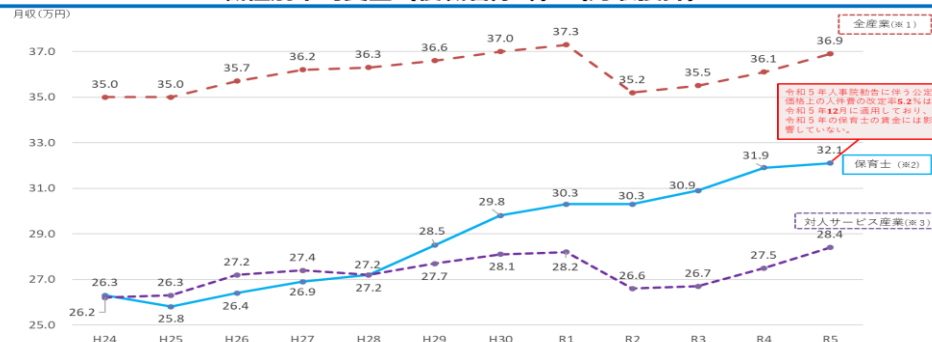
○保育士等の処遇改善については、これまで人事院勧告を踏まえた改善や累次の加算措置を講じてきており、令和6年度は、公定価格の保育士等の人件費について過去最大の10.7%の改善を補正予算に計上

○引き続き、こども未来戦略（加速化プラン）を踏まえた更なる処遇改善や費用の使途の見える化の取組が求められている

保育士等の処遇改善の推移



職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）



民間給与動向等を踏まえた処遇改善に取り組むとともに、各保育所等のモデル賃金や人件費比率等の見える化に取り組み、保育士等の処遇の改善を進める



- 民間給与動向等を踏まえた処遇改善
- 経営情報の継続的な見える化の推進

○こども未来戦略に基づき、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善の取組を進める。あわせて、処遇改善の効果が現場の保育士等に行き届くよう経営情報の見える化等の取組を進める

○処遇改善等加算を事務手続の簡素化等の観点から見直し、現行の3つの加算を一本化した上で、基礎分、賃金改善分（ベースアップ等）、質の向上分（リーダー層の改善）の3区分に整理。併せて配分ルールの簡素化や実績報告の一元化等を実施し、活用を促進

○保育所等が毎事業年度の経営情報（収支計算書、職員給与の状況等）を都道府県に報告。都道府県は、モデル給与や人件費比率等を個別施設・事業者単位で公表するとともに、経営情報の集計・分析と結果公表に努める

【R7~】

○処遇改善を通じた他職種と遜色ない処遇を実現する
【保育士等の平均給与の増加（令和８年度）】

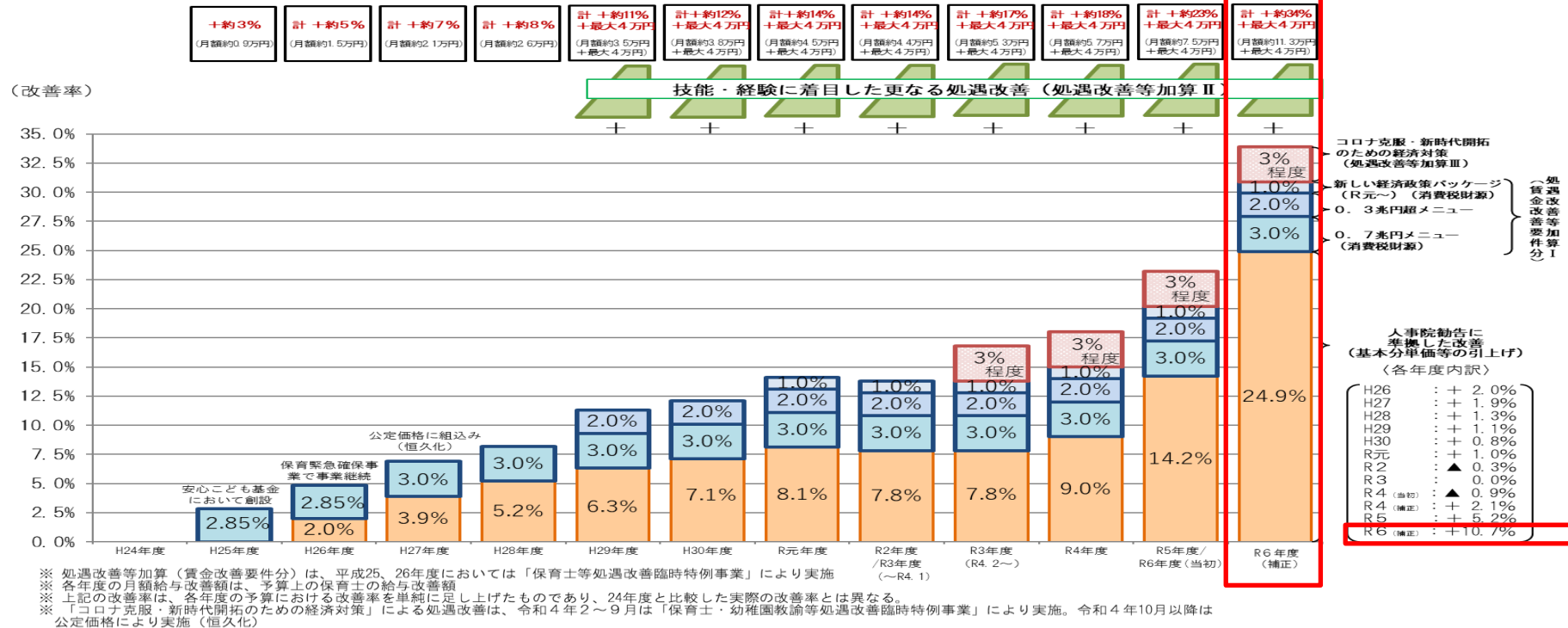
保育士等の処遇改善

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）

- 保育士等の処遇改善については、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。
- くわえて、費用の使途の見える化に向けて、事業者が施設ごとの経営情報等を都道府県知事に報告することを求めるとともに、報告された経営情報等の分析結果等の公表を都道府県知事に求めること等を法定化する。

令和6年度の対応

- 令和6年人事院勧告を踏まえ、保育士等の公定価格上の人件費を+10.7%改善【令和6年度補正予算1,150億円】

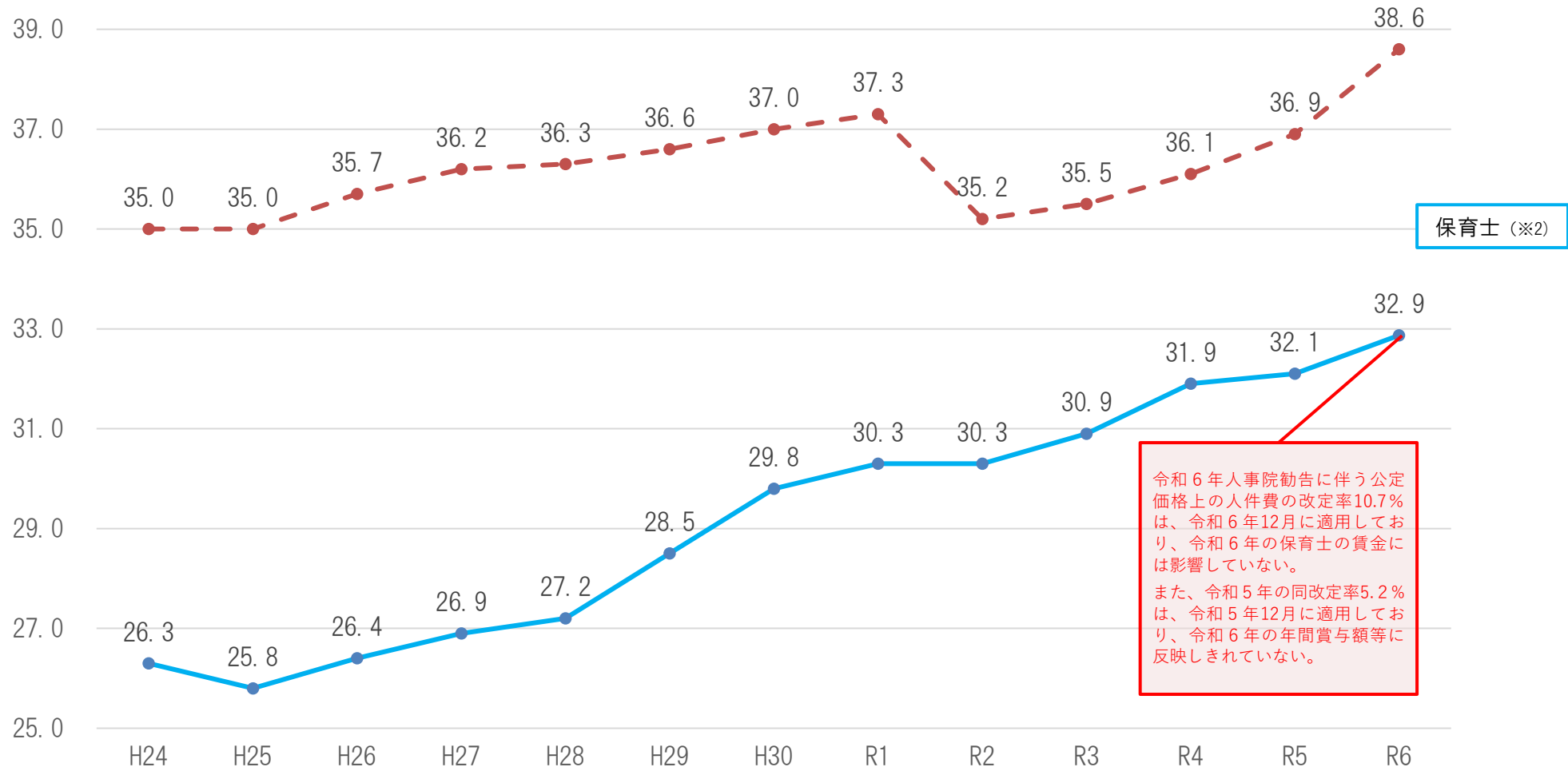


令和7年度予算等における対応

- 保育士等の公定価格上の人件費について、令和6年補正予算で措置した+10.7%の改善を引き続き確保し、令和7年度予算においても反映【令和7年度予算1,607億円】（一般会計：882億円、事業主拠出金：725億円）
- 経営情報の継続的な見える化（保育所等が収支計算書や職員給与の状況等について都道府県に報告する仕組み）を施行し、保育所等の賃金の状況や費用の使途の分析・見える化を推進【令和7年4月施行、事業年度終了後5月以内に報告】
- 処遇改善等加算ⅠⅡⅢについて、事務手続きの簡素化等の観点から一本化（基礎分・賃金改善分・質の向上分の3区分に整理の上、配分ルールの柔軟化や賃金改善の確認方法の簡素化等を実施）

職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）

月収（万円）



資料：「賃金構造基本統計調査」（平成24年から令和6年までの各年で公表されたもの）により、こども家庭庁保育政策課で作成。

（※1）「全産業」は、産業別データの「産業計」から役職別データの「役職計」を除いて算出したもの。

（※2）「保育士」は、役職者を除いた職種別データの保育士（男女）の数値。

（注1）いずれも一般労働者（短時間労働者を含まないもの）の男女で、役職者を除いた数値。

「全産業」は、令和元年までは100人以上の企業の役職者、令和2年からは10人以上の事業所の役職者を除いた数値。

「月収」とは、賃金構造基本統計調査における「きまって支給する現金給与額」に、「年間賞与その他特別給与額」の1/12を足した額。

「きまって支給する現金給与額」とは、労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額（基本給、職務手当、精皆勤手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与を含む）のこと。いわゆる手取り額でなく、税込み額である。

「年間賞与その他特別給与額」とは調査前年の1年間（原則として調査前年の1月から12月までの1年間）における賞与、期末手当等特別給与額（いわゆるボーナス）をいう。

処遇改善等加算の一本化について（令和7年度～）

- 旧加算（処遇改善等加算ⅠⅡⅢ）について、事務手続きの簡素化等の観点から、「処遇改善等加算」に一本化
- 旧加算の目的・趣旨を踏まえ、見直し後の加算の中に、「区分1」（基礎分）、「区分2」（賃金改善分）、「区分3」（質の向上分）の3区分を設定

旧加算Ⅲ	・賃金の継続的な引上げ（ペーシング）による処遇改善 ・9千円×算定職員数 申請・実績報告
旧加算Ⅱ	・技能・経験の向上に応じた処遇改善（副主任保育士等職務分野別リーダー等） ・4万円/5千円×算定職員数 申請・実績報告
旧加算Ⅰ 賃金改善要件分 キャリアパス要件分	・賃金改善・キャリアパスの構築の取組に応じた処遇改善 ・平均経験年数に応じ6%又は7%（加算率） ・キャリアパス要件満たさない場合は▲2% 申請・実績報告
旧加算Ⅰ 基礎分	・職員の平均経験年数の上昇に応じた昇給に充てる ・施設の平均経験年数に応じた加算率（2%～12%） 申請・実績報告

【見直し前】

- ▶ 賃金改善を目的とした見直し前の旧加算Ⅰ（賃金改善要件分）と旧加算Ⅲは区分2に統合
- ▶ キャリアパス構築要件について、旧加算Ⅰ（賃金改善要件分）の未構築の場合の減率は廃止し、職場環境改善を進める観点から、区分1の要件として設定（1年間の経過措置）
- ▶ 見直し後の加算の認定主体は都道府県知事・指定都市・中核市及び特定市町村の長とする。

処遇改善等加算		
区分3	職員の技能・経験の向上に応じた賃金の改善 〔質の向上分〕 算定額により加算 4万円/5千円×算定職員数	キャリアアップの仕組みによる質の向上 教育・保育人材の確保 申請・実績報告
区分2	職員の賃金改善〔賃金改善分〕 率により加算 平均経験年数により6%又は7% 9千円×算定職員数を率に換算	
区分1	経験に応じた昇給の仕組みの整備や職場環境の改善〔基礎分〕※キャリアパス要件の減率の仕組みは廃止し、要件化 率により加算 平均経験年数により2%～12%	

【見直し後】

- このほか、関係者の意見等も踏まえ、配分の柔軟化や賃金改善の確認方法等の見直しを実施

配分方法 (区分2・3)	旧加算Ⅰ（賃金改善分）：基本給・手当・賞与又は一時金等 旧加算Ⅱ：基本給又は決まって毎月支払われる手当により改善 旧加算Ⅲ：2/3以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善	▶	区分2・区分3：1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善 ※ 区分3は従前どおり基本給・決まって毎月支払われる手当により改善
配分方法 (区分3)	一定の経験年数・研修を終了しており、副主任保育士、職務分野別リーダー等の職員の発令等を受けている者を配分の対象 4万円支給を1人以上	▶	施設の状況に応じ4万円を上限として柔軟な設定を可能。 ※ 研修修了予定者で副主任保育士や職務分野別リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けている者への配分を可能にする。
算定方法 (区分3)	4万円分：「4万円支給を1人以上」を満たすと「標準人員×1/3」の人数で算定。 5千円分：「標準人員×1/5」を配置すると「標準人員×1/5」の人数で算定。	▶	施設の規模に応じた副主任保育士の複数人配置を推進。職員数A、Bの人数が確保できない場合は、確保した人数分の加算額を給付 ※ （標準人員×1/3(1/5)）と研修修了者数の少ない方の数で算定。 ※ 4万円は研修修了見込みの者で算定可能（1年間の経過措置）
確認方法	加算額を賃金改善等に充当したかの確認を旧加算Ⅰ（賃金改善要件分）ⅡⅢごとに実施（実績報告書最大9枚）	▶	区分2・3の加算総額で確認（実績報告書最大3枚） ※ 加算額以外の部分で賃金水準を下げていないかも確認。

※ ほか、旧加算では、要件として求めている基準年度（前年度）の賃金水準維持について、経営状況が悪化し収支が赤字等となる状況がある場合に、労使の合意の下、必要最小限の範囲で賃金水準を引き下げることの特例的に認める（介護報酬等で導入済みの措置）。

子ども・子育て支援制度における継続的な見える化の在り方について

(令和5年8月28日 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議報告書・概要)

目的

- 幼稚園・保育所・認定こども園等の施設・事業者の経営情報の公表やデータベース化等の継続的な見える化の仕組みの構築を進め、処遇改善や配置改善等の検証を踏まえた公定価格の改善を図ることを主たる目的とする。
- 加えて、行政機関においては、幼児教育・保育が置かれている現状・実態に対する国民の正確な理解の促進、社会情勢や経営環境の変化を踏まえた的確な支援策の検討、経営情報の分析を踏まえた幼児教育・保育政策の企画・立案等の実現を目的とする。
- また、情報公表の充実を図ることにより、行政機関のみならず、保護者や子育て家庭、保育士等の求職者の意思決定の支援や、施設・事業者の経営分析・改善の促進、また、研究者による学術研究や政策提言の活性化等、幅広い関係者の利益への波及的な効果も期待できる。

継続的な見える化の対象とする施設・事業者

- 原則、子ども・子育て支援法に基づく、施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象とする。
※ただし、小規模な施設・事業者に対しては、公表すべき内容・項目を限定する等の一定の配慮を行う方向で検討。

報告・届出を求める情報

- 全ての施設・事業者を単位として、毎事業年度の経営情報（収益・費用）について報告・届出を求める。
- このうち、人件費等についてはその内訳を、職員配置の状況や職員給与の状況等については、その詳細を把握できる情報も含む。
- 報告・届出を求める経営情報等の具体的な項目については、「経営実態調査」における調査項目を基礎としつつ、「政策検討への活用性の向上」と「施設・事業者への業務負担」の双方に配慮し決定する。
- それぞれの経営主体で採用されている会計基準に応じた様式を設け、また、それぞれの会計年度に応じた報告・届出期間を設定する。

公表の方法

- 詳細な経営情報については、個別の施設・事業者単位での公表は行わない。施設・事業者の類型、経営主体の類型、地域区分の設定、定員規模などの属性に応じたグルーピングによって集計・分析した結果を公表する。
- 保護者や保育士等の情報利用者にとってニーズの高い、施設・事業者の人件費比率やモデル賃金等の情報については、解釈において誤解が生じないようにすることや施設・事業者の権利利益が損なわれない範囲とすること等を前提に、個別の施設・事業者単位で公表する。

保育所等における継続的な経営情報の見える化について

<経緯>

- 令和4年12月の公的価格評価検討委員会において、「処遇改善を行うに当たっては、医療や介護、保育・幼児教育などの各分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようになっているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要。しかしながら、見える化に関する取組状況は分野ごとに様々であり、継続的な見える化に向けて必要な取組を、各分野において順次進めていく必要がある。」などの基本的な考え方が示された。
- 令和5年1月より、子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議を開催し、令和5年8月28日に報告書を取りまとめ。
- 医療・介護分野においては、施設・事業所等の経営情報等に係る届出の義務化、国による集計・分析のためのデータベース整備、届出義務が履行されない場合の対応等の規定について整備し、**第211回通常国会で改正法が成立**。（医療分野：医療法・令和5年8月1日施行、介護分野：介護保険法・令和6年4月1日施行）

<現行制度>

- 子ども・子育て支援法第58条第1項に基づき、幼稚園・保育所・認定子ども園等の設置者（以下、「特定教育・保育提供者」という。）に、**教育・保育情報を都道府県知事に報告**することを求めている。
 - ・運営する法人に関する事項 ・施設等に関する事項
 - ・従業者に関する事項 ・教育・保育等の内容に関する事項
 - ・利用料等に関する事項 ・その他都道府県知事が必要と認める事項 等
- 同条第2項に基づき、都道府県知事には、特定教育・保育提供者から報告された**教育・保育情報を公表**することを求めている。
- 子ども・子育て支援情報公表システム「**ここdeサーチ**」を整備して、**利用者の施設等の選択に資する情報をインターネット上で検索・閲覧できる環境を構築**してきたところ。

<継続的な見える化の意義>

- **更なる処遇改善等を進める上で、費用の使途の見える化を進めることが重要**である。
- 保護者が適切かつ円滑に教育・保育等を子どもに受けさせる機会を確保するためには、**施設・事業所ごとの職員の処遇等に関する情報が公表されることが重要**である。

<制度改正のイメージ>

- 特定教育・保育提供者に、**教育・保育施設の経営情報を都道府県知事に報告**することを求める。
 - ・施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象とする。
 - ・**毎事業年度の経営情報**（収支計算書、職員給与の状況等）について報告を求める。
- 都道府県知事には、特定教育・保育提供者から報告された**経営情報を公表**することを求める。
 - ・**職員の処遇等に関する情報であって、保護者の施設・事業者の選択等に必要情報を個別施設・事業者単位で公表**。（モデル賃金や人件費比率等を想定。）
 - ※個別の施設・事業者単位での収支計算書等の公表は行わない。
 - ・**経営情報の集計・分析とその結果の公表に努める**。（施設・事業者の類型、経営主体の類型、地域区分の設定、定員規模などに応じて集計した、人件費や人件費比率の平均値や分布状況等を想定。）
- 2024年通常国会（第213回国会）に上記制度改正に必要な法案を提出し、成立したところ。（子ども・子育て支援法・令和7年4月1日施行）
- 「ここdeサーチ」において、施設・事業者からの報告、都道府県における確認・公表等の事務が簡便かつ効率的に実施できるよう、システム改修を実施。

新たな継続的な見える化の制度における報告・公表の在り方について※

施行期日・報告期限等

※本資料は「専門家会議報告書」に基づき記載。今後、こども家庭庁において、この内容を踏まえて報告様式、公表様式及びマニュアル等を策定予定。

- 新たな制度の**施行期日**は令和7年4月1日。令和6年4月1日以降に始まる事業年度について**報告対象**とする。
- 経営情報等の**報告期限**は事業年度終了後5月以内。事業年度が令和6年4月1日～令和7年3月末日の場合、**同年8月末日までに報告**。
- **ここdeサーチを経営情報等の収集・公表に活用**。施設・事業者は報告内容を入力、自治体は報告内容を確認、ここdeサーチ画面で公表。

報告する経営情報等

情報項目	①人員配置 基準上の配置と実際の配置、職員の属性情報等	②職員給与 賃金水準、処遇改善状況、職員の属性情報等	③収支の状況 収入・支出の科目別の金額、人件費関連科目の内訳等
報告内容	給付・監査等で通常把握されている情報	処遇改善等加算の実績報告書を活用	各法人の会計基準に従って作成する決算書類の様式を活用

※施設・事業者の基本情報（施設類型、法人形態、地域、規模等の属性情報）については既に登録済みのため、都道府県・事業者は更新の有無を確認する必要がある。

※人的資本に関する事項（休暇取得状況、ICT導入状況、研修制度、人材育成の取組等）について任意に記載することができるようにする。

グルーピングした集計・分析結果の公表

- 幼児教育・保育の全体像を俯瞰し、**公定価格の改善をはじめとする政策検討に活用**。
- 施設類型、法人形態、地域、規模等の属性に応じてグルーピングして集計・分析することで、**公平・公正な比較・検証を実施**。
- 平均値・中央値に加えて**分散・相関関係・時系列推移等の状況も明らか**にする。

（公表が想定される主な事項）

- ✓ 職員1人当たりの平均給与／年
- ✓ 給与総額に占める職種間の配分割合
- ✓ 基準上の配置と実際の配置の比率
- ✓ 配置人員の構成比（職種別、属性別等）
- ✓ 総収入に占める主要な支出区分の割合（人件費、収支差額等）

個別の施設・事業者単位での公表

- 個別の施設・事業者単位での情報公表の充実を通じて、**保護者による施設・事業者の選択や、保育士等の求職者の職場の選択やキャリアの検討等を支援していく**。
- **施設・事業者や従事者の権利利益を保護しつつ、幼児教育・保育の質の向上や保育士等の勤務環境の改善等の前向きな取組が適正に情報利用者に伝わることを目指す**。

①モデル給与

- ✓ 保育士等の幼児教育・保育に直接従事する常勤職員は必須記載（経験年数、役職等も明示）。その他職員は任意記載。
- ✓ 基本給、手当、賞与等や月収と年収の目安を明示。
- ✓ 給与決定方法、賞与支給基準、時間外手当・退職手当の取扱、福利厚生、その他職員の処遇に関する事項は任意記載。

②人件費比率

- ✓ 総収入に占める人件費の割合を明示。
※該当するグルーピングにおける平均値等を参考情報として併記。
- ✓ 「狭義の人件費」については必須記載。
※会計基準上の人件費、派遣職員経費、法定福利費の合計。
- ✓ 「広義の人件費」については任意記載。
※「狭義の人件費」の他、福利厚生費、研修研究費、職員採用経費、その他「広義の人件費」と判断するものの合計。

③職員配置状況

- ✓ 基準上の配置と実際の配置の比率を明示。
※職員配置に係る加算措置や地方単独補助の有無等を付記。

子ども・子育て支援法等一部改正法令（見える化部分）について

子ども・子育て支援法（R7.4.1施行）

第五十八条（略）

2 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、政令で定めるところにより、毎事業年度終了後五月以内に、当該事業年度に係る特定教育・保育施設設置者等経営情報（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所ごとの収益及び費用その他内閣府令で定める事項をいう。以下この条及び第六十二条第三項第二号において同じ。）を教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容（特定教育・保育施設設置者等経営情報にあっては、職員の処遇等に関する情報であって、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定める事項に限る。）を公表しなければならない。

4 都道府県知事は、内閣府令で定めるところにより、第二項の規定により報告を受けた特定教育・保育施設設置者等経営情報について調査及び分析を行い、当該調査及び分析の結果を公表するよう努めるものとする。

5～9（略）

子ども・子育て支援法施行規則（R7.4.1施行）

第五十条の二 法第五十八条第二項の内閣府令で定める事項は、**別表第三**（都道府県又は市町村が設置する特定教育・保育施設等にあっては、同表第二号及び第四号イを除く。第五十二条において同じ。）に掲げる項目に関するものとする。

第五十一条の二 法第五十八条第三項の内閣府令で定める事項は、**別表第四**（都道府県又は市町村が設置する特定教育・保育施設等にあっては、同表第二号を除く。）に掲げる項目に関するものとする。

子ども・子育て支援法施行規則（続き）

第五十一条の三 都道府県知事は、法第五十八条第二項の規定による報告を受けた特定教育・保育施設設置者等経営情報について、**施設等を運営する法人の種類、教育・保育施設又は地域型保育事業の種類、利用定員その他都道府県知事が必要と認める事項に応じて調査及び分析を行い、当該調査及び分析の結果を公表するよう努めるものとする。**

別表第三（第五十条の二、第五十二条関係）

- 一 施設等の名称、所在地その他の基本情報に関する事項
 - イ 施設等の名称及び所在地
 - ロ 施設等を運営する法人の種類
 - ハ 教育・保育施設又は地域型保育事業の種類
 - ニ 利用定員及び利用小学校就学前子ども数
 - ホ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 二 施設等の収益及び費用に関する事項
 - イ 施設等を運営する法人の種類に応じた収益及び費用の内訳
 - ロ 施設等の収益に対する人件費の割合
 - ハ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 三 施設等の職員の人員数に関する事項
 - イ 施設等の職員の職種別人員数
 - ロ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 四 施設等の職員の給与等に関する事項
 - イ 施設等の各職員の給与
 - ロ 施設等の職員の職種別給与
 - ハ 施設等の職員に係る標準的な給与体系
 - ニ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 五 その他都道府県知事が必要と認める事項

別表第四（第五十一条の二関係）

- 一 前表第一号に掲げる事項
- 二 前表第二号ロに掲げる事項
- 三 前表第三号イに掲げる事項
- 四 前表第四号ハに掲げる事項
- 五 その他都道府県知事が必要と認める事項

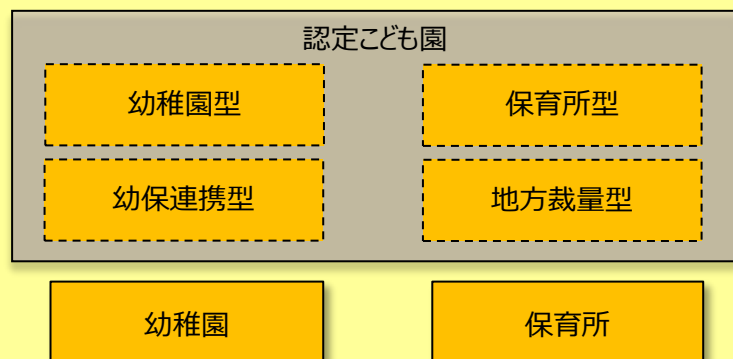
対象施設について

- 子ども・子育て支援法に基づく、**施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象**とする。
- このほか、**施設型給付を受けない幼稚園については個別施設・事業者単位で公表される項目に限り、任意で報告**を行えるようにする。

見える化の対象となる施設

- 報告された経営情報等※は、**施設類型、法人形態、地域、規模等の属性に応じてグルーピングして集計・分析した結果を公表。**
- あわせて、**モデル給与等を個別の施設・事業者単位で公表。**

施設型給付を受ける施設



地域型保育給付を受ける施設

小規模保育、家庭的保育、
居宅訪問型保育、事業所内保育

※公立施設等については、その性格を踏まえ、収入・支出の状況、職員給与の状況等についての報告は求めないこととするが、「個別の施設・事業者単位での公表」を行う上で必要な情報の報告を求めることとする。

見える化の対象とはならない施設

- 基本的に、経営情報等の報告は不要。
- 「ここdeサーチ」に登録可能な施設・事業者※については、個別公表される項目（モデル給与等）に限り、任意で報告を可能とする。

施設等利用給付を受ける施設



※国民や関係者に対する情報公表の充実を図る観点からは、「ここdeサーチ」に登録可能な施設・事業者（施設型給付を受けない幼稚園）も含めて、積極的な情報公表が行われることが有意義であり、継続的な見える化における情報公表の仕組みの運用に当たっては、これらの施設・事業者の個々の判断に基づく情報公表を行えるようにすることとする。

施設類型別の報告・公表対象情報について（一覧）

情報項目			認定こども園、保育所、 幼稚園等（私立）	認定こども園、保育所、 幼稚園等（公立）	施設型給付を受けない 幼稚園
人員配置に関する事項 ・公定価格基準上での配置人数 ・実際の配置人数 など	報告		○	○	任意
	公表	集計・分析結果	○	○	×
		個別施設・事業者単位	○	○	○（報告した場合）
職員給与に関する事項 ・各種処遇改善等加算の取得状況 ・各職員の勤続年数、賃金 など	報告		○	△※1	任意
	公表	集計・分析結果	○	×	×
		個別施設・事業者単位	×	×	×
モデル給与に関する事項	報告		○（一部任意※2）	○（一部任意※2）	任意
	公表	集計・分析結果	×	×	×
		個別施設・事業者単位	○	○	○（報告した場合）
収支の状況に関する事項 ・事業収入（収益） ・事業支出（費用）	報告		○	×	任意
	公表	集計・分析結果	○	×	×
		個別施設・事業者単位	×	×	×
人件費比率に関する事項	報告		○	×	任意
	公表	集計・分析結果	○	×	×
		個別施設・事業者単位	○	×	○（報告した場合）
人的資本に関する事項 ・法定・法定外休暇の利用状況 ・ICT導入の取組状況 など	報告		任意	任意	任意
	公表	集計・分析結果	×	×	×
		個別施設・事業者単位	○（報告した場合）	○（報告した場合）	○（報告した場合）

※1 職種別の合計給与額を報告。（個々の職員の給与については報告不要。）

※2 常勤保育士等のモデル給与のみが義務項目。保育士等以外の職種や非常勤職員のモデル給与等はすべて任意項目。

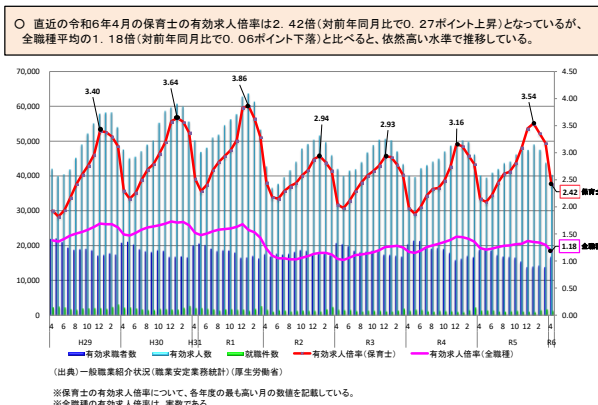
保育人材の確保のための総合的な対策

3.(2) 保育人材の確保のための総合的な対策

現状・課題等

○待機児童は大幅に減少してきているが、保育士の有効求人倍率は2.42倍（令和6年4月）と全職種平均（1.18倍）と比べても高い水準となっている中で、配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の制度化に伴い、今後も保育士の確保は必要となる

保育士の有効求人倍率の推移（全国）



【職場環境の整備】

○保育士を退職した理由として、仕事量が多いことや労働時間が長いことが要因として挙げられている。また、非効率な事務作業や紙での業務によってこどもと向き合う時間が取れないといった意見がある

【新規資格取得支援】

○若年人口が減少していく中で、保育士養成課程を置く大学、短大、専門学校への入学者数が減少傾向にある。学生の保育職への就職率の維持・向上も課題

【離職者の再就職や職場復帰の支援】

○保育士の登録者数と就労者数に差がある中で、潜在保育士の再就職支援を進める必要

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

働きやすい職場環境づくり、新規資格取得と就労の促進、離職者の再就職・職場復帰の促進、保育の現場・職業の魅力発信の取組を総合的に推進

✓対応のポイント



- テクノロジー活用、現場の体制やサポートの充実
- 養成校等の取組の強化
- 保育士・保育所支援センターの機能強化

【働きやすい職場環境づくり】

○保育現場へのICTの導入や保育士のサポートとしての保育補助者等の配置を推進し、保育士がこどもと向き合う時間を確保
○巡回支援や交流促進等による保育士や事業者へのサポートを充実
○休憩の適切な確保や自己研鑽の時間の確保の推進

【新規資格取得と就労の促進】

○指定保育士養成施設への修学支援や保育所への就職促進の取組への支援を進める【R6補正、R7～】
○保育所等で働きながら資格取得を目指す者への支援
○地域限定保育士制度の一般制度化【法律改正・できるだけ早期に】
○課題やニーズを踏まえた養成・研修内容の充実を図る
○保育士の登録に係るオンライン手続き化に取り組む

【離職者の再就職・職場復帰の促進】

○保育士・保育所支援センターの法制化を行い、保育士確保のための拠点として位置づけ、関係機関が連携協力して保育士の確保のための支援を行う体制整備を促進【法律改正・できるだけ早期に】
○再就職や職場復帰の支援（就職準備金の貸付支援、未就学児をもつ保育士の保育料の貸付等）
○潜在保育士の段階的な職場復帰支援
○職業安定行政と連携して、求人・求職の適切な環境の整備を進める

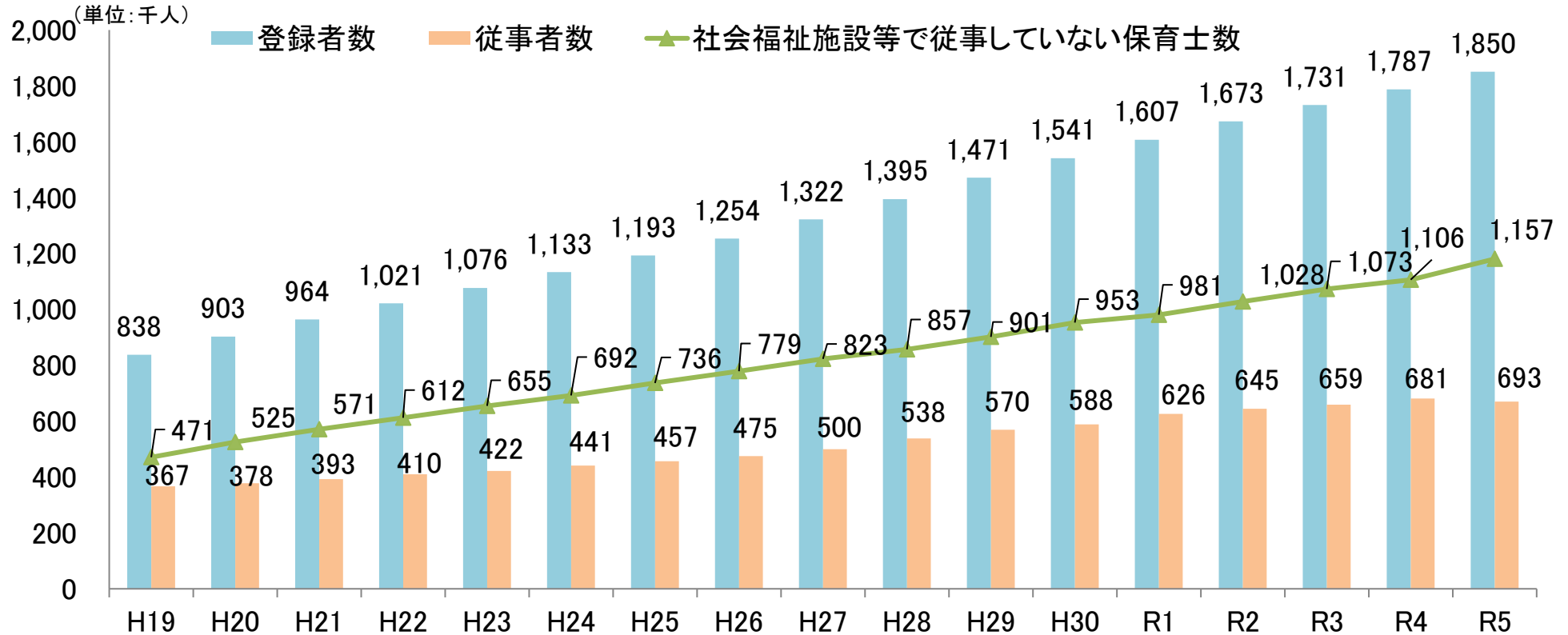
○総合的な保育士確保対策を推進し、保育の提供体制を確保する



- 【保育人材の増加傾向の維持（令和8年度）】
- 【保育人材の勤続年数の上昇傾向の維持（令和8年度）】
- 【保育士・保育所支援センターへの登録者数の増加（令和8年度）】

保育士の登録者数と従事者数の推移

○ 保育士登録者数は約185万人、従事者数は約69万人であり、保育士資格を持ち登録されているが、社会福祉施設等で従事していない者は115万人程度となっている。



出典：登録者数：こども家庭庁成育局成育基盤課調べ(各年10月1日)

従事者数：厚生労働省「社会福祉施設等調査」(各年10月1日)の社会福祉施設に従事する(常勤換算でない)保育士の数を元に、平成29年までは、厚生労働省(子ども家庭局)で回収率(例：保育所等の場合、平成28年の回収率：93.9%、平成29年の回収率：94.3%)の変動を踏まえ、割り戻して算出したもの。平成30年以降は、全数調査から標本調査への移行により調査結果が全施設の推計値となり回収率での割り戻しはしていないため、平成29年以前の結果との比較には留意が必要。

令和5年従事者数については、社会福祉施設等調査で幼保連携認定こども園の従事者数が含まれなくなったことから、こども家庭庁成育局基盤課調べにおいて幼保連携型認定こども園における従事者数を把握し、社会福祉施設等調査による数値に加えた数値。

※ 従事者数には、常勤保育士のほか、常勤ではない短時間勤務の保育士も1名として計上しており、保育所のほか、児童養護施設等の社会福祉施設で従事している者も含まれている。

※ H23の従事者数については、東日本大震災の影響で宮城県と福島県の28市町村で調査未実施。

※ 社会福祉施設等で従事していない保育士数には、認可外保育施設や幼稚園に勤務する者、保育士が死亡した場合の保育士資格の喪失に係る届出を行っていない者を含む。

保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆ 処遇改善のほか、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援、さらには保育の現場・職業の魅力発信に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

- 保育士修学資金貸付の実施（養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け）
 - ・養成施設に通う学生を対象に、学費5万円（月額）や就職準備金20万円（最終回に限る）などを貸付し、卒業後、5年間の実務従事により返還を免除。
 - ・養成施設に通う、学費の貸付を受けていない学生を対象に、「就職準備金」のみの貸付けを行うことを可能とする。【R6補正予算～】
- 保育士の資格等取得を支援
 - ・保育所等で働きながら養成校卒業による資格等取得を目指す方への授業料、保育士試験の合格による資格取得を目指す方への教材費等の支援
- 保育士試験の年2回実施（27年度：4府県で実施 → 29年度：全ての都道府県で実施）
- 保育士養成施設の就職促進の取組への支援
 - ・就職促進、キャリア教育等支援等の、指定保育士養成施設が組織的に実施する取組に要した費用の一部を支援する。【R7予算案～】

就業継続支援

- 保育所等におけるICT化の推進
 - ・①保育に関する計画・記録、②保護者との連絡、③子どもの登降園管理等の業務、④キャッシュレス決済機能のうち必要なシステムの導入費用や、翻訳機等の導入を支援
 - ・自治体において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合に補助率を嵩上げ【令和5年度補正予算～】
- 保育補助者の雇い上げの促進（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）
 - ・現在、保育士として就業していない保育士資格を有する者（潜在保育士）が、段階的に保育士として職場復帰できる足掛かりとなるよう、1年を限度に、保育補助者として従事することを可能とする。【R6予算～】
- 保育体制強化事業の促進（清掃等の業務を行う方の賃金の補助）
 - ・保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助【R5予算～】
 - ・園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助対象に小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等を追加【R5予算～】
- 保育士宿舎借り上げ支援（補助額：一人当たりの月額を市区町村単位で設定（月額7.5万円を上限※）、支給期間：採用から5年以内※）
 - ※令和7年度から対象となる者について適用。前年度に引き続いて当年度も事業の対象となる場合は前年度の補助基準額及び年数を適用。
- 保育士の働き方改革や保育の質の確保・向上のための巡回支援
 - ・保育士のスキルアップや保育の質の確保・充実を図り働きがいが高められるよう、「保育士支援アドバイザー」による巡回支援を実施。
 - ・保育所等における勤務環境の改善や保育の質の向上などの助言又は指導を行う「保育事業者支援コンサルタント」による巡回支援を実施。
 - ・保育士確保や定着、労働条件等の改善に関して、保育士の相談窓口を設置。
 - ・保育事業者への保育所等における保護者等の対外的な対応を援助する者による巡回についても支援の対象【R7予算案～】
 - ・都道府県域で実施する巡回支援について補助基準額の拡充【保育士への巡回支援についてはR6予算～、保育事業者への巡回支援についてはR7予算案～拡充】

離職者の再就職支援

- 保育士・保育所支援センターの機能強化（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）
 - ・保育士再就職支援コーディネーター等によるマッチングやマッチングシステムの導入、保育士キャリアアドバイザーによる保育所等への見学同行等の伴走支援、潜在保育士への職場復帰のための研修の実施などに要する費用を支援。
- 就職準備金貸付事業（再就職する際等に必要となる費用を貸し付け（40万円）、2年間勤務した場合、返還を免除）

保育の現場・職業の魅力発信

- 保育の現場・職業の魅力発信
 - ・自治体が行う情報発信サイトの開設など、様々な対象者に対する魅力発信への支援
 - ・こども家庭庁では、保育に関する魅力発信プラットフォームを更新し、保育士の取組事例集等の掲載、SNS等の広報媒体を活用した保育の魅力発信を行う。また、保育の魅力情報発信等の取組について意見交換と情報共有を行い、関係者間の連携・強化を図る。（R6.3～）



魅力発信プラットフォーム
「ハローミライの保育士」
トップページ
(こども家庭庁HP内に開設)

施行日：令和7年10月1日

①制度の現状・背景

- **保育人材の確保は恒常的な課題**であり、また、今後の保育士の職員配置基準の改善やこども誰でも通園制度の創設も見据え、**保育人材確保策の強化を図る必要**がある。
- 保育人材確保の取組のうち、潜在保育士の再就職の促進のため、再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供等を行う「**保育士・保育所支援センター**」（※）について、当該センターの設置及び運営に要する費用の一部を補助することにより、こどもを安心して育てることができるよう体制整備を行っている。
（※）令和6年10月1日時点において、46都道府県75か所で実施されている。

②改正内容

- **都道府県が、以下の業務を行う拠点（「保育士・保育所支援センター」）としての機能を担う体制を整備するものとする規定を設ける。** ※指定都市・中核市は努力義務。
 - ① 保育に関する**業務への関心を高めるための広報**
 - ② 保育に関する業務に従事することを希望する保育士に対し、**職業紹介、保育に関する最新の知識及び技能に関する研修の実施その他の保育に関する業務に円滑に従事することができるようにするための支援**
 - ③ 保育所の設置者に対する、**保育士が就業を継続することができるような就労環境を整備するために必要な助言その他の援助**
 - ④ ①～③のほか、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するために必要な業務
- **保育士・保育所支援センター、国、地方公共団体等の連携・協力**に関する努力義務規定を設ける。

保育士・保育所支援センターを基軸にした保育人材の確保に向けた取組

- 各地域における保育人材確保の実効性を高めるため、各保育士・保育所支援センターにおいて、地域の実情に応じた支援目標や現実的な根拠に基づくK P I（重要業績評価指標）を設定することとし、各センターにおいて、支援目標、K P Iの達成状況や支援実績を定期的に公表し、取組の事業効果を評価し、見直し・改善・支援内容の充実を図る。

改正後の児童福祉法（抄）

第十八条の二十四 都道府県は、次に掲げる業務を行う拠点（以下この款において「保育士・保育所支援センター」という。）としての機能を担う体制を整備しなければならない。

一 保育に関する業務への関心を高めるための広報を行うこと。

二 保育に関する業務に従事することを希望する保育士に対し、職業紹介、保育に関する最新の知識及び技能に関する研修の実施その他の保育に関する業務に円滑に従事することができるようにするための支援を行うこと。

三 保育所の設置者に対し、保育士が就業を継続することができるような勤労環境を整備するために必要な助言その他の援助を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するために必要な業務を行うこと。

②（略）

第十八条の二十五 国、地方公共団体、保育士・保育所支援センターとしての機能を担う者その他の関係者は、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

今後の目指す方向性

保育の現場・職業の魅力発信

- 保育士・保育の現場のイメージ向上
- 保育士・保育所支援センターの認知度向上

新規資格取得支援

- 保育士資格取得の促進
- 養成施設卒業者の保育現場への就職促進

離職者の再就職支援

- 潜在保育士の保育現場への就職促進
- 保育士・保育所支援センター利用促進
- 離職者の定着支援

就業継続支援

- 保育現場における就業継続の促進
- 保育現場の職場環境の向上
- 業務負担軽減の促進

新・関係機関との連携

- 相乗効果により上記4つの柱の効果を上昇させる

今後の取組イメージ

保育の現場・職業の魅力発信

- 保育士・保育の現場の魅力に関する広報活動
- 養成施設への入学促進
- センターの取組に関する広報活動 等

新規資格取得支援

- 養成施設卒業者の保育所等への就職支援
- 保育補助者に対する保育士資格取得の勧奨・支援
- 保育士を目指す社会人に対する保育士資格取得支援
- 保育所等への新規資格取得者採用支援 等

離職者の再就職支援

- 潜在保育士の掘り起こし強化
- 潜在保育士同士の交流（情報交換）機会の設定
- 職場定着までの支援の充実（職場復帰の研修、定期的な状況確認支援等）
- 求人情報の充実・情報提供の迅速化
- 保育所等への採用支援 等

就業継続支援

- 各種相談への対応
- 保育士同士の交流（情報交換）機会の創出
- 階層別（新人、中堅、主任）研修の実施
- 保育所等への各種課題に応じた巡回支援の充実
- 職場環境の改善策の周知・啓発 等

新・関係機関との連携

- ハローワークと連携（合同）した就職支援の強化
- 市町村と連携した人材確保に関する取組実施
- 養成施設と連携した卒業生の保育所等への就職活動支援
- 保育団体と連携した地域での保育人材の確保 等

保育士・保育所支援センターの取組事例

保育士・保育所支援センター職員が、直接保育所等に訪問して、求人情報では把握できない保育所等の雰囲気や方針を収集。

求職者への丁寧な相談に生かし、求職者が望む働き方にあった保育所等の求人を紹介。また、就職活動が不安な方には、施設見学や体験の調整を行うなど、伴走型の支援を実施。

埼玉県保育士・保育所支援センター

【センター概要】

- 埼玉県社会福祉協議会に委託
- 相談体制：2名（保育士資格保有）

【事業概要】

- センターへの登録は対面・オンラインのいずれも可能。
- 就職相談においては、求人票だけでなく、実際に訪問して得た情報を活用。
現在は保育士業務から離れている方（ブランクのある方）、未経験の方等が望む雇用形態や勤務時間等、個々のニーズにあった保育所等を紹介。ミスマッチを防ぎ、定着率の向上につなげている。
- 県内保育所等がブース出展する就職相談会を年複数回開催。
- 求職活動が不安な方には、園見学の調整や園見学ツアーの参加を案内
- ハローワークと連携して出張相談を実施。
- 県内の保育団体の協議体に出席して、センターの活用や就職イベント、就職準備金貸付事業等をPR。
- 養成施設への訪問、商業施設等におけるリーフレット配布、求人フリーペーパーへの掲載等の広報活動も実施。
- 令和6年度就職件数 215件



保育の現場・職業の魅力発信

3.(3) 保育の現場・職業の魅力発信

現状・課題等

- SNS上では、保育に関する誤った情報や保育士・保育の現場へのネガティブなイメージが生じ得る内容の情報も存在
- 正確な情報を発信することにより、保育士が進路選択にあたっての選択肢の一つとなること、現在保育士として従事する者が就業を継続すること、一度現場から離れた者の復帰、を後押しすることが必要



「ハローミライの保育士」トップページ



「ポスター」



「保育人材確保懇談会」

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

保育の現場や保育士等の仕事の魅力の発信を進め、若者や保護者をはじめとする国民の理解を深め、保育人材の確保を図る

✓対応のポイント



- 保育の現場や保育士の仕事の魅力の発信
- 保育の魅力・イメージ向上
- 関係者の連携協働、訴求対象を踏まえた取組

【魅力発信プラットフォーム（ハローミライの保育士）の整備・発信】

- こども家庭庁のHPに「ハローミライの保育士」を開設
主に中高生や資格所有者を対象として、保育所等の実践事例集や実践動画などを掲載し、保育の魅力を発信するとともに、中高生の保護者や進路指導担当者、地域の方など社会全体の保育士という職業への理解促進に取り組む

【多様な関係者による検討・発信（保育人材確保懇談会等）】

- 保育人材確保懇談会
保育の魅力情報発信等の取組について意見交換と情報共有を行い、関係者間の連携・強化を図る
- 保育雑誌編集者懇談会
雑誌編集者との意見交換の場を設けることで保育雑誌を媒介とした保育現場への広報の強化を図る
- 保育士・保育所支援センター全国連絡会
好事例の共有・意見交換の場を提供することにより、保育士・保育所支援センターの気運醸成や更なる取組強化を図る 等

【自治体や保育現場等の地域の実情に応じた魅力発信の取組の支援】

- 「保育士・保育の現場の魅力発信事業」による自治体の取組の支援
- 調査研究による効果的な取組事例の共有等



- 保育士・保育の現場に対するイメージを改善し、保育士を目指す学生を増やす

【保育士を魅力的だと感じるこども・若者等の割合の増加（令和8年度）】

保育DXの推進による業務改善

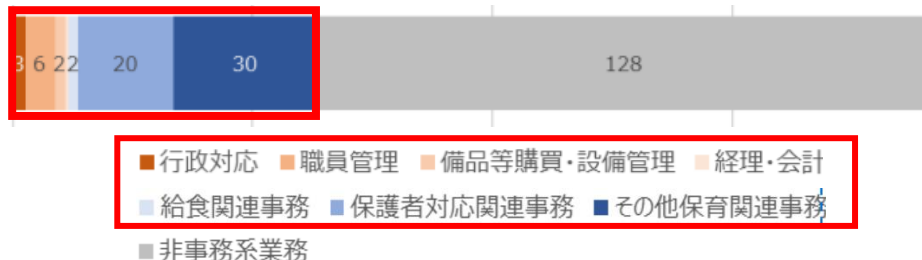
3.(4) 保育DXの推進による業務改善

現状・課題等

- 保育現場におけるICT導入は限定的で、手書きやアナログの業務が存続しているため、給付・監査等で多くの書類作成が必要、自治体により異なる書類の様式等による事務負担が課題。また、自治体でも、多くの書類管理やシステムへの入力作業、煩雑な審査による担当者の事務負担が課題

【保育士/保育教諭 1人当たりの月間平均業務量（業務分類別）】

事務系業務 平均計63時間（業務時間全体の33%）



- ✓ 東京都内の保育事業者を対象とした調査（R2 調査）において、保育士や保育教諭が事務系業務に割いている業務時間は平均63h/月であり、業務時間全体の33%を占めている。

「デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ TYPES 制度概要」より抜粋

- 保護者にとっては、必要な情報収集に手間と時間が掛かる、施設見学は開園時間中に電話で予約、申請書への手書きでの記入など、保活の手續に係る負担が大きいという課題が存在



保護者

保活に関し、大変だったこと・苦労したこと

役所相談

情報収集

施設見学
予約

入所申請

- ✓ 入所相談のために妊娠中や子連れの状態で役所を訪問しなければならなかったこと（341人/696人）
- ✓ 手続や保育施設に関する情報について、「情報が一元化されておらず情報収集が大変」、「訪問や電話をしないと情報を得られない」といった意見
- ✓ 保育施設見学予約の手段がアナログな手段（電話や訪問のみ）しかなかったこと（423人/696人）
- ✓ 入所申請書類を手書きで作成する必要があること、入所申請書類が多かったこと（403人/696人）

一般社団法人 こどもDX推進協会「保活に関する保護者アンケート結果」より抜粋

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

各種手続の標準化・簡素化を図るとともに、テクノロジーの活用による業務改善を進め、効率化できた時間で保育の質の確保・向上に取り組むことができる環境を整備する

✓対応のポイント



- 全国的な基盤整備による現場の負担軽減
- 保育ICTのロールモデルとなる事例創出、横展開

【保育所等におけるICT環境整備】

- 保育現場における保育ICT（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）や、こどもの安全対策に資する設備（午睡センサー・AI見守りカメラ）等の導入を推進する **フェーズ1**

【給付・監査等の保育業務ワンスオンリーの実現】

- 保育施設等と自治体の間でオンライン手続を行うための機能を有する全国的な基盤（保育業務施設管理プラットフォーム）を整備し、他システム（子ども・子育て支援システム、ここdeサーチ、保育ICTシステム）との連携を図りつつ、全国展開を進める **【R8稼働】** **フェーズ2**

【保活ワンストップの実現】

- 保活に関する一連の手続（手続／施設情報検索、見学予約、就労証明書発行等）のワンストップを実現するために、保護者・保育施設等・勤務先企業・自治体の間で必要な情報を受け渡すための全国的な基盤（保活情報連携基盤）を整備し、他システムとの連携を図りつつ、全国展開を進める **【R8稼働】** **フェーズ2**

【保育現場におけるテクノロジー活用を促進するための環境整備】

- ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに、横展開を行うため、①先端的な保育ICTのショーケース化、②ICTに関する相談窓口・人材育成、③ネットワーク形成・普及啓発をパッケージとして行う「保育ICTラボ事業」を実施する **【R6補正】** **フェーズ1⇒2への移行を支える取組**



- 全ての保育所等におけるICT環境の整備【保育所等におけるICT導入率：100%（令和7年度）】
- 保育業務ワンスオンリーによる業務効率化の実現【従来と比較した保育業務施設管理プラットフォームの満足度：70%以上（令和8年度）】
- 負担のない保活の実現【利用者の保活に関する満足度70%以上、参加施設における施設見学予約のオンライン申請率：60%以上（令和8年度）】

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度補正予算額 28億円

事業の目的

- 保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部の補助などにより、保育士等の業務負担の軽減等を図る。保育士等が働きやすい環境を整備することで、保育人材の勤続年数の上昇傾向の維持を目指す。

事業の概要

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人のこどもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士資格の登録申請の届出等について、自治体等の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。
- (6) 児童館において、入退館やこどもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のICT化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を補助する。
- (7) 医療的ケア児を受入れる保育所等について、医療的ケア児とのコミュニケーションツールとなるICT機器の補助を行う。
- (8) 今後の施策の検討に向けた基礎的なデータを把握するため、保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究事業を行う。
- (9) こども誰でも通園事業所におけるICT化を推進するため、(1)の対象となっていない乳児等通園支援事業を実施する事業所が、空き枠の登録等を行うためのICT機器及びインターネット環境の整備、入退室管理を行うためのタブレット型端末の導入、キャッシュレス決済に係る機器の導入費用の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（8に限る）

【補助基準額】（1）(ア)業務のICT化等を行うためのシステム導入

1 機能の場合・・・1施設当たり 20万円（併せて端末購入等を行う場合：70万円）

2 機能の場合・・・1施設当たり 40万円（併せて端末購入等を行う場合：90万円）

3 機能の場合・・・1施設当たり 60万円（併せて端末購入等を行う場合：110万円）

4 機能の場合・・・1施設当たり 80万円（併せて端末購入等を行う場合：130万円）

※1施設1回限り対象。ただし、新たにキャッシュレス決済システムを導入する場合には、過去に本補助金を活用して登降園管理等の他のシステムを導入している場合でも対象。

(イ)翻訳機等の購入 1施設当たり：15万円

(2) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり：20万円

(3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入

(ア)1自治体当たり：5,000千円 (イ)1施設当たり：1,000千円

(4) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり：4,000千円

(5) 保育士資格取得等に係るシステム改修 総額99,640千円のうち各都道府県の受験者数の割合等に応じて設定

(6) 児童館のICT化を行うためのシステム導入 1施設当たり 50万円※1施設1回限り対象

(7) 医療的ケア児を受入れる保育所等におけるICT機器導入 1施設当たり 20万円

(9) こども誰でも通園制度を実施するためのICT機器導入 1施設当たり20万円

【補助割合】（1）国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4

*国：2／3、市区町村：1／12、事業者：1／4

(2) 国：1／2、都道府県・市区町村：1／4、事業者：1／4

*国：2／3、都道府県・市区町村：1／12、事業者：1／4

(3) (ア)国：1／2、市区町村：1／2

(イ)国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4

※(ア)について、管内の病児保育施設の70％以上に予約システムを導入した自治体 国：2／3、市区町村：1／3

(4) 国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

(5) 国：1／2、都道府県：1／2

(6) 国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

(7) 国：1／2、市区町村：1／2

(8) 国：定額

(9) 国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4（*）国：2／3、市区町村：1／12、事業者：1／4

※(1)～(3)、(9)について、地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、国：1／2、自治体：1／2（*）国：2／3、自治体：1／3

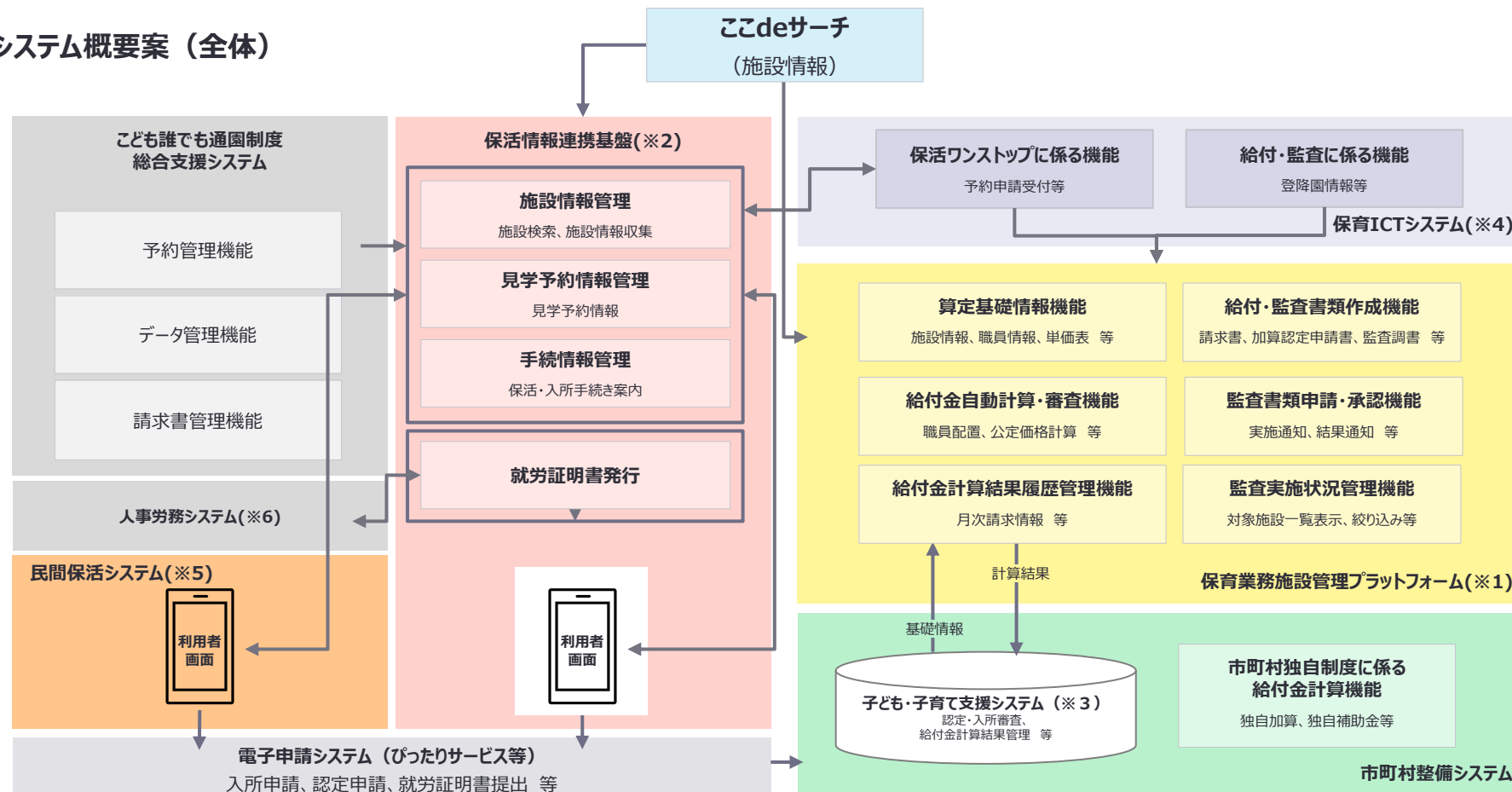
（（1）～（2）、（9）は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。）

*自治体（都道府県・市区町村）において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合、補助率を嵩上げ

5.2.1. システム概要案（全体）

保育DXに係る、全体のシステム概要を整理しました。

システム概要案（全体）



- (※1) 施設管理プラットフォームとは、給付・監査等の保育業務ワンストップの実現に向けて、保育施設等と自治体の間でオンライン手続を行うために国で整備する基盤のことを指す。
- (※2) 保活情報連携基盤とは、保活に関する一連の手続（施設検索・見学予約・就労証明書の提出等）のオンライン・ワンストップを実現するために国で整備する基盤のことを指す。
- (※3) 子ども・子育て支援システムとは、子どものための教育・保育給付認定等に係る事務を行うために、国が定める標準仕様書に基づき各自治体で整備する基幹業務システムのことを指す。
- (※4) 保育ICTシステムとは、保育施設等で導入しているパソコンやタブレット端末を利用した保育業務支援システムを指す。
- (※5) 民間保活システムとは、民間事業者が提供する、保活に関する手続を保護者が行うことを支援するためのシステムを指す。
- (※6) 人事労務システムとは、各保護者の勤務先企業において導入している、保護者の雇用形態や勤労実績等の管理を行うためのシステムを指す。

令和6年度補正予算額 34億円

事業の目的

- 給付・監査等の保育業務のワンスオンリーを実現することにより、保育士等の事務負担を軽減し、こどもと向き合う時間を確保するとともに、自治体担当者の事務負担を軽減し、保育の質の向上に関わる業務に注力できるような環境を整備する。

事業の概要

- 保育施設等におけるICT導入は限定的で、手書きやアナログの業務が存続しているため、給付・監査等の場面で多くの書類作成が必要となっており、保育士等の事務負担が大きくなっている。また、自治体においても、多くの書類管理や煩雑な審査が必要であり、担当者の事務負担が大きくなっている。
- こうした課題を解決し、保育における給付・監査等の業務のオンライン・ワンスオンリー（※）を実現するために、
 - ・ 保育施設等の保育ICTシステム
 - ・ 自治体の基幹業務システム（子ども・子育て支援システム）

（※）一度提出した情報は、二度提出することを不要とすること

等と連携し、

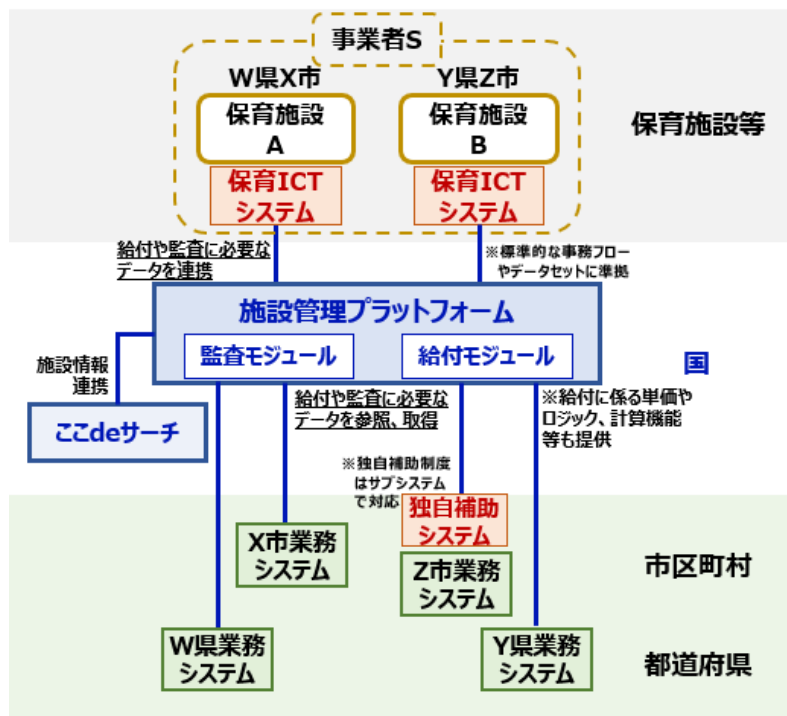
- ① 給付・監査情報入力機能（加算認定申請、監査調書等）
- ② 給付金自動計算・審査機能（職員配置、公定価格計算等）
- ③ 監査書類提出・通知機能（実施通知、結果通知等）

等の機能を有する全国的な基盤（施設管理プラットフォーム）を整備する。

※具体的な機能等については、デジタル田園都市国家構想交付金TYPESを活用した試行や「[保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会](#)」における議論等を踏まえつつ、検討。

※令和8年度のシステム改修に係る要件定義等も上記予算額の中で実施。

【システムのイメージ図】



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

事業の目的

- 保活に関する一連の手続（就労証明書の提出を含む。）のオンライン・ワンストップを実現し、保育施設への入所手続の円滑化並びに当該手続における保護者及び自治体の負担の軽減を図る。

事業の概要

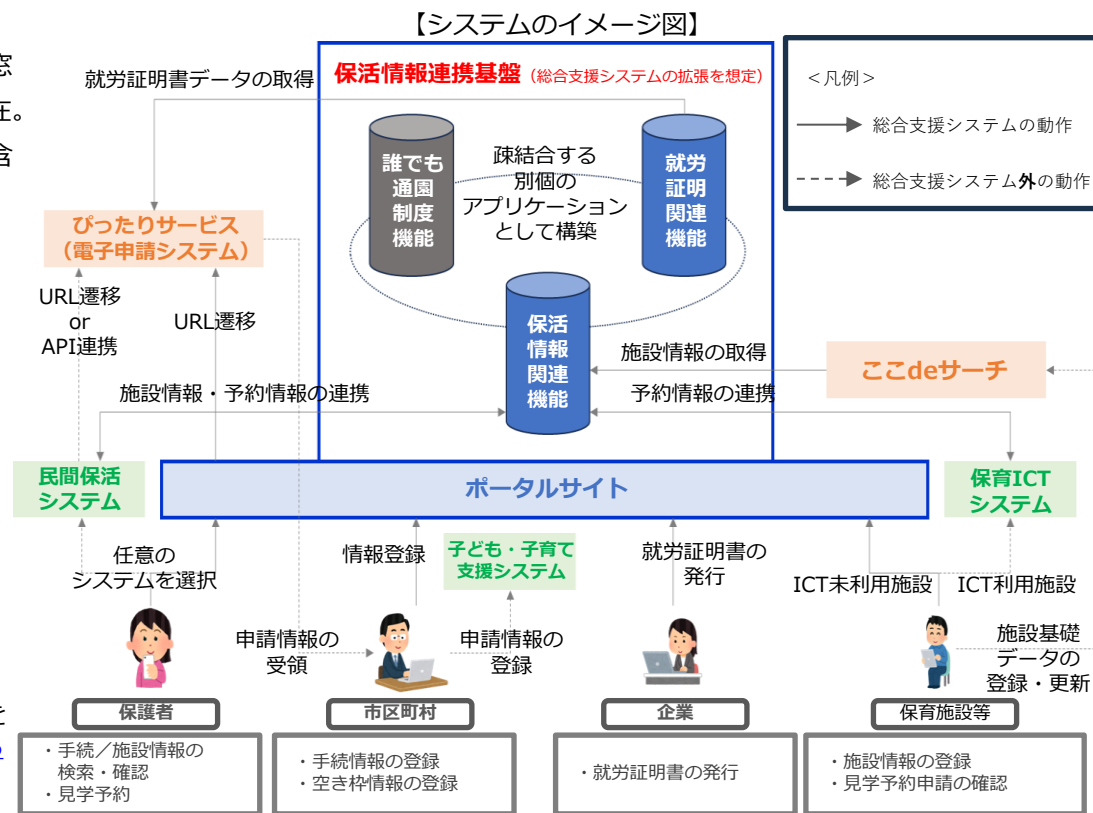
- 保育施設等への入所申請にあたり、必要な情報収集や施設見学予約、窓口申請等の一連の保活に係る保護者の負担が大きいといった課題が存在。
- こうした課題を解決し、保活に関する一連の手続（就労証明書の提出含む。）のオンライン・ワンストップを実現するために、

- ・保護者が利用する民間保活システム
- ・保育施設等の保育ICTシステム
- ・自治体の電子申請システム 等と連携し、

- ① 手続／施設情報の検索・確認、見学予約（利用者向け）
 - ② 手続／空き枠情報の登録（市区町村向け）
 - ③ 就労証明書の発行（企業向け）
 - ④ 施設情報の登録、見学予約申請の確認（保育施設等向け）
- 等の機能を有する全国的な基盤（保活情報連携基盤）を整備する（令和7年度中にこども誰でも通園制度のシステムの改修の中での構築を視野に入れて検討）。

※具体的な機能等については、デジタル田園都市国家構想交付金TYPESを活用した試行や「[保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会](#)」における議論等を踏まえつつ、検討。

※令和8年度のシステム改修に係る要件定義等も上記予算額の中で実施。



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度補正予算 1.9億円

事業の目的

- ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに、横展開を行うことにより、負担軽減や保育の質の向上効果を保育現場が実感をもって理解する環境を整備するとともに、働きやすい職場環境づくりを通じた将来の保育士を目指す若者への魅力発信にも資する。

事業の概要

- 全国複数拠点において、民間事業者等が自治体と連携し、以下の3つをパッケージとして行うモデル的な取組（「保育ICTラボ」）を行うための経費を支援する。

①先端的な保育ICTのショーケース化

一定の地域内にある先端的な保育ICTを実践している保育所等について、実践公開や導入効果の最大化等を通してショーケース化する取組に対する支援を行う。

※事例の発掘に当たっては、別途実施する、保育ICTの導入状況に関する調査研究とも連携を図る。

※他の保育ICTに係る事業で補助対象となっているシステム・機能に係る導入経費に関しては、本事業の補助対象外。



②ICTに関する相談窓口・人材育成

ICT導入に関する技術的なサポート対応や、保育施設等においてICT推進のコアとなる人材の育成、ICT活用に当たっての伴走支援を行う外部人材の派遣に係る経費に対する支援を行う。



③ネットワーク形成・普及啓発

包括的なICT化の取組を行っている保育施設等や自治体間のネットワーク形成、及びこうした取組の社会的気運を醸成していくための普及啓発に係る経費（自治体内における先端事例の横展開、全国的な先進自治体・施設間のネットワーク形成・情報交換等）に対する支援を行う。



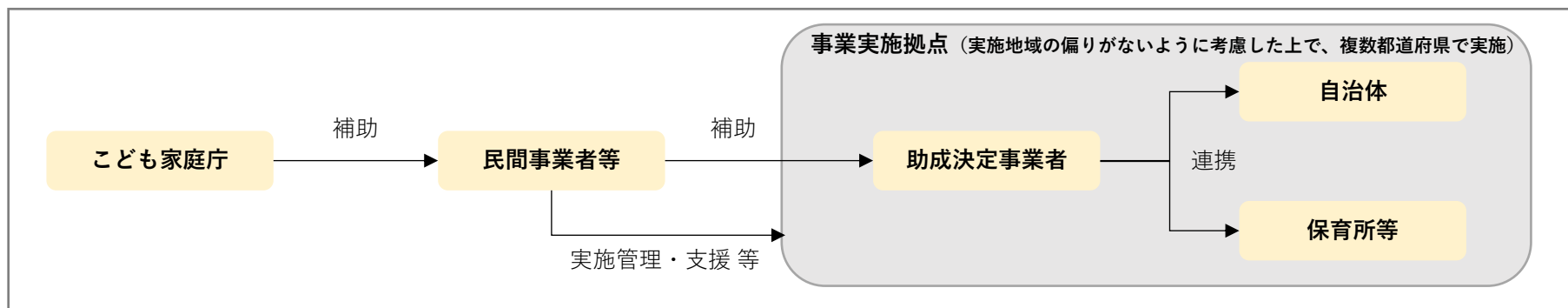
実施主体等

【実施主体】保育ICTに知見を有する民間事業者等（公募により決定） 【補助率】定額

※ 民間事業者等が実施主体となり、別途公募により採択された実施団体（自治体及び連携事業者等）による事業の実施を管理。

事業概要のイメージ

事業スキーム



【各者の役割】

- こども家庭庁 : 公募により本事業の実施主体となる保育ICTに知見を有する民間事業者等を決定し、補助を行う
- 民間事業者等 : 助成決定事業者を公募の上、こども家庭庁とともに審査・選定し、各拠点における取組の実施管理や支援を行うほか、参画自治体間のネットワーク形成に向けた定期連絡会議の開催や、全国への普及啓発等のためのシンポジウムの開催等を行う
- 助成決定事業者 : 自治体や保育所等と連携し、各拠点における①先端的な保育ICTのショーケース化、②ICTに関する相談窓口・人材育成、③ネットワーク形成・普及啓発を行う（※あらかじめ連携する自治体との合意の下、助成の申込を行う）
- 自治体 : 助成決定事業者と連携し、拠点における各取組に伴走するほか、創出された事例について自治体内での横展開を行う
- 保育所等 : 助成決定事業者と連携し、拠点における各取組に参画する

スケジュール（予定）

- ・ 令和7年2月頃：民間事業者等の公募開始
- ・ 令和7年4月頃：民間事業者等の審査・交付決定（こども家庭庁）
- ・ 令和7年5月頃：助成決定事業者の公募・審査・交付決定（民間事業者等）
- ・ 令和7年6月頃：各拠点における取組の開始
- ・ 令和8年2月頃：各拠点における取組の完了
- ・ 令和8年3月頃：事業報告会の開催

実施主体等（詳細）

- 【実施主体】保育ICTに知見を有する民間事業者等（公募により決定）
 - ※ 民間事業者等が実施主体となり、別途公募により採択された助成決定事業者（自治体との連携を要する）による事業の実施を管理。
- 【補助額】約1.9億円を上限額とする
 - ※ うち、助成決定事業者への補助に要する経費については、1助成決定事業者当たり、連携する自治体毎に1,200万円を上限とする
- 【補助率】定額（国：10/10相当）

保育ICTラボ事業 実施事業一覧

①北海道厚沢部町
厚沢部町における保育ICTやフォトAIの
利活用と一時保育における活用の取組
(ユニファ株式会社)

②栃木県栃木市
栃木市における保育ICT（基本4機能＋午睡チェッ
ク・写真管理AI）の先進的な利活用と地域子育て
支援（誰でも通園制度・親子カフェ）における活
用の取組み（ユニファ株式会社）

③茨城県つくば市
保育ICT導入・利活用に向けた地域伴走支援
モデル創出事業（株式会社コードモン）

④千葉県柏市
千葉県柏市における保育ICT（基本4機能＋
午睡チェック・フォトAI）の先進的な利活用
と保育士の力を引き出す取組み（ユニファ
株式会社）

⑤東京都江東区
江東区における保育ICT・フォトAIの利活用
と保活DX・導入手法とチーム作り（ユニ
ファ株式会社）

⑥東京都町田市
町田市における大規模保育園での保育ICT
（基本4機能＋午睡チェック・フォトAI）の
先進的な利活用と安全テック（ユニファ株式
会社）

⑦静岡県
みらいのほいくデザイン事業
～つなぐ、育てる、ひらく。保育と新しい園
の形～（株式会社サンロフト）

⑧大阪府豊中市
ICT導入・活用推進と導入効果最大化に資す
るICT活用モデル創出事業（株式会社コード
モン）

⑨兵庫県神戸市
神戸市連携 保育ICTラボ事業：給付DX・安全管理・キャッ
シュレス・AI写真管理の統合モデル実証（株式会社MJ）

⑪埼玉県、愛媛県松前町、福岡県宗像市
保育ICT伴走支援事業（自治体類型別モデル実証）
（一般社団法人保育ICT推進協会）

⑫大阪府大阪市、沖縄県豊見城市
保育者養成校発・保育ICTモデル構築と全国展開プロジェクト
（学校法人OCC）

⑩岡山県岡山市
地域と共生する保育所における先進的ICT利活用の
全国発信（三和マッチシステム株式会社）

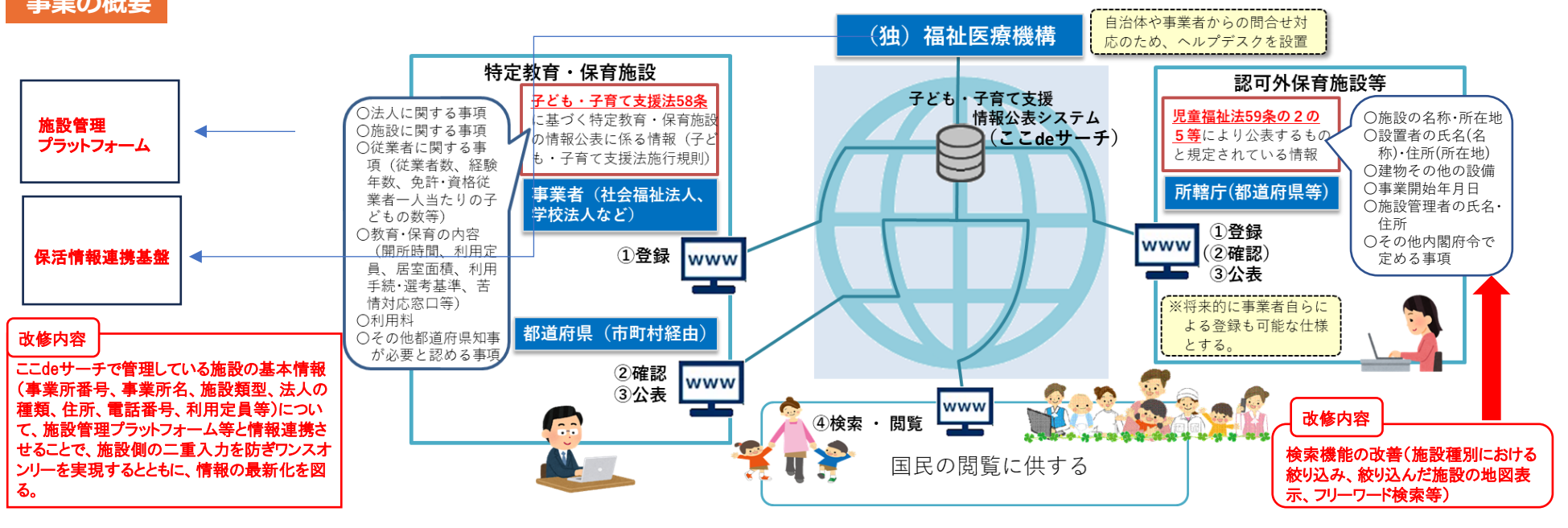
事業名	事業者	連携自治体
①厚沢部町における保育ICTやフォトAIの活用と一時保育における活用の取組 ・一時預かりを複数実施する施設を中心としたショーケース化を実施。ICT相談窓口を設置し、ICT支援員による人材育成を行い、保育施設に限らず保育士養成校や保育ベンダーの顧客、他自治体へ普及啓発を図る。	ユニファ株式会社	北海道厚沢部町
②栃木市における保育ICT（基本4機能＋午睡チェック・写真管理AI）の先端的な活用と地域子育て支援（誰でも通園制度・親子カフェ）における活用の取り組み ・保育ICT基本4機能＋午睡チェックに加え写真管理をフル活用しショーケース化を実施。ICT相談窓口を設置し、ICT支援員による人材育成を行い、保育施設に限らず保育士養成校や保育ベンダーの顧客、他自治体へ普及啓発を図る。	ユニファ株式会社	栃木県栃木市
③保育ICT導入・活用に向けた地域伴走支援モデル創出事業 ・ICT未導入の保育所へのICT導入及びICT環境が整備されている保育所への先進的な機能活用を通じ、導入及びICT導入効果の最大化のモデル事例を創出。巡回支援員の派遣、相談窓口の設置、研修動画により人材育成を行い、自治体内での協議会開催及び事業終了後成果報告会による他自治体への普及啓発を図る。	株式会社コドモン	茨城県つくば市
④千葉県柏市における保育ICT（基本4機能＋午睡チェック・フォトAI）の先端的な活用と保育士の力を引き出す取り組み ・保育ICT基本4機能＋午睡チェックに加えインカム、AIカメラの活用によりショーケース化を実施する。ICT相談窓口を設置し、ICT支援員による人材育成を行い、保育施設に限らず保育士養成校や保育ベンダーの顧客、他自治体へ普及啓発を図る。	ユニファ株式会社	千葉県柏市
⑤江東区における保育ICT・フォトAIの活用と保活DX・導入手法とチーム作り ・登降園管理、保護者との連絡帳機能、保育に関するドキュメント（計画・記録）管理、フォトAIの活用によりショーケース化を実施。保活におけるICTの活用事例も構築予定。ICT相談窓口を設置し、ICT支援員による人材育成を行い、保育施設に限らず保育士養成校や保育ベンダーの顧客、他自治体へ普及啓発を図る。	ユニファ株式会社	東京都江東区
⑥町田市における大規模保育園での保育ICT（基本4機能＋午睡チェック・フォトAI）の先端的な活用と安全テック ・保育ICT基本4機能＋午睡チェックに加えAIカメラの活用によりショーケース化を実施する。ICT相談窓口を設置し、ICT支援員による人材育成を行い、保育施設に限らず保育士養成校や保育ベンダーの顧客、他自治体へ普及啓発を図る。	ユニファ株式会社	東京都町田市
⑦みらいのほいくデザイン事業 ～つなぐ、育てる、ひらく。保育と新しい園の形～ ・グループウェア（社内コミュニケーションツール）の導入、AIチャットボットの活用、モバイルディスプレイの導入による2画面体制の構築によりショーケース化を実施。巡回支援によりICT化のサポートをし、セミナー開催等により横展開を図る。	株式会社サンロフト	静岡県
⑧ICT導入・活用推進と導入効果最大化に資するICT活用モデル創出事業 ・ICT環境が整備されている保育所においてデータを生成AIにより解析、データ活用に必要となるICT機能等について検証。巡回支援員の派遣、相談窓口の設置、研修動画により人材育成、自治体内での協議会開催及び事業終了後成果報告会による普及啓発を図る。	株式会社コドモン	大阪府豊中市
⑨神戸市連携 保育ICTラボ事業：給付DX・安全管理・キャッシュレス・AI写真管理の統合モデル実証 ・給付、帳票管理、AI写真管理、安全管理、予約・決裁に係るICTを活用し、モデル事例を創出。ICT相談窓口を設置し、体験会を開催。施設にはICT推進担当者を設けることで活用促進を図る。全国の自治体職員、先進施設に向けオンライン報告会を実施。	株式会社MJ	兵庫県神戸市
⑩地域と共生する保育所における先端的ICT活用の全国発信 ・AI顔認証による登降所受付、AIによる文章作成補助及び画像生成、AI写真管理、午睡チェック等を活用したモデル事例創出。ICT相談窓口設置し、体験会等により人材育成。大学等と普及啓発に関する資料を作成し、複数団体とのネットワーク形成。	三和マッチシステム株式会社	岡山県岡山市
⑪保育ICT伴走支援事業（自治体類型別モデル実証） ・性質が異なる自治体において、それぞれの実情に応じたICT化の支援のあり方を検証。巡回支援や研修動画により施設や自治体向けに相談支援及び人材育成を行う。研修や成果報告会によるネットワーク形成や普及啓発を図る。	一般社団法人 保育ICT推進協会	埼玉県 愛媛県松前町 福岡県宗像市
⑫保育者養成校発・保育ICTモデル構築と全国展開プロジェクト ・保育ICT基本4機能に加え、他のツールを組み合わせたモデル事例を創出。個別相談会や問い合わせ窓口設置e-learning、事例の発信により人材育成を促進する。オンラインイベントの開催によりネットワーク形成や普及啓発を図る。	学校法人 OCC	大阪府大阪市 沖縄県豊見市

令和6年度補正予算 1.5億円

事業の目的

- 子ども・子育て支援法第58条に基づく特定教育・保育施設の情報公表及び幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設等の情報公表について、全国の施設・事業情報をインターネット上で直接検索・閲覧できる環境を構築し、安定した運用を行うことを目的とする。
- 令和6年度補正においては、認可外保育施設等に係る検索機能の改善(施設種別における絞り込み、絞り込んだ施設の地図表示、フリーワード検索等)のための改修及び保育ワンスオンリー(施設管理プラットフォーム)・保活ワンストップ(保活情報連携基盤)との連携のための改修に要する費用を計上し、国民が保育所等の情報をより簡単に検索・閲覧できるようにする。

事業の概要



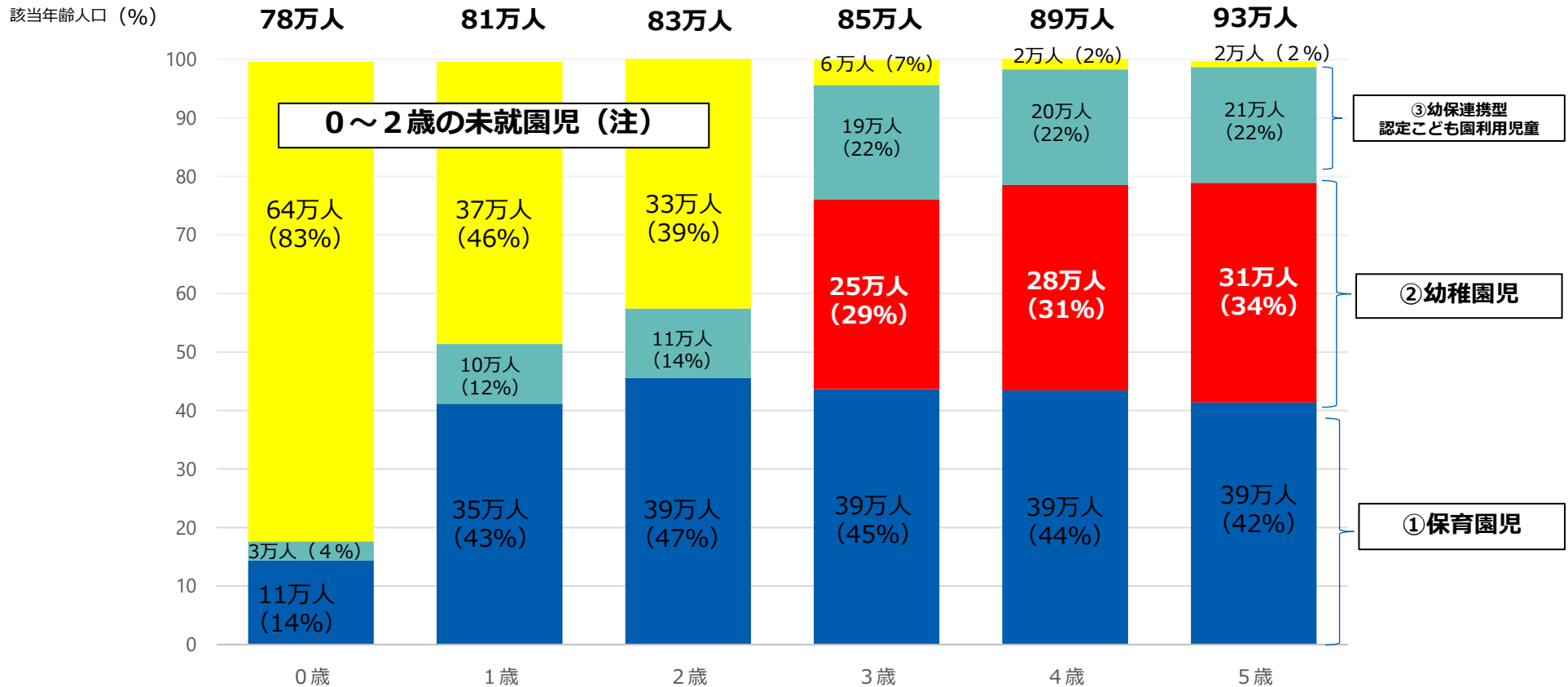
実施主体等

【実施主体】独立行政法人福祉医療機構

参考データ

年齢別の未就園児の割合（令和5年度）

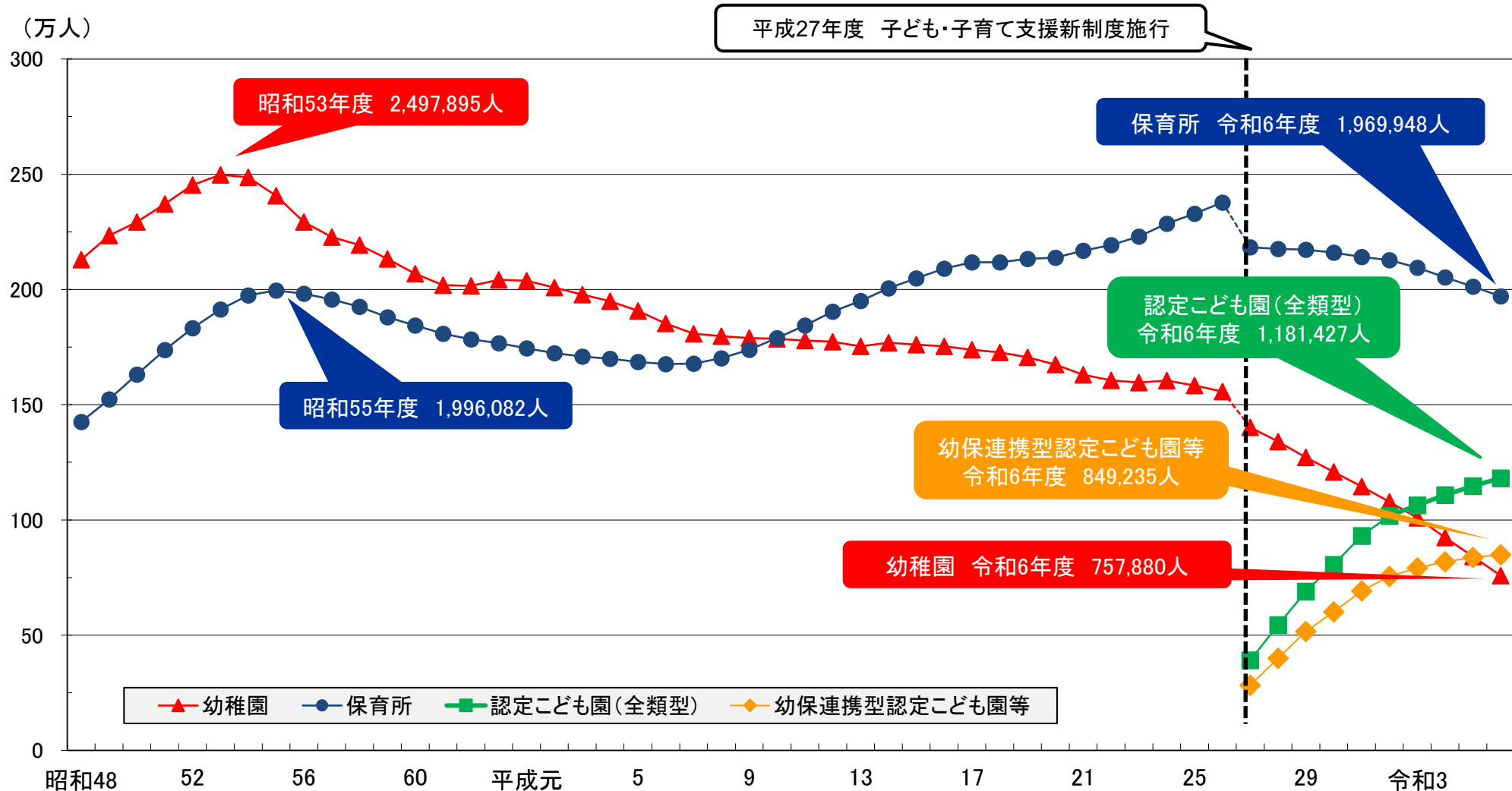
○ 年齢人口から推計される未就園児は、0～2歳児の約6割（約134万人）、3～5歳児の約4%（約10万人）となっている。



（注）各年齢の人口から①～③を差し引いた推計。企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用している児童を含むことに留意が必要。

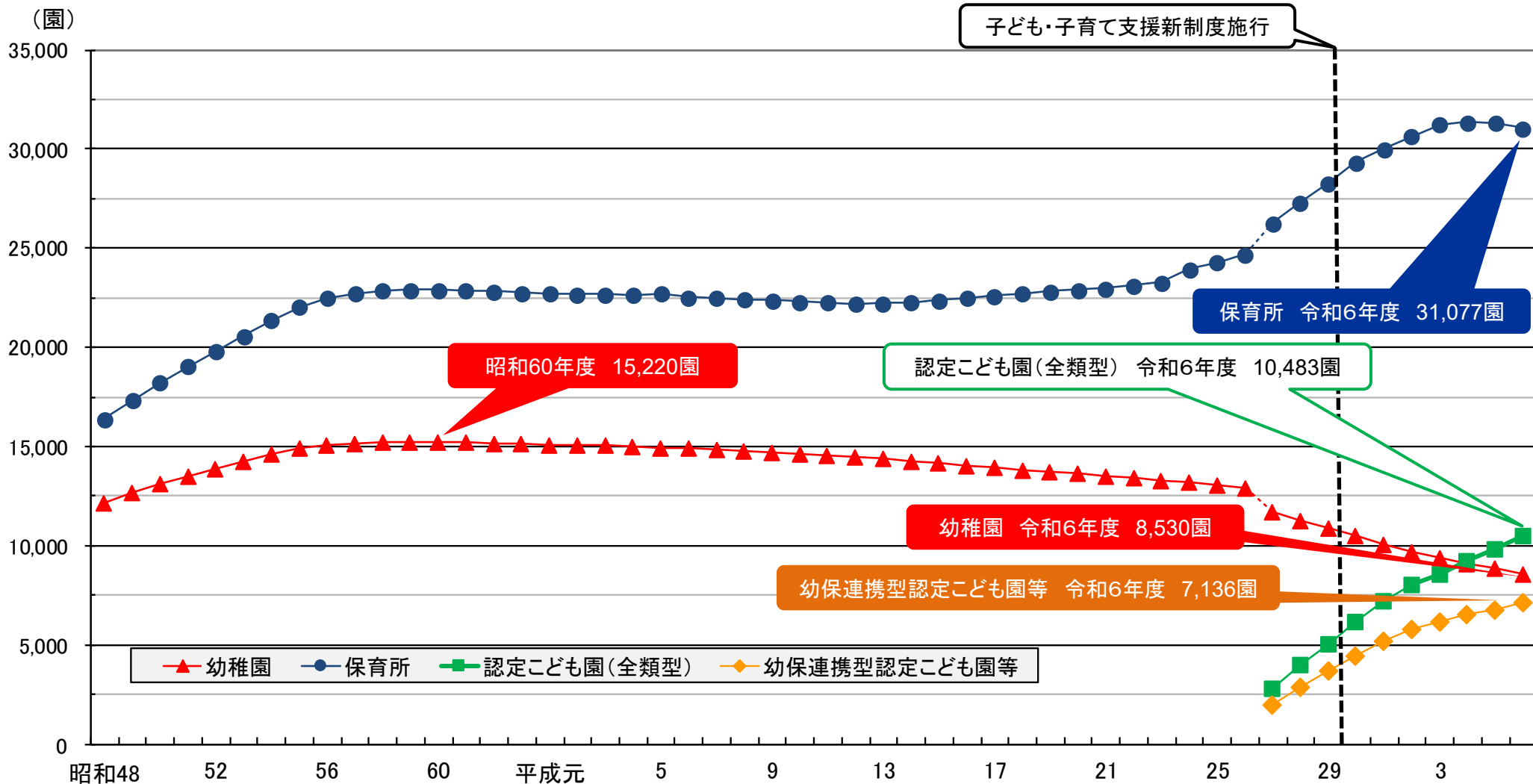
※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和5年10月1日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。
※幼保連携型認定こども園の数値は令和5年度「認定こども園に関する状況調査」（令和5年4月1日現在）より。
※「幼稚園」には特別支援学校幼稚園部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和5年度「学校基本調査」（確定値、令和5年5月1日現在）より。
※保育所の数値は「待機児童数調査」（令和5年4月1日現在）より。なお、「保育所」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（令和4年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。
※「就園していない児童」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育所在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。
※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

幼稚園・認定こども園・保育所 在園者数年次比較



- (注) ・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業（※平成27年度より）を含む。
 ・幼保連携型認定こども園等は、幼保連携型認定こども園と地方裁量型認定こども園の合計。
 ・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。
 ・幼稚園の数値は「学校基本調査」（各年5月1日現在、令和6年度のみ速報値。）、認定こども園の数値は「認定こども園に関する状況について」（各年4月1日現在）より。
 ・保育所の数値は「保育所等関連状況取りまとめ」（各年4月1日現在）より。
 ※平成26年度以前の数値は「社会福祉施設等調査」（各年10月1日現在）より推計。

幼稚園・認定こども園・保育所 施設数年次比較



- (注) ・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業(※平成27年度より)を含む。
 ・幼保連携型認定こども園等は、幼保連携型認定こども園と地方裁量型認定こども園の合計。
 ・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。
 ・幼稚園の数値は「学校基本調査」(各年5月1日現在)、認定こども園の数値は「認定こども園に関する状況について」(各年4月1日現在)より。
 ・保育所の数値は「保育所等関連状況取りまとめ」(各年4月1日現在)より(※平成26年度より前の数値は「社会福祉施設等調査」(各年10月1日現在)より推計。)